

点検・評価報告書

平成27年3月

日本赤十字九州国際看護大学

目 次

序 章	p. 1
本 章	
第1章 理念・目的	p. 3
第2章 教育研究組織	p. 7
第3章 教員・教員組織	p. 11
第4章 教育内容・方法・成果	p. 16
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	p. 16
(2) 教育課程・教育内容	p. 24
(3) 教育方法	p. 30
(4) 成果	p. 40
第5章 学生の受け入れ	p. 46
第6章 学生支援	p. 52
第7章 教育研究等環境	p. 64
第8章 社会連携・社会貢献	p. 71
第9章 管理運営・財務	p. 77
(1) 管理運営	p. 77
(2) 財務	p. 83
第10章 内部質保証	p. 87
終 章	p. 93

序 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）の4番目の看護大学として平成13年に開学し、本年度14年目を迎えている。本学は、九州地区の赤十字看護師養成の拠点として、また、国際組織である赤十字の一員として、広く国内外において人道的任務の達成を図るため、国際的にも活動できる看護師育成を目指す学園6大学のうち、唯一「国際」を標榜する看護系大学である。

本学は、「赤十字の基本原則である『人道（Humanity）』に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実践し、人々の健康及び福祉の向上に貢献するための基礎的能力を育む」ことを教育理念として、学部・研究科のそれぞれにおいて、教育目的・目標に沿った教育活動を実施している。

本学は、開学以来、看護学部教育の基礎づくりから充実へと努め、平成19年には、大学院看護学研究科を開設し、高度な看護専門職の育成と研究体制を整備した。また、平成22年に看護教育継続センター、平成25年に国際看護実践研究センターを開設、平成26年には地域連携室を設置し、地域とともにある大学としての役割発揮や本学の特色の一つである「国際」を強化する体制を整えてきた。

平成20年度に公益財団法人大学基準協会による「大学認証評価」を受審し、大学基準適合の認定を受けることができた。その際、4項目の改善指摘事項（助言）を受けた。それらは、①看護研究科のハラスメント防止対策について、大学院生への周知が徹底していないこと、②専任教員の平均年齢が高く61歳以上の教員の占める割合及び65歳以上の教授の占める割合が高いこと、③学長の権限内容が規定されていないこと、④財務状況について、ホームページ以外の媒体による公開が望まれることであった。この点に対して、全学で改善に努めた。助言①に関しては、平成21年度から大学院学生便覧への掲載やガイダンスでの説明、啓発用のパンフレット等の配布によって周知するとともに、相談体制の強化を図り、教職員への研修を実施している。助言②に関しては、特任教員の在任期間を定め実施した結果、平成25年には、平均年齢の低下とともに65歳以上の教授は半数に減少した。また、若手教員の博士号取得への育成に努め、大学教育の継続性と活性化を図れるよう全体のバランスを保つように努めている。助言③に関しては、学園において、「日本赤十字学園理事会業務委任規程」が制定され、理事長から学長への権限の委任にすることが規定された。助言④に関しては、財務状況の公表をホームページに加えて、「キャンパス通信『一碧』（いっぺき）」という紙媒体で情報を提供している。平成24年7月に以上4項目に対して改善報告を提出した結果、平成25年3月に改善の成果は満足すべきものとの通知をいただいた。

大学院看護研究科については、大学認証評価受審時は申請資格充足年度を経ていなかったため、平成24年7月までに「完成報告書」を提出することを求められ、報告の結果、目標はおおむね達成されているとの評価をいただいた。

平成 27 年度に 2 回目の「大学認証評価」を受審するにあたり、教職員全員で本学における意義・目的、点検・評価の重要性について再確認した。これを通して、本学にとって最も重要な 2 点を再認識するに至った。第一に、大学は社会から負託された存在であり、第三者の意見を取り入れながら評価・改善することにより教育の質の担保し、情報公開を通じて説明責任を果たすこと。第二に、教職員一人ひとりが、大学運営の一員であることを深く自覚して、全学体制で自己点検・評価に臨むこと。この 2 点を全員で共有することにより、教職員個人の主体的な活動と協働を促し、大学の活性化につながった。

本学は、開学 2 年目に「自己点検・評価委員会」とその規程を整備し、翌年平成 15 年度から自己点検・評価を実施してきたが、平成 24 年度には、各委員会が実施した現状分析調査を基に重点課題を明確化し、本学の全構成員に改善の周知を図り意識向上に努めてきた。平成 25 年度は、本学の設置主体である学校法人日本赤十字学園の第一次中期計画（平成 20～25 年度）評価に基づく本学の第一次中期計画の評価時期にあたったため、大学基準協会の認証評価項目と併せて評価することにした。そして、この評価を基に、第二次中期計画（平成 26～30 年度）策定を行うことにした。学長を長とする第二次中期計画策定プロジェクトを設置し、5 ヶ年の到達目標及びアクションプランを策定した。また、このプロジェクトを認証評価にかかる自己点検・評価にも対応する学内組織体制とした。自己点検・評価を行うにあたって、教職員全体でその目的・意義を確認し、自己点検・評価委員会を中心に FD/SD 委員会、教職員会議等、情報の共有や討議を重ねてきた。報告書は各章担当責任者が執筆したが、編集を円滑にするため自己点検・評価ワーキンググループが補助をした。執筆のプロセスにおいても、他の担当者と相互に検討する場を持つなど、全学で自己点検・評価の結果を共有することができた。これを機に、大学運営は、大学の理念・目的、教育目標に沿って各自が責任を持って教育活動を行うこと、そして、大学運営の目標達成に向けて協働して行うことの再認識と体制の基盤が強化されたことは有益であった。

今回の評価の成果を真摯に受け止め、全学一体となって改革を図り、これからの社会に一層の貢献ができるよう努めていく。

平成 27 年 3 月吉日

日本赤十字九州国際看護大学

学 長 浦田 喜久子

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が第4番目に設置する、九州地区の赤十字看護人材養成の拠点として、また、本邦唯一「国際」を標榜する看護系高等教育機関として平成13年4月に開学した（資料1-1 第4条）。本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的としている（資料1-2 第1条）。

<2>看護学部

看護学部（以下「学部」という。）は、教育理念として、赤十字の基本原則である人道に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広い知識と深い専門の学芸を授け、国内外の幅広い領域で、看護を主体的かつ創造的に実践し、人々の健康及び福祉の向上に貢献するための基礎的能力を育むことを掲げている（資料1-3 p.5）。

<3>看護学研究科

大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）は、教育理念として、人間の尊厳を基調として多様な健康ニーズに対応できる高度な専門性を追究することを掲げている（資料1-4 p.5）。

その目的は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るために、看護に関する学術の中心として、①広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究すること、②深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図ること、③看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること、である（資料1-5 第1条）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

学部・研究科の教育理念・目的は、学生に対しては毎年度当初に開催するガイダンスで学部長が学生便覧を用い周知している。また教職員に対しては、毎年度当初に開催する教職員会議及び新規採用職員対象オリエンテーションなどで学長が教職員ハンドブックを用い周知している（資料1-6 p.7～11）。教育理念・目的は大学案内、学生募集要項、学生便覧に明記されており、それらを用いて、オープンキャンパス等で受験生に周知を図っている（資料1-7、資料1-8）。

さらに、大学ホームページ（以下「HP」という。）に一元的に掲載し広く社会に公表している（資料 1-9）。

＜2＞看護学部

学生に対して、学部の教育理念・目的は、毎年度発行する学生便覧シラバスの最初のページに掲載し、各学年、セメスター毎に行っているガイダンスで説明し、カリキュラムとの関連づけをしながら確認させている（資料 1-3 p.5）。教員は、次年度のシラバス作成時に、担当する授業と教育理念・目的との関連性を確認している。また、教職員には年度初めに開催する教職員会議において理念・目的を周知徹底している（資料 1-6 p.7～11）。また、受験生や社会に対しては、募集要項や大学案内、大学パンフレットで公開するとともに、HP で広く公表している（資料 1-7、資料 1-10）。

＜3＞看護学研究科

研究科の教育理念・目的は、学則として明文化され、学生便覧シラバスによって教職員・学生に周知するとともに、新規採用教職員には新採用オリエンテーションで説明し、新入生には入学ガイダンスにおいて周知徹底を図っている（資料 1-4 p.5、資料 1-6 p.7～11）。また、受験生や社会に対しては、募集要項や大学案内、大学院パンフレットで公開するとともに、HP で広く公表している（資料 1-8、資料 1-11）。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

＜1＞大学全体

本学の設置主体である学園は第二次中期計画（平成 26～30 年度）を策定しており（資料 1-12）、本学は本計画を検討する教職員会議を開催して（資料 1-13 p.60）、理念・目的の適切性・一貫性を討議した。さらに、「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」において、大学に対する社会的要請の視点から理念・目的の適切性を検証するために、年 2 回、意見を聴取している（資料 1-14、資料 1-15）。

＜2＞看護学部

本学の第二次中期計画（平成 26～30 年度）において、2 年に 1 回、学部領域代表者会議で定期的に検証を行うこととしている（資料 1-16 p.5、資料 1-17）。

＜3＞看護学研究科

教育理念・目的の適切性については、本学の第二次中期計画において 2 年に 1 回、研究科領域代表者会議で定期的に行うこととしている（資料 1-16 p.5、資料 1-18）。また、学園 5 大学による大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設を準備している（資料 1-19）、学則改正において教育理念・目的の見直しが必要である。

2. 点検・評価

【充足状況】

大学の教育理念・目的については大学全体、学部、研究科のそれぞれで定期的に検証し、できるだけ多くの機会・媒体を通して社会に公表し、すべての教職員に周知徹底するという方針のもと、自己評価だけでなく、大学運営審議会の外部評価も実施しているため、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

教育理念・目的の適切性については、従来は開設時とカリキュラム変更時のみに検討してきただけであったが、本学の第二次中期計画において2年に1回、学部領域代表者会議で定期的に行うこととしている。その周知については多種類の媒体で公表し、オリエンテーション、ガイダンス等で徹底を図っている（資料1-20）。

<2>看護学研究科

教育理念・目的の適切性については、従来は開設時とカリキュラム変更時のみに検討してきただけであったが、2年に1回、見直すことにしている。また、教育理念・目的の周知・公表については多種類の媒体で公表し、オリエンテーション、ガイダンスで周知徹底を図っている（資料1-21）。

②改善すべき事項

<1>看護学部

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設に伴い、大学全体、学部、研究科それぞれの教育理念・目的を統一的に見直す必要がある。

<2>看護学研究科

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設に伴い、研究科の教育理念・目的を見直す必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

学部領域代表者会議における教育理念・目的の適切性の定期的検証だけでなく、平成28年度に運用を予定している新カリキュラムを、周知徹底するプロセスにおいて、教職員会議、教授会、経営会議で大学・学部の教育理念・目的の適切性を検証する。

<2>看護学研究科

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設準備が進んでいるので、既存の修士課程と新しい博士後期課程それぞれの教育理念・目的について、周知・公表の内容・方法を研究科領域代表者会議、研究科入学試験委員会で検討する。

②改善すべき事項

<1>看護学部

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設後に、大学・学部の教育理念・目的の統一の見直しを、学部領域代表者会議を中心に行うとともに、以後、第二次中期計画に基づいて、2年に一度、学部領域代表者会議が定期的に検証を実施する。

〈2〉看護学研究科

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設に合わせて、研究科の教育理念・目的をさらに高める必要があるので、研究科領域代表者会議、研究科委員会では議論、合意形成を進める。

4. 根拠資料

- 1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 1-2 日本赤十字九州国際看護大学学則
- 1-3 平成 26 年度学生便覧シラバス
- 1-4 平成 26 年度大学院学生便覧シラバス
- 1-5 日本赤十字九州国際看護大学大学院学則
- 1-6 平成 26 年度教職員ハンドブック
- 1-7 大学案内 2014
- 1-8 大学院案内 2014
- 1-9 ホームページ/情報公開
http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/release_new.cgi
- 1-10 ホームページ/学部/教育理念・教育目的・教育目標・アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アセスメントポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/faculty/faculty02.html>
- 1-11 ホームページ/大学院/教育理念・教育目的・教育目標・アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アセスメントポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate02.html>
- 1-12 学校法人日本赤十字学園第二次中期計画
- 1-13 平成 25 年度事業報告書
- 1-14 日本赤十字九州国際看護大学運営審議会設置要綱
- 1-15 平成 26 年度第 1 回運営審議会議事要旨・議事録
- 1-16 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画
- 1-17 日本赤十字九州国際看護大学学部領域代表者会議規程
- 1-18 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科領域代表者会議規程
- 1-19 日本赤十字学園 5 大学共同教育課程（博士後期課程）設置計画（案）
- 1-20 平成 26 年度看護学部ガイダンス日程表（前期・後期）
- 1-21 平成 26 年度看護学研究科ガイダンス日程表（前期・後期）

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、平成25年度から学部、研究科、看護継続教育センター、国際看護実践研究センターの組織を編成している（資料2-1 第2条・第4条、資料2-2）。教育研究組織の設置、改組、廃止等に関する重要事項は、学園の理事会、評議員会で審議され承認される。

学部、研究科は各々の教育理念を実現するために、学部教育は教授会、大学院教育は研究科委員会の議を経て、経営会議で学長が決定した上で学園に提案し、学園理事会、評議員会への提案事項を審議している（資料2-3、資料2-4）。平成26年度からは、学部、研究科にそれぞれ領域代表者会議を設置し、教育研究組織の設置、改組、廃止等に関連する事項として学部、研究科の将来計画を審議している（資料2-5 第4条、資料2-6 第4条）。

研究科の教育研究組織は、現状では看護学専攻修士課程だけであるが、本学の教育理念や目的を高いレベルで達成するためには博士課程や専門看護師教育課程が必要であり、これらの課程については現在、準備や検討を進めている（資料2-7）。また、福岡赤十字病院内にサテライトを設置し、社会人の学び直し、研究科における科目等履修を進めるためにテレビ会議システムを利用した「お試し受講（遠隔授業）」を実施している（資料2-8）。

看護継続教育センターは、「実践力を持った看護専門職の育成」という本学の目的に沿った教育組織で、医療の高度化・複雑化、災害の頻発や大規模化の中で求められている看護師の専門性という社会的ニーズに応じたものである（資料2-9、資料2-10 p.125）。赤十字が培ってきた災害救援及び急性期医療に携わる人材育成のノウハウを生かし、看護師の継続教育及び認定看護師教育を行うセンターとして、平成22年6月に開設している。本センターが設置する救急看護認定看護師教育課程の受験者は年々増加し、地方都市にありながらも、初年時以外定員割れすることなく、開設当初は九州中心であった応募者も年々全国に広がっている（資料2-11、資料2-12）。

国際看護実践研究センターは、「国内外で活躍できる看護専門職の育成」という本学の目的を遂行するための教育研究組織である（資料2-10 p.188、資料2-13）。学生や教員の国際活動、国際交流協定校との連携、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）との連携による海外からの保健医療従事者の研修受け入れなどを担当し、海外で活躍できる看護専門職を養成するための教育環境を整えている。平成26年度には、国際交流協結校の国立ナムディン看護大学（ベトナム）から教員を大学院研究生として招へいし、国立アイルランガ大学（インドネシア）とは実習を

中心にした学部学生の交換留学プログラムなどを実施した（資料 2-14、資料 2-15 p. 8）。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

学園が設置する 6 大学の教育研究組織の設置、改組、廃止等は、学園理事会及び評議員会で審議されているので、他の 5 大学における組織の設置、改組、廃止等に関する理事会及び評議員会の審議の経過や結果については、本学の経営会議や教授会、研究科委員会において本学が設置する組織を見直す契機としている。また、本学が設置する日本赤十字九州国際看護大学運営審議会（大学運営審議会）は、教育研究組織の設置、改組、廃止等に関して、社会的要請等外部の意見を反映させる重要な場と位置づけている（資料 2-16 第 1 条・第 2 条、資料 2-17）。

学部、研究科の教育研究組織としての適切性については、学園の第二次中期計画に基づき策定した本学の第二次中期計画において、毎年、学部、研究科それぞれの領域代表者会議で検討することとしている。ただし、修士課程の領域再編成については、平成 25 年度カリキュラムが 2 クール終了した平成 30 年度に予定している（資料 2-18）。

看護継続教育センターは、学内委員による看護継続教育センター会議及び第三者である外部委員を含めた教員会・入試委員会を毎年、定期的に開催し教育研究組織としての適切性を検証している（資料 2-19、資料 2-20）。さらに、認定看護師教育機関としての適切性に係る外部評価として、開設 2 年目にあたる平成 24 年度に日本看護協会による外部評価を受審し、適切に運営されているとの結果を得た（資料 2-21）。この評価は、認定看護師教育機関に対し 5 年ごとに受審が義務付けられている定期的な第三者評価であり、今回は平成 29 年度に受審予定である。

国際看護実践研究センターは運営委員会を設け、センターの年間計画や活動内容を年 1 回定期的に審議することによって、教育研究組織としての適切性を検証している（資料 2-13 第 6 条）。

2. 点検・評価

【充足状況】

学園の理事会・評議員会、大学運営審議会において、本学の目的と組織との適合性、目的及び組織の社会的要請との適合性等を検討し、学部・研究科領域代表者会議で教育カリキュラムの到達度から適合性を定期的に確認するという方針のもと、中期計画の実施において毎年、検証を行っているので、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

学園の理事会・評議員会、大学運営審議会の審議において、社会的・学問的要請という見地から教育研究組織の適切性が検証されるとともに、中期計画において毎年、学部・大学院それぞれの領域代表者会議で教育研究組織の見直しを行い、教授会・研究科委員会で審議している。学長は、教授の一人として教授会、研究科委員

会に出席し、教育研究組織の改廃等に関する教授会、研究科委員会の意見を把握した上で、迅速に最終的な意思決定を行うことが可能となっているので、効果が上がっていると考えます。

看護継続教育センターは、救急看護認定看護師教育課程の受験者が増え続け、九州地方だけでなく、全国に応募者が広がっていることから、大学の目的・教育理念等及び社会的要請に応じた教育組織としての適切性を満たしていると考えます。

国際看護実践研究センターは、国際交流協定締結校の国立ナムディン看護大学（ベトナム）から教員を大学院研究生として招へいし、国立アイルランガ大学（インドネシア）とは実習を中心にした学部学生の交換留学プログラムを実施するなど、東国際的な要請に応じていることから、大学の目的・教育理念等に照らし、教育組織としての適切性を満たしていると考えます。

②改善すべき事項

少子化に伴ういわゆる大学全入時代の到来、看護系大学の急増、高齢人口の増加による看護ニーズの量的・質的变化等の社会状況に応じた学科改組・定員減員の可能性・必要性を学部領域代表者会議で将来計画として検討しておく必要がある。

研究科のサテライト（遠隔授業）を活用した科目等履修については、無料のテレビ会議ソフトを利用した授業を行っているが、双方向性ではないため教育効果が低いことが明らかになってきた（資料 2-22）。そこで、今後その方法等について研究科領域代表者会議、研究科学務委員会で再検討をする。

救急看護認定看護師の養成で効果を上げている看護継続教育センターは、さらに、看護師への公開講座等を通じた継続教育支援を充実し、看護職の生涯教育を推進するという課題がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学部領域代表者会議における学部教育の将来計画についての議論をさらに効果的に行うために、現在実施している赤十字病院との協議において本学卒業生の適応状況を把握するだけでなく、同窓会を通じて、卒業生の学部教育評価や自己学習の不足箇所等の把握を試みる。

研究科領域代表者会議において将来計画についての議論をさらに効果的に進めるために、修士課程修了生に対して、修士課程評価の調査だけでなく、生涯学習ニーズの調査として博士課程のニーズ調査を始めている。また、博士課程で学ぶ意義を周知させるために、領域代表者会議と入試委員会が協働して、修士課程の領域と共同教育課程との接続性を履修モデルとして明示する方法を検討する。

②改善すべき事項

学科改組・定員減員という将来計画を検討するために、学部入試委員会、企画情報室が協働して、高大連携を積極的に行い、高校生に対する学習方法・キャリア支援を出前授業などで推進するとともに、進学志望の動向を把握する。

サテライトの運営に関しては、サテライトにおける機器整備は財務的に困難であるが、社会人の学び直しや科目等履修者を増やすために、各科目 1～2 回の「お試し受講」を増やす。

看護継続教育センターは、看護職の生涯教育を推進するという課題に対して、看護専門職に対する技術研修講座を平成 26 年度後期より実施しておりこれを進めていく。

4. 根拠資料

- 2-1 日本赤十字九州国際看護大学組織分掌規程
- 2-2 日本赤十字九州国際看護大学組織図
- 2-3 日本赤十字九州国際看護大学教授会規程
- 2-4 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程
- 2-5 日本赤十字九州国際看護大学学部領域代表者会議規程 (既出 資料 1-17)
- 2-6 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科領域代表者会議規程 (既出 資料 1-18)
- 2-7 平成 26 年度第 1 回研究科領域代表者会議議事録
- 2-8 福岡赤十字病院サテライト資料
- 2-9 日本赤十字九州国際看護大学看護継続教育センター規程
- 2-10 平成 25 年度事業報告書 (既出 資料 1-13)
- 2-11 認定看護師教育課程パンフレット
- 2-12 認定看護師教育課程受験者と入学者の推移
- 2-13 日本赤十字九州国際看護大学国際看護実践研究センター規程
- 2-14 国際看護実践研究センターパンフレット
- 2-15 キャンパス通信「一碧」第 7 号
- 2-16 日本赤十字九州国際看護大学運営審議会設置要綱 (既出 資料 1-14)
- 2-17 平成 26 年度第 1 回運営審議会議事要旨・議事録 (既出 資料 1-15)
- 2-18 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画 (既出 資料 1-16)
- 2-19 平成 26 年度第 4 回看護継続教育センター認定看護師教育課程教員会議事録
- 2-20 看護継続教育センター認定看護師教育課程 平成 22 年度授業評価
- 2-21 認定看護師教育機関認定確認結果通知書
- 2-22 平成 26 年度第 2 回・第 4 回研究科領域代表者会議議事録

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

本学の教育研究に関連する事項は、学部、研究科ともに規程に基づき、教授会、研究科委員会で審議し、教員組織内の意見を取りまとめている(資料 3-1、資料 3-2)。教授会は学士課程(学部)を担当する専任教員、研究科委員会は修士課程(研究科)を担当する専任教員で構成されている。

本学の教員は、学園及び本学が定める選考基準、選考規程等に則り選考されている。学園は、建学の精神に沿った教育が効果的に行えるよう教育職の選考基準を「教育職は、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績及び社会における活動等に適すると認められる者でなければならない」(資料 3-3 第2条)と規定し、教授、准教授等の資格、能力、資質を明示している(資料 3-3 第3～7条)。本学は、その基準に則って「日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程」及び「日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程細則」を定めている(資料 3-4、資料 3-5)。平成26年度には、教育理念・目的・目標の実現と教育の充実、地域貢献を果たすべく人事、組織編成、質向上のため本学の「教員組織編成方針」(資料 3-6)を経営会議で決定し、また教員像を明確化した「本学教員に求められる能力(指針)」(資料 3-7)を学部領域代表者会議で検討を行い、教授会で審議し承認された。

<2>看護学部

学部の領域別教員定数については人事委員会で検討することになっているが、定数を定める以前の問題として、領域によっては教員数の確保は困難な状況にある。実習・演習などについては領域を超えて助手、助教、准教授及び教授で支援しあう編成をとることとし、学務部長を中心に、看護系教員間で十分に話し合いを行って、計画的な支援スケジュールを作成して対応しているが(資料 3-8、資料 3-9)、過重負担が生じている。また、学部の卒業研究については、助教以上の全教員で研究指導を行うことを義務づけ、教員を配置している(資料 3-10 p. 85～89)。

<3>看護学研究科

修士課程の教員は学部の教員を兼担し、学部の各領域に所属することになるが、一方で、研究科の5つの専攻領域(①世界の健康危機管理、②ヘルスプロモーション、③生涯発達看護、④広域看護、⑤基盤看護)に分かれ、1年前期までは所属する大学院生の演習を共同で担当する形式を取っている(資料 3-11、資料 3-12 p. 79、83、88、94、98)。但し、1年後期以降は原則として専攻領域から選定された研究指導教員1人、研究指導補助教員1名以上が研究指導を行うことになる(資料 3-12 p. 18)。学部のリベラルアーツ・専門基礎領域の教員は専攻領域には属さず、各大学院生の要望に応じて適宜、研究指導を行う総合研究指導体制を取っている。教員の専門性によって専攻領域を決定するので、各領域の研究指導教員・研究指導補助教員の人数は異なるが、研究指導教員1人・研究指導補助教員1人の最低基準は満たしている(資料 3-12 p. 75)。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

＜1＞大学全体

本学の学部入学定員は 100 名、収容定員は 400 名、研究科の入学定員は 10 名、収容定員は 20 名である。平成 26 年 5 月現在の専任教員は、教授 18 名、准教授 10 名、講師 1 名、助教 5 名、助手 13 名の計 47 名であり、大学設置基準第 13 条に定める専任教員数 19 名（内、教授 10 名）以上を満たしている。専任教員は 40・50 歳代、女性を中心とした構成である（資料 3-13）。人事委員長を兼ねる学部長は、教員個人のキャリア開発の観点から定期的に教員の面談を行い、教員のキャリア開発支援など、人事計画が安定的に進められるようにしている。

＜2＞看護学部

本学は看護系単科大学であり、リベラルアーツ・専門基礎科目において全ての授業科目に専任教員を配置することが困難であるため、近隣の教育大学や実習受け入れ医療機関などから兼任講師を委嘱している。兼任講師の協力によって看護の基礎となる部分を補い、看護教育の教育課程として看護系教員の確保に重点をおいた教員組織づくりを行っている。

＜3＞看護学研究科

研究科の教員数は 26 人、合教員数は 11 人で大学院設置基準を満たしている。また、学生の収容定員 20 人で、専任教員 1 人当たりの学生数は 0.77 人である。職位構成は教授 16 人（61.5%）、准教授 10 人（38.5%）、取得学位は 26 人全員が修士の学位を有し、うち 13 人が博士の学位を取得している。これは、いわゆる「14 条大学院」への進学などを、大学として進めてきた成果である。年齢構成は、51 歳～60 歳が 14 人で最も多く、次いで 41 歳～50 歳 8 人、61 歳～70 歳 4 人で、年齢構成のバランス面では適切な配置である（資料 3-13）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

＜1＞大学全体

教員の募集・任用・昇任については、学園が定める教育職の選考基準（資料 3-3）、本学が定める教員選考規程及び同細則に基づき行っている（資料 3-4、資料 3-5）。任用の事由が生じたときは、人事委員会委員長である学部長が、人事委員会において選考すべき教員候補者の専攻領域及び職位を決定し、教員選考手続きを開始する（資料 3-14）。候補者は原則として公募とし、応募の機会を本学教員にも開いて、ホームページでの公示と同時に教授会でも周知している（資料 3-15）。候補者の選考は、人事委員会が経歴、研究業績及び学会活動等について審査、面接を行い、教授会に候補者を推薦する。教授会で構成員による選挙を行い、選挙結果は経営会議に報告され、学長が最終決定する。昇任については、教員に欠員・増員が生じたときの公募し、本学教員にも応募の機会を開いているので、学内での基準は設けていない。

＜2＞看護学部

学部の教員募集・採用・昇任については、上記と同様である。

＜3＞看護学研究科

研究科を担当する教員は学士課程を兼務することになるので、研究科単独での募集・採用は通常は行っていない。研究科を担当する教員は原則として准教授以上

としているので、教授または准教授を募集する際には研究科における担当科目を明示した上で、研究科の科目を踏まえた選考を行っている（資料 3-15）。研究科において研究指導を行う教員は担当する専門領域に関して高度の教育研究上の指導能力が求められるので、その選考にあたっては資格審査の基準を定め、審査を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

教員の資質の向上を図るための方策として、FD/SD 委員会を設置しており、当該委員会は、教職員からの要望を入れた年間計画をたて FD/SD 研修を実施している（資料 3-16、資料 3-10 p. 59～60）。また、各教員はそれぞれの専門領域にかかわる学会活動や研究発表、学外機関等からの講義依頼などを受け教育研究活動を実践している（資料 3-10 p. 155～168）。研究費については、助手も含めて単年度毎に配分し、さらに研究を奨励する制度を設けるなど、教員の研究者としての資質を高める環境を整備している。（資料 3-17、資料 3-10 p. 169～171）。

さらに、大学の教育の質向上に向けて各教員が自身のキャリア開発に努力した結果、平成 20 年度の大学認証評価受審時と比較すると、平成 20 年 5 月には修士 25 名、博士 8 名であった学位取得状況が、平成 26 年 5 月には修士 18 名、博士 15 名と博士課程修了者が倍増しており、投稿論文数や研究報告も増加している（資料 3-18）。

<2>看護学部

学部も上記と同様であるが、本学の第二次中期計画に基づき、新任教員に対して①大学のカリキュラムと運営、②教員の役割、③教務、実習、④各領域のオリエンテーション、⑤実習指導、⑦実習病院でのグループ実習指導、などから構成される新規採用看護系教員研修を実施し、教育職の育成を行っている（資料 3-19）。

<3>看護学研究科

研究科を担当する教員に対する FD は学士課程（学部）と共同して行っているが、特に、修士や博士の学位を得た教員の学位論文の学内発表会は、多くの教員にとって研究力・研究指導力を高めるものとなっている（資料 3-20）。

また、各領域の 1 年前期の演習のうち、5 回を各領域の教員が参加する学年全体の共同演習とすることで、演習における教授力・指導力を高めている（資料 3-21）。さらに、研究指導経験の少ない研究指導補助教員には、1 年後期の演習から領域を越えて研究指導補助教員として研究指導を行うとともに、修士論文中間発表会等の後に研究指導教員による研究指導の検討会を実施している（資料 3-22、資料 3-23）。

2. 点検・評価

【充足状況】

「教員組織編成方針」及び「本学教員に求められる能力（指針）」の適切性については責任主体である人事委員会が定期的に検証し、その結果を教授会、研究科委員会に報告し改善に努めている。学部・大学院の領域によっては看護系教員が不足している領域があるものの、教員 1 人当たりの学生数では、学部、大学院の設置基準を満たしており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

学部の教員組織としては、リベラルアーツ・専門基礎領域の教員と兼任講師が看護の基礎の部分を担当し、看護の各専門領域の教員が看護の専門科目を担当し、演習・実習は領域を越えて教員が連携・支援し合うことで、学部の教育課程を進めていると評価できる。

また、演習科目や実習科目など一領域だけでは対応が不十分となる教育研究内容については、看護系教員間で十分に話し合いを行うとともに、学部領域代表者会議でも学内の協力体制について、適宜、検討しており、全学的な教育研究活動の推進に向けた効果が上がっている。

<2>看護学研究科

博士の学位を有する教員が増加して研究力が向上し、修士課程の研究指導補助教員の研究指導力もFD活動によって伸びていると評価できる。

②改善すべき事項

<1>看護学部

学部においては、領域の教育研究活動を統括する専任の教授または准教授が不在の領域があるので、教育研究体制を充実・強化していくためには、教員の確保が喫緊の課題である。

<2>看護学研究科

研究科の教員を対象とした研究指導力向上を目的としたFDを継続的・組織的に実施し、博士課程で研究指導できる能力の開発を支援していくことが課題である。さらに、共同教育課程（博士後期課程）の開設に向けて、博士課程合教員、合教員の資格審査の基準を整えるとともに、研究科を担当する教員の学士課程、修士課程、博士課程の業務配分が過重にならないよう対策の検討が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

教育課程に相応する教員・教員組織づくりを行っていくため、安定的な人事計画として学内教員のキャリア開発が必要である。人事委員会委員長である学部長は、教員個人のキャリア開発の観点から定期的に教員の面談を行っている。そこで人事委員会が個々の教員の教育研究に対する希望を把握し、学部領域代表者会議が教員のキャリア開発を支援して、安定的に人材を確保する。

<2>看護学研究科

共同教育課程（博士後期課程）の開設によって、修士課程修了の教員が博士後期課程に進学する機会を増加させ、教員の研究能力、研究指導能力を伸ばす。

②改善すべき事項

<1>看護学部

専任の教授または准教授が不在の領域については、中期的には学部領域代表者会議が助教・助手のキャリア開発支援を行うとともに、短期的・一時的には他領域の教授が兼担することを学部領域代表者会議で検討する。助教・助手のキャリア開発

支援については、新規採用教員への研修プログラムだけでは不十分であることが明らかになってきたので、初期（入職後1年）、中期（2～3年）、長期（4～5年）別の教育プログラムを開発中である（資料3-24）。但し、本学では、多くの教員が学部、研究科の兼担となっていることから、過重負担とならないように最大限配慮する。

<2>看護学研究科

博士課程で研究指導できる能力の開発支援については、研究科領域代表者会議が共同教育課程（博士後期課程）を構成する他大学と共同でFDを行い、教員の研究指導能力を高める。また、研究科領域代表者会議が、博士課程の合教員、合教員の資格審査の基準を整えるとともに、研究科を担当する教員の学士課程、修士課程、博士課程の業務配分が過重にならないよう対策を検討する。

4. 根拠資料

- 3-1 日本赤十字九州国際看護大学教授会規程（既出 資料2-3）
- 3-2 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程（既出 資料2-4）
- 3-3 学校法人日本赤十字学園 看護大学・短期大学における教育職の選考基準
- 3-4 日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程
- 3-5 日本赤十字九州国際看護大学教員選考規程細則
- 3-6 教員組織編成方針
- 3-7 本学教員に求められる能力（指針）
- 3-8 平成26年度教育体制（学部）
- 3-9 平成25年度教員サポート体制（前期・後期）
- 3-10 平成25年度事業報告書（既出 資料1-13）
- 3-11 ホームページ/研究指導體制
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate15.html>
- 3-12 平成26年度大学院学生便覧シラバス（既出 資料1-4）
- 3-13 領域・職位別教員組織等
- 3-14 日本赤十字九州国際看護大学人事委員会規程
- 3-15 教員の公募
- 3-16 日本赤十字九州国際看護大学FD/SD委員会規程
- 3-17 日本赤十字九州国際看護大学奨励研究費等取り扱い内規
- 3-18 専任教員の教育・研究業績一覧【CD-Rom 保管データ】
- 3-19 新採用看護教員採用時研修スケジュール
- 3-20 平成24年度第6回研究促進員会議事録
- 3-21 第1回 領域合同演習 打ち合わせ会議
- 3-22 研究指導にかかるFDについて
- 3-23 平成26年度第9回研究科委員会次第・資料
- 3-24 新規採用教員の教育計画（案）

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともにそれぞれの教育目標に基づき、ディプロマポリシー（学位授与方針）を定め、学則及び学生便覧、ホームページ（以下「HP」という。）に掲載している。学部では、「先行履修科目」「取得学位・取得資格」「保健師選択制」について、学生便覧に明示するとともに、各学年の前期・後期ガイダンス時に説明を行っている。研究科では、「修了要件」「授与される学位の種類」を学生便覧に明示するとともに、ガイダンス時にそれぞれ説明し、理解を深めるべく努めている。

<2>看護学部

学部は、以下の6つの教育目標に基づき（資料4(1)-1 第5条）、ディプロマポリシーを定めている（資料4(1)-2 p.5、資料4(1)-3）。

[教育目標]

1. 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
2. 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。
3. 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
4. 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
5. 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
6. 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。

[ディプロマポリシー]

学部では、次の5つ能力を卒業までに身につけることを重視し、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に学士（看護学）を授与する。

5つの能力とは「1. 人間の尊厳と権利を擁護する力」「2. 自己教育力」「3. チームで働く力」「4. 問題解決力」「5. 看護の専門性を探究する力」で、それぞれ3～5の具体的到達目標を定めている。

<3>看護学研究科

研究科では、次に掲げる教育目標に基づきディプロマポリシーを定めている（資料4(1)-4 p.5～6、資料4(1)-5、資料4(1)-6）。

[教育目標]

赤十字の人道の理念を基調に、多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成する。

[ディプロマポリシー（学位授与方針）]

本学修士課程に所定の期間在学し、研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に修士の学位を授与する。

1. 多様でグローバルな健康課題を幅広い視点から捉えることができる。
2. 人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探究することができる。
3. 看護学の発展に寄与する研究に取り組むことができる。
4. 保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズを実現するために看護職者としての役割を發揮することができる。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともにカリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、科目区分、必修・選択の別、単位数を学生便覧、シラバス、HPに掲載し、明示している。

<2>看護学部

学部は、教育目標に基づきカリキュラムポリシーを以下のように定めている。このポリシーに基づき編成されたカリキュラムは、学生便覧、シラバス、HPに必修・選択の別、単位数等と併せて、明示している(資料4(1)-2 p.6~13、資料4(1)-7)。

[カリキュラムポリシー]

1. カリキュラムは赤十字の理念を基盤とし、カリキュラム構成の主要概念は、「人間」「環境」「健康」「国際」「看護」の5つとする。
2. カリキュラムは「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」で構成される。
3. 「人間」「環境」「健康」「国際」の4つの主要概念からなる「リベラルアーツ・専門基礎科目」は、もう一つの主要概念である「看護」と有機的に連携を保つ。
4. 学生の科学的・論理的思考を促し、主体的・自立的学習を支援することを基本とする。
5. リベラルアーツ科目の充実によって、看護の専門科目の基盤となる人間力を涵養することを目指す。
6. 看護専門科目の基礎となる自然科学・社会科学・人文科学の各科目を専門基礎科目とする。
7. 現代の国内外の変化や将来の動向を視野に入れ、看護専門職として期待される保健や福祉分野での役割も予測し、保健や福祉にかかわる科目を強化する。
8. 看護専門科目は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習できるよう構成し、以下の3つに区分する。
 - 1) 看護の基盤：看護学の基盤と位置づけ、看護の概念と人間の尊厳を基本とした援助の本質の科目、また、あらゆる看護場面に共通する看護の方法を学ぶための演習科目、さらに、看護職としての学習を動機付ける実習科目を設定する。

- 2) 看護の展開と応用：看護の基盤での科目を展開・応用する科目群として位置づけ、様々な場でのあらゆるライフステージにある個人及び集団に対して、健康の維持増進・疾病の予防と治療・安らかな死を迎えるための援助に必要な科目、看護の基盤での学習を強化する科目を設定する。
- 3) 看護の統合：既習の看護学及びその他諸学の知識を統合する科目群として位置づけ、自らの看護力を向上させるとともに、グローバルな視点で将来の看護学の発展に資する応用力を身につけるための科目、また、自らの看護の統合と、専門性の強化を目指す演習・実習科目を設定する。

＜3＞看護学研究科

研究科では、教育目標の達成に向けて、カリキュラムポリシーを以下のように定め、保健と看護の2つの特別研究コースを設置するという特色あるカリキュラムを編成している（資料4(1)-4 p.5）。

編成されたカリキュラムは、大学院学則、学生便覧、シラバス、HPに、科目区分、必修・選択の別、単位数及び修了要件、学位の選択等と併せて明示している（資料4(1)-9 第15条、資料4(1)-4 p.8～9、資料4(1)-9 別表第1、資料4(1)-10、資料4(1)-8）。

[カリキュラムポリシー]

1. 赤十字の人道の理念を基調に、多様な健康ニーズを学際的に研究するために、保健と看護の両コースにおける学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目を設けています。
2. 共通必修科目は、グローバルな健康課題を研究するための基礎科目、研究を自律的に遂行するために必要となる基本的な科目、医療が抱える様々な問題に対応できる知識や方法を学ぶための科目を設定しています。
3. 共通選択科目は、学部教育からの継続を反映する科目と、各専攻領域（分野）の発展・深化につながる科目が設定されているので、研究の基礎を再確認しながら段階的に学ぶとともに、保健師、看護師、助産師としての専門性を強化することができます。
4. 専門科目については、それぞれの専門領域において将来教育や研究に従事するときに求められる知識や技術を習得するのに必要な科目を設定しています。これに加えて、保健と看護のコースでは、演習・特別研究を、そして助産師国家試験受験資格取得予定者には演習・課題研究という科目を設定しています。これらの科目では、研究方法を修得し、それを踏まえて、学問的成果として修士論文が課せられています。
5. 大学院生の自律的、学際的な学びを支援するために、既存の看護の専門領域を超えた、リベラルアーツ、保健医学系の教員による総合的な研究指導体制を整えています。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともに、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを学生便覧、大学案内、HPに掲載し、学生、教職員だけでなく、広く周知している。

<2>看護学部

学部の教育目標とディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては、学生便覧、大学案内、HP等に掲載し、学生、教職員が確実に共有できるようにしている。特に学生は、セメスター開始時のガイダンスにおいて、教務委員会に所属する教員が説明している。新入生には、ガイダンスでの説明に加え、初年次教育として重要な必修科目である「基礎力総合ゼミナール」の合同学習として、別途学ぶ機会を設けている。教務の責任者である教務委員長が、教育理念とカリキュラム構成を詳しく説明し、「本学の教育に関するクイズを学生グループに発案させ皆で解く」など学生の関心が高まる活動を工夫して理解を徹底させている（資料4(1)-2 p.89、資料4(1)-11）。一般社会に対しては、HP、大学案内、学生募集要項に掲載し、オープンキャンパス、高校訪問などを通じて周知している。

<3>看護学研究科

教育目標、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについては、毎年度、大学院学生便覧・シラバスの紙媒体の冊子を作成・配布し、教職員・大学院生に周知を図っている。また、大学院生には、研究科学務委員会が主催する前期及び後期ガイダンスにおいて、研究科長が学生便覧に基づいて具体的な内容説明を行っている。一般社会に対しては、HPに公表することを通じて周知している。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともに教育目標に則ってディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定め、定期的に検証するシステムを構築し、検討を重ねている。平成25年度までは、学部教務委員会、研究科学務委員会がそれぞれ責任主体となり、検証してきたが、26年度以降は学部領域代表者会議、研究科領域代表者会議が責任主体となり、適切性の定期的な検証を開始している。

<2>看護学部

学部では、平成13年度の開学以降、平成20年度、平成24年度とカリキュラムを改正している。平成24年度の改正は、平成23年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴うものであり、保健師の国家試験受験資格を選択制にするものである。改正にあたっては、その都度教育目標の妥当性の確認とカリキュラムポリシーである「カリキュラムの基本的な考え方」をもとに検証を行っている。平成25年度には、「カリキュラムの基本的な考え方」をカリキュラムポリシーとして表記することにした。カリキュラムの適切性の定期的な検証については、平成25年度まではカリキュラム検討委員会を中心に行ってきたが、平成26年度以降は教務委員会がその役割を引き継ぎ、平成28年度のカリキュラムの改正にむけ新カリキュラムの原

案を策定し、学部領域代表者会議での議論を経て教授会で決定するという手順ですすめている（資料4(1)-12）。と同時に、教育目標及びカリキュラムポリシーの検証として、教務委員会を中心に改正プロセスの中で確認・見直しを行っている（資料4(1)-13）。

卒業時の到達目標については、学生便覧等明示してきたが、学位授与の方針として明示するよう検討し、平成25年度にディプロマポリシーを策定した。策定にあたっては、教務委員会とFD/SD委員会と共同で意見交換会を数回開催し、全教職員の合意が得られるよう十分な議論をつくしている。

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの適切性の検証については、本学第二次中期計画に基づき平成27年度から2年ごとにその適切性を評価していくことを定めている（資料4(1)-14 p.5）。

<3>看護学研究科

平成19年度に開学した研究科では、5専門領域を設置し、履修科目に応じて保健学（修士）または看護学（修士）の学位を授与する方針を定め、教育課程を編成していた。しかし、複雑多様化する助産領域の問題を解決できる助産師育成をめざし、学部で行ってきた助産師国家試験受験資格取得カリキュラムの廃止と大学院への移行について研究科委員会を中心に検討した結果、平成22年度から助産コース（2専門領域）を加えた新カリキュラムを開始した（保健・看護・助産の3コース、計7専門領域）。

また、平成22年度新カリキュラムを効率的・効果的に運用し、多元的・継続的な評価とカリキュラム改正の必要性を定期的に検討していくことを目的に、平成23年度には研究科学務委員会の下部組織としてカリキュラム改正委員会を設置した。以後、新カリキュラムの運用と形成評価は、カリキュラム改正委員会において継続的に実施し、検討内容は、研究科学務委員会及び研究科委員会で審議してきた。約2年間にわたる検討過程において、看護系の専門領域を拡充する形で、3コース7専門領域であったものを、保健と看護の2コース5専門領域（助産は看護コースに含める）に整理すること、かつ、研究能力の段階的育成を目指した科目配置等により、教育内容の充実と入学定員の確保を図ることとし、平成25年度から専攻領域を改編したカリキュラム改正を実施した。

ディプロマポリシーについては、これまで、修了要件と授与される学位の種類を定めるに留まっていたが（資料4(1)-4 p.6）、修士課程修了時に修得すべき学修成果について、研究科領域代表者会議及び研究科学務委員会において検討してきた結果、平成26年6月の研究科委員会で現行の内容が合意され、教職員・大学院生に周知するとともに、HPにて公開した（資料4(1)-5）。

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの適切性の検証については、定期的な検討時期は明示していなかったが、平成25年度のカリキュラム改正を契機に、以後、完成年次翌年の平成27年度から2年ごとに、その適切性を評価していくことを定めている（資料4(1)-14 p.5）。さらに、平成24年11月の研究科委員会において、アセスメントポリシーが合意され、以後、継続的、組織的にカリキュラム評価

を実施していく常設委員会として、平成 26 年度には研究科領域代表者会議を設置している。なお、アセスメントポリシーについては、その概要を学生便覧に明示するとともに、HP にも公開している（資料 4(1)-4 p.6、資料 4(1)-15）。

2. 点検・評価

【充足状況】

教育目標に則ったディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを明示し、定期的な評価を行うという方針のもと、評価体制を整備しているという点において同基準は、十分に充足している。

①効果が上がっている事項

＜1＞看護学部

学部は、これまでも教育目標、教育課程の編成の特徴及び卒業時の到達目標については明らかにしてきたが、平成 25 年度に教育目標に基づいたディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの策定を実施し、学生、教職員及び広く社会に公開、明示している。ディプロマポリシーは、5 つの能力を挙げ、それぞれの能力に対して明確な到達目標を定めている。従って、修得すべき学修成果が明確となった点は評価できる。

＜2＞看護学研究科

研究科では、教育目標とディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定期的に検証する体制を確立し、それらをアセスメントポリシーとして学生便覧や HP に公表している点は、教職員に限らず、本学の教育課程を受けている大学院生や社会に対して検証プロセスを可視化し、説明責任を果たす取り組みとして評価できる。

②改善すべき事項

＜1＞看護学部

学部のディプロマポリシーは、教職員で議論を重ねて策定し、学生、教職員、社会に明示しているが、その適切性についての検証は、定期的な実施計画にとどまり、未実施である。本学第二次中期計画に示すとおり、平成 27 年度以降、適切性の検証を定期的に定量的、系統的検討を行うことが課題である。

＜2＞看護学研究科

平成 25 年度カリキュラムは完成年次を迎えておらず、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの適切性についての検証は未実施である。本学第二次中期計画に示すとおり、平成 27 年度以降、適切性の検証を定期的に実施することが課題である。

学部と研究科それぞれの教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの関連性・継続発展性・整合性については検討が進んでいないことも両者に共通する課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞看護学部

ディプロマポリシーを策定することで身につける 5 つの能力と到達目標が明確になったことは、各授業科目の到達目標をディプロマポリシーとの整合性において検証し見直すこととなり、各授業担当教員が授業科目の改善につながっている。またシラバスには、特に如何なる能力を強化する科目であるかを明記することで、学生にわかりやすく提示するとともに、e-ポートフォリオを活用するなどして、5 つの能力の成長の軌跡を学生自らがモニタリングできるようにする予定である。

＜2＞看護学研究科

本学第二次中期計画に示すとおり、平成 27 年度には、アセスメントポリシーに基づき、現行カリキュラムの評価検証と専門看護師課程の開設について検討を行う予定としている。これらの検討は、研究科領域代表者会議を中心として行い、検討結果をふまえて、教育目標やカリキュラムポリシー等の変更の必要性について研究科委員会で審議し、具体的な計画策定を行っていく予定である（資料 4(1)-14 p.5）。

②改善すべき事項

＜1＞看護学部

学部のディプロマポリシーの適切性の検証は、学部領域代表者会議が主体となって実施し、自己点検・評価委員会へ報告し、教職員全体に周知する仕組みとする。その時期については、本学第二次中期計画において定めたとおり、平成 27、29、30 年度とする（資料 4(1)-14 p.5）。

検証の方法としては、学生の学修成果について、ディプロマポリシーの 5 つの能力それぞれの到達目標達成度に対して評価を実施することで、ディプロマポリシーの適切性を検討できると考える。具体的には、卒業年度に履修する専門性の高い数科目についてディプロマポリシーに準拠したルーブリックを用いて評価を実施する。今後、平成 26 年度に試作したルーブリックを用いた評価の実施科目を順次広げていく（資料 4(1)-16）。

＜2＞看護学研究科

平成 27 年度には、研究科領域代表者会議において、アセスメントポリシーに基づきカリキュラムの総括評価を実施する。その結果を踏まえ、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行い、研究科委員会で審議していく。

大学全体の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を検証する責任主体として、平成 27 年度からは学長が統括、マネジメントする教学会議を設置する予定である。

4. 根拠資料

4(1)-1 日本赤十字九州国際看護大学学則（既出 資料 1-2）

4(1)-2 平成 26 年度学生便覧シラバス（既出 資料 1-3）

4(1)-3 ホームページ/学部ディプロマポリシー

<http://www.jrckicn.ac.jp/faculty/faculty02.html#05>

- 4(1)-4 平成 26 年度大学院学生便覧シラバス (既出 資料 1-4)
- 4(1)-5 ホームページ/大学院ディプロマポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate02.html#06>
- 4(1)-6 平成 26 年 6 月 5 日研究科委員会ディプロマポリシー資料
- 4(1)-7 ホームページ/学部カリキュラムポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/faculty/faculty02.html#06>
- 4(1)-8 ホームページ/大学院カリキュラムポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate02.html#05>
- 4(1)-9 日本赤十字九州国際看護大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 4(1)-10 ホームページ/大学院カリキュラム
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate04.html>
- 4(1)-11 基礎力総合ゼミナール発表会資料 (基礎ゼミクイズ)
- 4(1)-12 平成 28 年度カリキュラム改正スケジュール表
- 4(1)-13 平成 26 年度 教務委員会 (カリキュラム改正) 議事録
- 4(1)-14 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画 (既出 資料 1-16)
- 4(1)-15 ホームページ/大学院アセスメントポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate02.html#07>
- 4(1)-16 平成 26 年度在宅看護実習評価表 (ループリック)・ディプロマポリシーに
準拠した在宅看護実習ループリック作成表

(2)教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともに、順次性をもって学修できるように、教育課程を体系的に編成している。

<2>看護学部

学部の現行カリキュラムは、カリキュラムポリシーに基づき編成している。カリキュラムの全体は「リベラルアーツ・専門基礎科目」「看護専門科目」の2つで構成している（ポリシー2）。「リベラルアーツ・専門基礎科目」は、「人間」「環境」「健康」「国際」の4つの主要概念からなる（ポリシー3）。「看護専門科目」は、「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」の3つに区分し、看護学の基盤科目から対象の特性を強調した応用科目、そして既習のすべての科目を統合する科目へと段階的に学修が積み上げられる形で開設している（ポリシー8）。これらカリキュラムの全体像がわかるように、カリキュラム系統図、及びナンバリングを明示している（資料4(2)-1 p.10～11）。カリキュラムの強調すべき特徴は、先行履修要件を厳格化し、学習の順次性を重視した授業科目の体系的配置となっている点である。具体的には、ほとんどの授業科目に先行履修要件を設定している（資料4(2)-1 p.18～23、資料4(2)-2 第2条）、科目の順次性にしがって履修する仕組みとなっている。

看護学部として看護の専門教育を重視していることはいうまでもないが、本学のカリキュラムは、リベラルアーツ科目の充実によって、看護の専門科目の基盤となる人間力を涵養することを重点目標としている（ポリシー5）。この人間力を基礎力として、看護専門科目の基礎となる自然科学・社会科学・人文科学の各科目を専門基礎科目として開講している（ポリシー6）。そのため、リベラルアーツ・専門基礎科目の大多数は1、2年次に開講するが、看護専門科目との連動を意図して3、4年次にも科目を配置している。一方、専門科目も1年次から少しずつ配置している（資料4(2)-1 p.9 学年別にみた「授業配置区分」の割合）

看護専門科目が看護学の基盤科目から対象の特性を強調した応用科目、そして既習のすべての科目を統合する科目へと段階的に学修できる形である。看護学実習科目においても、段階的な学修を明確にし、5段階のレベル目標を定めている（資料4(2)-1 p.9、資料4(2)-3 p.3、6～7）。

<3>看護学研究科

研究科の授業科目は、先に示したカリキュラムポリシーに基づき、保健と看護の両コースにおける学修の基盤となる共通科目（共通必修科目、共通選択科目）と、それぞれの専攻領域別の専門科目で構成している。また、助産師国家試験受験資格取得に必要な科目を設定している（資料4(2)-4 p.8～9、資料4(2)-5）。

これらの科目を、修業年限内（標準課程は2年間、長期履修課程は3年間）に体系的かつ効率的に履修しながら学習目標を達成できるように、研究科では、標準課程、助産師国家試験受験資格取得カリキュラム、長期履修課程のそれぞれについて、2年間ないし3年間の履修の流れと履修モデルを明示している（資料4(2)-4 p.11～15、資料4(2)-5）。標準課程においては1年次に体系的に専門分野や研究方法の基礎的知識・能力を修得させながら修士論文作成に向けた研究計画書の作成を進め、2年次には研究倫理審査ののち、データ収集・分析、論文作成及び論文審査を進めている。助産師国家試験受験資格取得カリキュラムには、1年次後期及び2年次前期に実習科目を配置している。長期履修課程においては、1年次後期または2年次前期に研究計画書の作成や研究倫理審査を進め、3年次10月または2月に論文審査を受けることができるように設定している。

以上のことに加え、大学院生への個別履修指導を確実にを行うために、入学時及び各セメスターの初めの前期・後期ガイダンス時に、履修指導の時間を設定している。これらにより、大学院生は個別の状況に応じて計画的な履修を行うことが可能となり、コースワークとリサーチワークのバランス及び順序性が維持されている。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともに、教育目標及びカリキュラムポリシーに則り、各課程（大学院においては各コース及び各専攻）に相応しい教育内容を検討し、提供している。

<2>看護学部

学部では、カリキュラムポリシー1～3に基づき、カリキュラム編成の基本となる主要概念を「人間」「環境」「健康」「国際」「看護」とし、これら5つの主要概念に基づいた教育内容を提供している（資料4(2)-1 p.6～7）。

5つの主要概念のうち「国際」は、本学の特徴的なものであり、「国際」概念に基づく教育内容の特徴としては以下の3つが挙げられる。1つは、語学力及び多様な国の文化背景の知識の獲得に関しての多彩な語学の科目（5つの外国語）を配置していることである。英語においては英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護医療英語を設けている。2つは1年次前期に「赤十字概論」「赤十字活動」の科目を配置し、早期より赤十字の理念・歴史・活動を学び国際性を涵養していることである。3つは、「国際開発論」「国際保健看護Ⅰ」を必修科目とし、卒業生の全員が専門職として指導性を発揮するための基礎力として、国際情勢や世界の保健医療、国際開発・国際協力の知識・技術を獲得できるようにしていることである。さらに、より深く学ぶための選択科目として「国際保健・看護Ⅱ（海外研修）」を開講している。

カリキュラムポリシー1「赤十字の理念を基盤とする」として、赤十字関連科目「赤十字概論」「赤十字活動」を通じ、本学の教育理念である「人道」に基づいた思考態度を養うことを狙いとしている。「赤十字概論」は、赤十字の理念・歴史・活動を手道科学の確立と実践という視点から理解し、実施できるよう学内及び学外講師によ

る講義・グループワークの教育方法を用いる内容である。「赤十字活動」では、実際の活動の場で学習し、その学びをまとめ学内発表会で発表した後、赤十字思想の具現化と赤十字活動についての考えをレポートにまとめている。さらに学生は、その学習成果をランチョンミーティング、HP で発表している（資料 4(2)-6、資料 4(2)-7、資料 4(2)-8）。

カリキュラムポリシー4「学生の科学的・論理的思考を促し、主体的・自立的学習を支援する」として、初年次の「基礎力総合ゼミナール」は、少人数によるゼミ形式及び全体での合同学習を組み合わせ、大学生としての学修方法を認識させ、積極的に学ぶ姿勢を習得させる内容となっている（資料 4(2)-1 p.89）。学生の主体的・自立的学習の支援として、「生物」「化学」「物理」をリメディアル教育として入学前補講を実施した上で、1年次5～6月に「ヒトの生命現象と科学」を開設している。これらの科目は、入学生の高校までの履修状況が異なることから、これに対処し、専門基礎科目を主体的・自立的に学ぶ土台となる内容であり（資料 4(2)-1 p.96）。

カリキュラムポリシー5「リベラルアーツ科目の充実」として、「英語コース」を開設している。「英語コース」は、正課のほかに課外として開設する複数の英語錬成コースを設け、始業前、昼休み、午後の時間に、聴解、音声・朗読、英語基礎、看護・赤十字関連図書読解、英語資格試験対策など、学生の興味・関心や学修段階、スケジュールに合わせて自由に選択することができるようになっている（資料 4(2)-9 p.77～80）。

カリキュラムポリシー6「看護専門科目の基礎」として、自然科学では、看護の基礎を創り、社会科学では、社会への視野を広げ、人文科学では、人間に対する理解を深める内容である。

カリキュラムポリシー7「保健や福祉にかかわる科目の強化」として、「保健・福祉施設での看護展開実習」が保健・福祉施設における看護の役割を学ぶ内容である。

カリキュラムポリシー8「看護専門科目の段階的な学修」として、看護学実習科目においてⅠ～Ⅴの5段階のレベル目標を定め、段階的な学修を明確にし、学生が実習レベルを意識して取り組める内容である（資料 4(2)-3 p.3）。レベル毎の実習科目運営が円滑に機能するように、実習科目の担当者全員が参加する拡大実習委員会を年3回開催するとともに、レベル内、レベル間で連携するために定期的な会議を開催している。主な協議事項は、実習科目に共通する問題点の検討や各実習科目の改善点・成果の共有、各レベルにおける取り組みの報告などである。また、レベルⅣ、Ⅴの実習科目の担当者は、年4回程度の会議において各科目の実習の適切性や成果、レベル目標の検証などを行っている。（資料 4(2)-9 p.91、資料 4(2)-10、資料 4(2)-11、資料 4(2)-12、資料 4(2)-13、資料 4(2)-14）。

これらの会議を通じて、看護学実習科目においては、科目担当者だけでなく多くの教員間で教育内容を検証する仕組みとして機能している。

<3>看護学研究科

研究科では、カリキュラムポリシーに基づき、保健コースには2つの専攻領域を、看護コースには3つ専攻領域を設定しており、専攻領域ごとに、以下に示す具体的

な人材育成の方針を定め（資料 4(2)-4 p.7、資料 4(2)-5）、共通必修科目（8 科目）、共通選択科目（12 科目）、専門科目（4 科目）により、教育課程に相応した教育内容を提供している。また、助産師国家試験受験資格取得希望者には、必要な講義演習科目（12 科目）と実習科目（3 科目）を提供している。

また、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するために、研究科委員会で承認された兼任講師による授業も実施している（資料 4(2)-4 p.75）。

各科目の教育内容については、授業の目的・到達目標とともに、授業計画や学習方法をシラバスに具体的に提示、実施し、形成的評価を行っている（資料 4(2)-4 p.77～137、資料 4(2)-15）。

2. 点検・評価

【充足状況】

カリキュラムポリシーに基づく方針のもと、順次性を持った段階的学修が可能なカリキュラム、特に学部では大学生としての学習スキルの育成のための初年次教育の充実と、実習科目のレベル設定、研究科では多様な背景とニーズを持つ大学院生に対して多様な学びの場を提供する教育課程編成となっており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

学部は、カリキュラムポリシーに基づき、相応しい内容を提供できている（特に看護学実習科目）。その根拠として、レベル目標を定めて段階的学修を学生にわかりやすく示している点と、拡大実習委員会等で教育内容の適切性を教員間で定期的に検証する仕組みが機能している点が挙げられる。

<2>看護学研究科

平成 25 年度カリキュラムは、保健と看護の両コースにおいて、学修の基盤となる共通科目（共通必修科目、共通選択科目）と、専攻領域別の専門科目を体系的に編成している。特に、研究の基礎を再確認しながら段階的に学ぶことができるように、研究方法の科目群を体系的・段階的に構成している。このことによって、多様な教育背景を有する大学院生に応じた研究能力の育成と修士論文の作成に向けて一定の成果を得つつあることが、カリキュラムの形成的評価会で検証されている。

さらに、前述したとおり、標準課程、助産師国家試験受験資格取得カリキュラム、長期履修課程のそれぞれにおいて、履修の流れや履修モデルを設定しており、個別履修指導を徹底していることで、コースワークとリサーチワークのバランスがとれた順序性のある履修を可能にしている。

②改善すべき事項

<1>看護学部

学部の現行カリキュラムは、多くの科目で先行履修要件を設定しているため、1 年次に必修科目の単位取得に至らず、卒業延期となってしまう者もいる。大学生としての学修力修得の対策が必要であり、初年次教育のさらなる強化と授業方法の工

夫が課題である。また、大学生としての学修力の修得には一定の時間を要することを鑑みて 2 年次までかけて育成できるように、カリキュラムの工夫と組織的な学修支援の体制を整える必要がある。

＜2＞看護学研究科

平成 25 年度カリキュラムは完成年次を迎えておらず、現在はカリキュラムの形成評価を実施している段階である。その評価プロセスにおいて、研究科に入学してくる大学院生の教育背景は多様であり、研究に関する基礎知識や論理的思考に関して課題を抱えている大学院生がいることが、明らかになっている。よって、大学院生のレディネスに応じた教育内容の検討を行っていく必要がある。

また、専門看護師課程の設置については、平成 25 年度のカリキュラムでは導入を見送っており、専門看護師課程の設置について検討していくことが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞看護学部

看護学実習科目においては、レベル毎の科目担当者間で教育内容を検証する仕組みができており、今後は、看護学実習科目と看護技術演習科目との連動をはかっていくことで、看護の実践能力を高める教育内容の充実につながると考えられる。そのための取り組みを平成 24 年度から開始し、看護技術演習科目の内容と実施方法等について、関係する担当教員が連携する会議を重ねてきた。その結果、実習科目に設定している 5 段階のレベルの考え方を看護技術演習科目にも適用する合意が得られており、教務委員会が主体となって継続的に検討していく。(資料 4(2)-16、資料 4(2)-17)

＜2＞看護学研究科

平成 25 年度カリキュラムを適切に運用し、カリキュラムの形成評価と改善のサイクルを確実に回していくために、研究科領域代表者会議が中心となり、情報の共有、評価結果の集約と改善策の検討を行っていく。特に、研究方法に関連した科目群については、科目担当者と研究科領域代表者との合同会議を年間 2 回開催し、科目間の教育内容の摺合せや教育方法の検討ならびに修士論文作成に向けた演習や特別研究との連携強化について検討し、継続的に教育内容・方法の改善に取り組んでいく。

②改善すべき事項

＜2＞看護学部

初年次教育を強化するために、平成 28 年度に予定しているカリキュラム改正においては、順次性のある体系的なカリキュラムを継承しつつ、学生の学修姿勢・態度や技能を強化する科目を配置し、また学修方法の習得を 2 年次まで継続して支援する仕組みを検討している。具体策として、初年次ゼミ「基礎力総合ゼミナール」は 1 年次の年間を通じて行い、大学生としての学修態度や方法を身につけるとともに、科学的・論理的思考を促し、主体的・自立的学修を促進していく。また、専門基礎科目の修得に向け、高校までの履修や学修到達状況に合わせた上で「生物」「化学」

「物理」をいっそう強化し、高大接続となるリメディアル教育の内容の充実を検討している。これらの教育内容の検討は、平成 28 年度のカリキュラム改正とその後の形成評価及び総括評価において教務委員会が主体となって実施し、学部領域代表者会議及び教授会で審議していく。

〈3〉看護学研究科

完成年次を過ぎた平成 27 年度には、研究科領域代表者会議が中心となり、アセスメントポリシーに基づきカリキュラムの総括評価を実施する。その際、教育目標の達成状況を評価するとともに、課題があると認識されている研究科入学生の学習レディネス（特に研究方法に関する基礎知識や論理的思考能力）を的確に把握したうえで、教育課程・教育内容の評価検証を行い、研究科委員会において改善内容を審議する。さらに、平成 27 年度には、専門看護師課程の開設について、研究科領域代表者会議が中心となり、社会的要請や近隣大学院での設置状況等を踏まえた検討を行い、今後のカリキュラム改正についての方針を検討する。

4. 根拠資料

- 4(2)-1 平成 26 年度学生便覧シラバス (既出 資料 1-3)
- 4(2)-2 日本赤十字九州国際看護大学履修規程細則
- 4(2)-3 平成 26 年度看護学臨地実習要項 (教員・指導者用)
- 4(2)-4 平成 26 年度大学院学生便覧シラバス (既出 資料 1-4)
- 4(2)-5 ホームページ/大学院カリキュラム 履修の流れ
<http://www.jreckicn.ac.jp/graduate/graduate14.html#01>
- 4(2)-6 平成 24～26 年度 赤十字活動訪問施設一覧表
- 4(2)-7 ランチョンミーティング一覧表
- 4(2)-8 ホームページ/キャンパス日記 2014 年 9 月 19、24、26 日
<http://www.jreckicn.ac.jp/cgi-bin/guide06.cgi>
- 4(2)-9 平成 25 年度事業報告書 (既出 資料 1-13)
- 4(2)-10 平成 24～26 年度拡大実習委員会議事録
- 4(2)-11 平成 25～26 年度レベルⅣ科目担当国会議議事録
- 4(2)-12 平成 25～26 年度レベルⅤ科目担当国会議議事録
- 4(2)-13 平成 24～26 年度レベル代表国会議議事録
- 4(2)-14 平成 25 年度 (前期) 学習状況意見交換会資料及び議事録
- 4(2)-15 平成 26 年度 大学院カリキュラム形成評価会議資料及び議事録
- 4(2)-16 平成 24 年度 基礎看護技術に関する科目間の調整会議議事録
- 4(2)-17 平成 25 年度 看護技術演習科目の調整会議議事録

(3)教育方法

1. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

<1>大学全体

学部・研究科ともに、毎年度当初に学生便覧、シラバス、時間割を配布し、各年及びセメスター毎の年間計画を立てている。学生に対し、学習に向かうことができるようセメスター毎にガイダンスを行い、学年別に履修指導を行っている（資料4(3)-1、資料4(3)-2）。

<2>看護学部

学部では、教育目標の達成に向けた授業形態として、講義、演習、実習をとり入れ、シラバスに明記している。教育方法や学習指導において重視していることは、①講義から演習、演習から実習へ連動させていくこと、②学生の主体的参加を促す授業方法をとること、③学年が進むにつれて、実際の看護実践場面に近い学習方法をとること、の3点である。

①講義から演習、演習から実習への連動については、特に看護専門科目において重視している。演習科目では、地域住民の方を招聘し模擬患者として学生の学習支援を、また実習施設の指導担当看護師に学内演習に参加し指導助言を得ている。また、高機能シミュレーターを用いるなど、学内においても重篤な病態の患者を想定可能な演習を行っている（資料4(3)-3、資料4(3)-4）。学習指導の工夫として、看護技術など看護実践を行うための演習科目は、少人数のグループで取り組み、学内での十分な演習の効果が実習につながるようにしている。技術演習科目では、約4名のグループで演習ができるように、実習室のベッドや物品を準備し、2つのグループ（8名程度）に一人の教員を配置し、きめ細かな指導体制で演習を行っている。

②多くの科目で学生の主体的参加を促す授業方法を取り入れている。1年次科目「プレゼンテーションスキル」「人間関係論」などでは、グループワークによる演習を行い、相手側の考えを知り、それを踏まえ自身の思考を整理し言語化する訓練を行っている。看護学実習において、学生の主体的参加を促すため教員の指導体制を工夫している。3年次のレベルⅣ実習では、学生がなるべく実習施設の指導者から直接指導を受けられるよう、教員は常駐せず施設巡回で指導する方法をとっている。

③学年進行とともに看護実践場面に近づけることについては、教育方法の一例として、レベルⅤの実習科目があげられる。自己の関心や課題に基づき目標を設定して、学生自身が実習を企画立案する「専門性強化実習Ⅰ」、また医療施設の実際のチームの一員として学ぶ「看護の統合と実践」では、夜勤体験も含め就職後の看護実践を想定した方法を取り入れている。

学部のカリキュラムは、国家試験受験に対応するため必修科目とするものが多くなっているが、学修の順次性を重視し、年間履修単位は50単位を超えないよう科目の学年配当をおこなっている（資料4(3)-5 第26条、資料4(3)-6）。

<3>看護学研究科

研究科の授業科目は、講義、演習、実習の3つの形態からなる。特論などの講義科目では、講義や大学院生によるプレゼンテーションと討議を実施している。演習科目では、文献検討やプレゼンテーションに基づく討議などを行っている。実習科目では、臨地実習や討議による検討などを実施している。以上のように、大学院生の主体的参加のもと、各科目の教育目標の達成に向けた授業形態をとっている。

修士論文の指導については、1年次は「演習」、2年次は「特別研究」において、専攻領域毎にゼミナール形式で行っている。入学年度の10月に提出される「修士論文仮テーマ」に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員（1名以上）を研究科委員会において決定する。研究指導教員・補助教員を中心とした一貫した指導体制のもと、ゼミナール形式による指導を継続する。さらに、研究科では総合研究指導体制を採用している（資料4(3)-7 p.18、資料4(3)-8）。この指導体制において、大学院生は、専門分野の主旨指導教員に加えて、領域を横断して研究指導を受けることができ、専門分野の研究をすすめながら、領域を超えた視点や論点から自分の研究を検討し、さらなる研究の進展を図ることが可能になる。

また、修士論文の作成は、研究科学務委員会による研究計画書の審査、研究倫理審査委員会による研究倫理審査を受け、承認を得て行うこととしている。リサーチワークを段階的に効率よく進めるために、研究計画相談会（1年次12月）、研究計画発表会（1年次3月）、研究中間報告会（2年次11月）、修士論文発表会（2年次3月）を開催し、多領域の教員・大学院生から意見・助言をもらい、学際的な視点から意見交換ができる機会を設定している。また、長期履修生に対応するために、修士論文発表会を除くすべての発表会は年2回開催することとしており、研究のスケジュールを明示している（資料4(3)-7 p.19～20、資料4(3)-9）。

授業は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を実施しており、大学院生への利便性を図ること、また、科目等履修生の増加を図ることをねらい、助産師国家試験受験資格取得カリキュラムの科目以外は、金・土曜日に開設している。専攻領域ごとに行う演習や特別研究については、大学院生と指導教員とで個別に日程を調整しており、平日の夜間に開設している場合もある（資料4(3)-2）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともにシラバス記載のルールを定め、学部においては教務委員会、研究科においては研究科領域代表者会議が責任を持って、各科目のシラバス内容の点検評価を実施している。特に学部においては、シラバスの記載事項の大幅な改善に着手したところである。

<2>看護学部

学部では平成13年度の開学以来、シラバスに授業の内容をわかりやすく示し、年度初めのガイダンスで冊子を配布し活用を促している。しかし、これまで明記していた授業の目的、授業の概要、テキスト、参考文献、評価方法等の記載内容をさらに充実させる必要性について、平成25年度の教務委員会で問題点を抽出した。平成

26～27年度の2年間の改善計画を立て改善を行っている。追加項目は、①授業における学習の到達目標、②当該科目の位置づけや水準を示す記号（ナンバリング）、③授業期間を通して課される課題の内容、④準備学修に関する具体的な指示、⑤準備学修に必要な学習時間の目安、⑥ディプロマポリシーとの関連であった。これら6つのうち、平成26年度から①～④を、平成27年度から⑤を、平成28年度から⑥を記載することとし、フォーマットを変更し統一化を図っている（資料4(3)-10、資料4(3)-11 p.108、144）。記載されたシラバスについて第三者の点検評価として、教務委員会がその役割を担っている。シラバスの内容が詳細になることにより、学生は授業に対する準備ができ、そのことで教員はシラバスに基づいた授業が展開できている。

＜3＞看護学研究科

研究科のシラバスは、研究科委員会で合意された「シラバス作成のルール」（資料4(3)-12）に基づき、毎年作成している。平成26年度のシラバスからは、授業の目的に加え、到達目標を明示すること、及び予習・復習を含む学習方法、オフィスアワーを記載する欄を追加した。

各科目担当教員から提出されたシラバスは、研究科領域代表者会議において、①「シラバス作成のルール」に基づき作成されているか、②科目の内容・方法は授業目的に即して設定されているか、③関連科目の整合性は図られているか、等の観点から点検評価し、不備については修正を求めている。完成したシラバスは、冊子としてまとめ、教職員・学生に配布するとともに、HPにも公開している（資料4(3)-7 p.102、資料4(3)-13）。

また、シラバスに基づいた効果的な授業展開がなされているかを継続的に検討するために、各領域の専門科目については領域毎に、「研究方法Ⅰ・Ⅱ・ⅢA・ⅢB」については、科目担当者及び領域代表者間で年間2回の検討会を開催し、評価内容を次年度のシラバスに反映できる体制を整備している。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

＜1＞大学全体

履修した科目の成績は、シラバスに記載された評価方法及び割合に基づき、A～Dで評価している。成績の決定は科目担当者の採点結果を、学部においては教務委員会、研究科においては研究科学務委員会で確認し、教授会、研究科委員会での協議を経て決定し学生に通知している。

また、既修得単位については、学部においては60単位までを、研究科においては10単位までを慎重に審議して認定している。

＜2＞看護学部

学部の学期末定期テストは、平成13年度の開学以来、学年暦で学年毎の時期を設定し、学務課教務係職員及び教務委員会の教員を中心とした体制で厳重管理の下で実施している（資料4(3)-11 学年暦、資料4(3)-14、資料4(3)-15）。各教員は、シラバスに明記した成績評価方法と割合（％）に基づいて成績評価を行い（資料

4(3)-11 p. 81～208)、教務委員会でその結果を確認した上で、教授会で協議し成績を確定している。また、現行のカリキュラムは、先行履修要件を設けた科目が多数あり、科目の順次性を無視して履修することができない仕組みとなっている。

日本赤十字九州国際看護大学学則第 29 条には、入学前の既修得単位認定等の規定があり、本学が教育上有益と認めるときは、入学前に大学、短期大学または高等専門学校において履修した授業科目の単位につき 60 単位を超えない範囲で認めている。申請された授業科目が本学の学部における履修と認められるかについて、まずは当該科目担当者が履修した大学の授業単位や内容をシラバス等で確認してその可否を判断し、その結果が教務委員会及び教授会による協議で認められれば本学での修得単位として認定される（資料 4(3)-5 第 29 条）。

〈3〉看護学研究科

研究科の成績評価の方法は、学部同様、シラバスに明示している各科目の授業目的・到達目標に照らして行われ、A～D の 4 段階で行われる。成績評価の基準は、大学院履修規程、学生便覧に明示している（資料 4(3)-16 第 10 条、資料 4(3)-7 p. 17）。

各科目の成績評価は、出席状況、授業への参加度、プレゼンテーション、課題レポート等に基づき総合的に行われている。成績評価は、各科目担当教員に委ねられているが 1 科目に複数教員が関わる場合は、科目担当者間で調整した上で評価を行っている。より厳格な成績管理を行うために、平成 26 年度から、学務課は、シラバスに明示された評価内容・割合で科目担当教員が評価をしているか、集計ミスはないかを評点内訳表（資料 4(3)-17）により確認し、その後、研究科学務委員会で承認するという手続きをとっている。なお成績の認定は、Semester毎に研究科委員会において実施し、大学院生には成績確定後に成績通知書を配布している。

入学前に他の大学院もしくは本学研究科の科目等履修生として修得した単位の認定については、日本赤十字九州国際看護大学大学院学則第 22 条の規定により教育上有益と認められたときは、10 単位を超えない範囲で本学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすこととなっている（資料 4(3)-18 第 22 条）。単位認定は、申請する既修得科目のシラバスを当該科目の担当教員が確認し、研究科学務委員会で審議して研究科委員会に提案し、認定の可否を決定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉大学全体

学部領域代表者会議及び研究科領域代表者会議が責任主体となり、アセスメントポリシーに基づき、成績評価、Semester毎の授業評価、さらにカリキュラムの形成評価を行い、教育成果の定期的な検証を実施し、教育内容や方法の改善に結びつけている。

〈2〉看護学部

教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善のために、学部がこれまで実際に取り組んできた事項として、①学生による授業評価アンケート、②授業改善のための研修会、③授業改善のための学内公開授業の実施、④看護学実習科目の実習連絡協議会による検証などが挙げられる。

①学生による授業評価アンケートについては、平成17年度から全科目において実施している。アンケートの構成は、【自己評価】【授業の内容】【授業の方法】【全体評価】、設問は講義、演習、実習科目で設定し、評価は4段階で回答できるようになっている（資料4(3)-19）。Semester毎に科目全体と授業科目毎に結果をまとめ、科目担当者に集計結果を渡す。その後、各教員はアンケート結果を踏まえた上で学生に対するコメントや、授業科目の教員の自己評価などを所定の書式に記載し、これらを集約して授業アンケートフィードバックとして学生に公表している（資料4(3)-20）。授業評価アンケートの実施と学生へのフィードバックを通じて、授業を改善するため組織的に実施している。

②「授業改善のための研修会」については、FD/SD委員会が企画して定期的開催している。外部の講師による講義形式の研修はもとより、教職員間で演習形式により学び合えるよう組織的な研修の機会となっている（資料4(3)-21 p.59～60）。

③教育方法改善のための取り組みの1つとして、平成25年度から授業改善のための学内公開授業を行っている（資料4(3)-22）。これは専門領域内では、授業方法などを共有してきたことに加え、異なる専門領域の教員が参加することで、互いの授業を知り教育方法の改善の手がかりを得る機会としている。

④看護学実習科目については、看護系教員全員が参加する拡大実習委員会を実施し、教育内容や方法の定期的な検証の機会としている。また、実習連絡協議会を年3回程度定期的開催しており、実習の成果を報告するだけでなく、実践現場からタイムリーな意見を直接もらうことで教育内容・方法を検証する機会としている（資料4(3)-21 p.92～93、資料4(3)-23）。

①～④で述べたように、教育成果についての検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善に努めてきた。しかし、教育成果の組織的な検証の仕組みとして機能させるため、平成26年度にアセスメントポリシーを定めた。この方針に基づき各評価を実際に行い、評価サイクルのなかで教育成果を明確にすることにしている（資料4(3)-24）。アセスメントポリシーには、①教育実践の評価は、多様な観点と手法を用いたSemester毎の総合評価とその結果としての教育改善のサイクルに対して行う、②学生の学修成果の評価は、ディプロマポリシーの到達目標の達成度に対して行う、③カリキュラム評価は、Semester毎に認識された問題点や成果について、教職員間で共有し協議することによって行い、次年度のカリキュラムの改善・形成に生かしていくこと（形成的評価）があげられている。

<3>看護学研究科

研究科においては、アセスメントポリシーに基づき、①成績評価・単位認定状況、②授業評価、③カリキュラム評価の3つの視点から、教育の成果について定期的検証を行うこととしている（資料4(3)-25）。これらの評価は、常設の研究科領域代表

者会議において行うことを明文化しており（資料 4(3)-26 第 4 条）、教職員に周知している。

カリキュラムの評価については、完成年次の翌年（平成 27 年度）に行う予定としており、以後、2 年ごとに実施することをアセスメントポリシー、本学第二次中期計画に定めている。その間は、カリキュラムの形成評価を行っていくこととしているが、各科目の教員による授業評価については、成績や大学院生の学修成果等から科目担当教員の責任のもと実施しているのが現状である。それらを踏まえ、各専攻領域の専門科目については、研究科領域代表者の責任のもと、領域毎に点検評価を行い、改善内容を次年度シラバスに反映させることとしている。また、評価内容については、研究科領域代表者会議において報告することが、平成 26 年 7 月の研究科委員会において合意されており、平成 26 年度より実施予定である（資料 4(3)-27）。

研究方法に関する科目群（研究方法Ⅰ・Ⅱ・ⅢA・ⅢB）については、研究科の特色ある授業科目であり、修士論文作成に直接的に関わってくる主要な科目であるので、科目担当者及び研究科領域代表者との合同検討会議を年間 2 回（9 月と 1 月）開催することと定めている。その検討結果については、次年度シラバスに反映するとともに、研究科委員会で共有することで、大学院生への指導に活かすこととしている。

さらに、研究科領域代表者会議において、研究計画書の作成に向けた指導内容・方法について評価を行った結果、平成 26 年度より、各領域の「演習」のうち、5 回を領域合同で行う企画を新たに開始している。その評価会を、カリキュラムの形成評価会の一つとして位置づけ、次年度のシラバス内容にも反映させていく予定である（資料 4(3)-28）。

以上に加え、研究科では、各セメスター終了時に全科目を総括した「大学院生による授業評価」（資料 4(3)-29）を実施している。この大学院生による授業評価は、平成 22 年度までは、科目毎に実施していたが、回収率が低く、履修者が少人数のため、匿名性を確保することは実質不可能であることなどから、研究科の教育の特徴を踏まえた授業評価のあり方を、研究科学務委員会、研究科委員会で検討してきた。その結果、平成 23 年度の試行期間を経て、平成 24 年度より現行の方法を採用している。なお評価の視点については、「授業に対する自身の取り組み姿勢」「授業内容や方法」「学習環境」「総括評価」とし、無記名自由記述形式としている。「大学院生による授業評価」の結果は、評価の視点毎に研究科学務委員会で整理したうえで、研究科委員会に提出している。その後、各教員に改善案を含めたコメントを求め、その内容を集約し、研究科委員会で合意した内容を紙面で大学院生にフィードバックしている。さらに、平成 25 年度からは HP にも結果を公開しており、教育内容や方法、学習環境の改善に活用している（資料 4(3)-30）。

さらに、平成 25 年度からは、6 月に新生と教員との交流会を開催することとし、大学院生の大学院への適応状況を早期に把握し、タイムリーに授業内容・方法・学習環境の改善に反映できるように組織的な取り組みを行っている。

2. 点検・評価

【充足状況】

学部・研究科ともに主体的に学修できる学生を育成するという方針のもと、シラバスの改善とその内部点検を実施し、その成果については学生の授業評価や、領域代表者会議で改善案を検討し、次年度につなげる評価サイクルが常に回っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

＜1＞看護学部

学部では、①講義から演習、演習から実習へ連動すること、②学生の主体的参加を促す授業方法をとること、③学年進度に伴い、現実的な看護実践場面を想定した学習ができる方法をとること、の3点を重視した教育方法に取り組んできた。その成果は、学生からの授業評価アンケートの平均得点が、講義より演習、演習より実習科目の方が高くなっている結果に表れている（資料4(3)-31）。

教育内容や方法等の改善としては、学生への授業評価アンケートの活用や、教員間の会議、実習連絡協議会の定期的開催などにより、学部全体の取り組みとして実施できている。

また、アセスメントポリシーを作成したことにより、組織的な評価の仕組みができた評価できる（資料4(3)-24）。

＜2＞看護学研究科

教育方法は、教育目標を達成するために適切に実施されている。特に、平成25年度のカリキュラム改正をきっかけに、アセスメントポリシーの明確化と周知を行い、成績評価・単位認定状況、授業評価、カリキュラム評価の三つの視点から、教育の成果について定期的検証を行う体制を整備し、研究科領域代表者会議が中心となって、教育課程や教育内容・方法の改善につなげる組織的取り組みを実行していることが評価できる。

研究指導については、専門性に配慮し研究指導教員と研究指導補助教員による一貫した指導をゼミナール形式で行っている。加えて、領域を超えた視点や論点からのアドバイスが得られるように、総合研究指導体制を採用している点は本学研究科の特徴である（資料4(3)-7 p.18、資料4(3)-8）。この体制により、大学院生は、より多角的な視点から自分の研究を検討することや、統計的分析のサポートを得ながらデータ分析を進めることができる。さらに、修士論文の作成にあたっては、研究方法に関する科目群の設定、領域合同演習の企画、研究相談会や研究計画発表会、研究中間報告会、修士論文の発表会などを段階的に設定していることで、リサーチワークが効果的・効率的になされるよう工夫されている点が評価できる。

②改善すべき事項

＜1＞看護学部

教育内容や方法等の改善方策として、シラバスの内容の充実を図りその実現度を評価していくことは重要な課題である。現状として、教務委員会がシラバスに含まれる内容や形式について「シラバス作成のルール」を作成・周知し、記載内容を平

成 26 年度から点検評価をしている（資料 4(3)-10、資料 4(3)-32）。しかし、授業評価アンケートにはシラバスについての設問はなく、学生からの評価を含めた双方向の評価サイクルにしていくことが課題である。

＜2＞看護学研究科

研究科では、研究科領域代表者会議により「シラバス作成のルール」を作成・周知し、各科目担当教員によるシラバスの作成、研究科領域代表者会議による記載内容のチェック体制を整えたことで、シラバス内容の充実は図れていると考えている。しかしながら、平成 25 年度後期の「大学院生による授業評価」において、授業計画の変更に戸惑ったとの記載があったことから、大学院生の背景やレディネス等に応じて授業計画を変更する場合には、大学院生に対してその意図と新しい計画を速やかに示すことが課題である（資料 4(3)-33）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞看護学部

組織的な評価の仕組みを実現していくためには、セメスター毎の教育改善のサイクルを機能させていくことが必要である。そこで、教務委員会が主体となって、学生の主体的学修を促進するための方法やその成果について、教員間で共有する機会を設けた上で教育内容・方法の改善に結びつくような仕組みづくりを実施していく。FD/SD 委員会が主体となって、平成 25 年度から取り組み始めた「公開授業」を積極的に導入し、その活用方法を検討する。

＜2＞看護学研究科

アセスメントポリシーに提示した視点に基づき、点検評価を確実に行っていくことで、教育内容や方法の改善に結び付けていく必要がある。特に、平成 27 年度はカリキュラムの総括評価を実施する年度であるので、研究科領域代表者会議が中心となり、多面的な評価を実施し、その結果を研究科委員会で審議していく。さらに、アセスメントポリシーで示している評価視点の妥当性についても、研究科領域代表者会議において検証を行い、その結果を研究科委員会において審議していく。

研究指導・学位論文指導については、指導方法や体制、研究計画相談会や研究計画発表会などの適時性についても評価を行う必要がある。そこで、現在実施している「大学院生による授業評価（最終学年次・後期）」（資料 4(3)-34）の内容を、研究科領域代表者会議において再検討したうえで、平成 25 年度カリキュラムの修了予定者を対象に、平成 27 年 3 月に評価を実施する。

②改善すべき事項

＜1＞看護学部

教育内容や方法等の改善のためには、シラバスの内容の分かりやすさや、シラバスに基づいた授業展開かどうかなど、学生による意見を反映させる方法を検討することが課題である。今後、FD/SD 委員会と教務委員会が主体となって、学生からの授業評価アンケートの項目を検討するなどして実施できるようにする。双方向の評

価サイクルにしていく課題については、学部領域代表者会議で検討し、平成 28 年度カリキュラムまでにはシステムを整える。

〈2〉看護学研究科

入学してくる大学院生の教育背景が多様化していることや学習レディネスが年度によっても異なることが多いため、シラバスで示した授業計画を変更する必要性が生じた場合には、速やかにその意図と新しい授業計画を大学院生に紙面で提示するように、年度初めの第 1 回研究科委員会において教員に周知する。また、大学院生が学修に活用できるシラバスであるかどうかの視点から評価を行っていくために、「大学院生による授業評価」の評価視点の一つとして、項目の追加を検討し、平成 27 年度前期から新フォーマットで授業評価を実施できるよう準備を行う。これらの検討は研究科学務委員会が主体となっていく。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 平成 26 年度看護学部時間割表
- 4(3)-2 平成 26 年度大学院時間割表
- 4(3)-3 1 年生演習科目フィジカルアセスメント模擬患者説明資料
- 4(3)-4 2 年生看護過程の展開実習前演習 模擬患者説明資料
- 4(3)-5 日本赤十字九州国際看護大学学則 (既出 資料 1-2)
- 4(3)-6 日本赤十字九州国際看護大学履修規程新旧対照表 (平成 26 年 11 月 6 日教授会資料)
- 4(3)-7 平成 26 年度大学院学生便覧シラバス (既出 資料 1-4)
- 4(3)-8 ホームページ/研究指導体制 (既出 資料 3-11)
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate15.html>
- 4(3)-9 ホームページ/修士論文作成に至る大まかな流れ
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate12.html#01>
- 4(3)-10 平成 25 年度教授会資料 学士課程シラバスの内容・書き方
- 4(3)-11 平成 26 年度学生便覧シラバス (既出 資料 1-3)
- 4(3)-12 平成 25 年度大学院シラバス作成のルール
- 4(3)-13 ホームページ/大学院シラバス
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate04.html>
- 4(3)-14 日本赤十字九州国際看護大学定期試験監督実施要領
- 4(3)-15 平成 26 年度前期定期試験時間割
- 4(3)-16 日本赤十字九州国際看護大学大学院履修規程
- 4(3)-17 大学院評点内訳表
- 4(3)-18 日本赤十字九州国際看護大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 4(3)-19 看護学部授業評価調査票
- 4(3)-20 授業アンケートフィードバック集
- 4(3)-21 平成 25 年度事業報告書 (既出 資料 1-13)
- 4(3)-22 公開授業実績

- 4(3)-23 平成 26 年度学年別実習計画に伴う活動スケジュール
- 4(3)-24 ホームページ/看護学部アセスメントポリシー
<http://www.jrekicn.ac.jp/faculty/faculty02.html#07>
- 4(3)-25 大学院アセスメントポリシー
- 4(3)-26 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科領域代表者会議規程
(既出 資料 1-18)
- 4(3)-27 研究科領域代表者の役割
- 4(3)-28 平成 26 年度大学院カリキュラム形成評価会議資料及び議事録
(既出 資料 4(2)-15)
- 4(3)-29 大学院生による授業評価調査票
- 4(3)-30 ホームページ/大学院授業評価に対する教員からのコメント
<http://www.jrekicn.ac.jp/cgi-bin/graduate20.cgi>
- 4(3)-31 授業評価 (学部) 結果の平均値 平成 23~25 年度
- 4(3)-32 平成 26 年度 シラバス修正例
- 4(3)-33 平成 25 年度前後期大学院授業評価に対する教員からのコメント
- 4(3)-34 大学院生による授業評価票【最終学年次・後期】

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1>大学全体

学部・研究科ともに、教育目標を達成するためにアセスメントポリシーを定め、学修成果を評価し、成果が上がっている。

<2>看護学部

教育目標に沿った成果について、①教育目標に沿った成果が上がっている科目例、②評価指標を用いた学生の学習成果について述べる。

教育目標(2)「常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う」に沿った成果として、「国際保健・看護Ⅰ」「国際保健・看護Ⅱ」では、2年次の「国際保健・看護Ⅰ」において、世界の健康問題、グローバルヘルスの課題、国際看護に関する基礎知識及び保健医療・看護の国際協力等について学習し、3年次の「国際保健・看護Ⅱ」の海外研修につなげている(資料4(4)-1)。海外研修は国際交流協定校との協働を視野に入れ、学生とともに研修テーマ、研修内容と訪問先を決定し、十分な事前学習をして研修に臨むので、学生の学習意欲及びその成果に対する満足度は高く、授業評価結果においても、学生自身が主体的に取り組む自己評価項目の評価ポイントは全体平均よりも0.5ポイント以上高い(資料4(4)-2)。また、研修をきっかけに将来の国際活動への参加を考える学生は、その決意と自己の課題を報告書に記載したり、休暇期間を利用して海外ボランティアに参加したりする。学習成果は報告書にまとめ関係機関に配布するとともに、学内(ランチョンミーティング、オープンキャンパス)・学外(国際保健医療学会西日本地方会、福岡県世界に打ってでる若者育成事業等)で発表している(資料4(4)-3、資料4(4)-4、資料4(4)-5)。学会発表では、国際協力に従事する看護師からも意見や評価をもらい、次のステップへの課題として認識し自己学習につなげている。

教育目標(4)「事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む」に沿った成果として、4年次の実習科目の「専門性強化実習Ⅰ」がある。この科目は、段階的に学修を積み上げた看護の専門科目の集大成として、実習科目のレベルVに位置づけており、そのレベル目標は「看護を自ら探求し、創造的に考え実践することができる」である。学生は、3年次末の時期に看護専門職としての将来を見据えながら、自己の興味・関心や自己の課題を明確にした上でテーマを定め、学生自らが実習を計画、実施、評価まで行う。実習の計画段階では、看護系教員が全員で指導にあたり(学生2~4名に1名の教員)、現場の看護職から指導を受けて学生が自立的に実施する。効果的な学修となるように、実習方法などについてはレベルVの科目担当者間会議で検証している(資料4(4)-6 p.100~108)。学生が主体的に取り組む姿勢や最終レポート、実習施設からの肯定的な意見及び学生の授業評価アンケートの得点の高さから総合的に考えると、学習成果が上がっていると評価できる(資料4(4)-7)。

評価指標を用いた学生の学習成果については、教育目標（5）「看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる」の達成度の一部として「看護技術の到達度表」を活用していることがある。「看護技術到達度表」は学生が1年次から卒業時まで活用するセルフモニタリングツールである一方で、看護技術演習科目や実習における看護技術教育の教育成果ともみなすことができる。本学の到達度表は、「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」（平成19年、厚生労働省）をもとに、本学独自の項目を追加した上で平成20年度から全学年で使用している（資料4(4)-8 p.4～5）。年度末に4学年全員の到達度を集計しており、技術チェック項目全147項目中129項目で到達した結果が出ている。到達度に達した者が60%以下は3項目、75%以下は15項目である（資料4(4)-9）。

また、平成26年度に「ジェネリックスキル」を図る外部テストを試験的に導入し、その結果を学生にフィードバックすることで、学生自身が自己の資質や学修の弱点を把握できるよう努めている（資料4(4)-10）。

＜3＞看護学研究科

研究科においては、「多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成する」という教育目標に沿った学修の成果として、研究成果の公開が社会的ニーズに応える重要な機会であると位置づけ、修士論文の発表会については学外者にも公開し毎年開催している。さらに、その成果を学外の関連学会・研究会等で公表することを通じて、第三者からの評価を得るように推奨してきたが、公表の実態については組織的に把握する体制が整えられていない現状があった。そこで、平成26年度入学生からは、学位審査に関する内規を変更し、修了後2年以内に修士論文を印刷公表することを義務化し、公表報告書を研究科長に提出することを定めるに至った（資料4(4)-11 第17条）。

また、平成26年6月には修了時に獲得すべき能力を明らかにし、ディプロマポリシーとして明示したが、これを踏まえて、平成28年度には、「修了時の能力を測定するための評価指標」について検討することを予定している。

(2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

＜1＞大学全体

学部、研究科ともにディプロマポリシーに基づいて適切な学位授与を行っている。

＜2＞看護学部

学部の卒業認定については、日本赤十字九州国際看護大学学則第35条に定めており、卒業認定に必要な単位は124単位以上である（資料4(4)-12 第35条）。さらに、卒業要件の科目区分別内訳については、学生便覧に明記し、学生にはガイダンスにて周知をはかっている（資料4(4)-13 p.17）。平成24年度カリキュラムの卒業要件は、必修科目110単位、選択科目14単位で、「リベラルアーツ・専門基礎科目」で46単位以上（人間16、環境7、健康15、国際8単位）、「専門科目」で78単位となっている。なお、保健師国家試験受験資格を得るための保健師課程を履修す

る場合には、さらに 15 単位を追加した 139 単位の履修することになる(資料 4(4)-12 別表第 1)。卒業認定は、教務委員会で協議し、教授会・経営会議の議を経て学長が行う。

〈3〉看護学研究科

研究科の修了要件は、日本赤十字九州国際看護大学大学院学則第 27 条(資料 4(4)-14 第 27 条)に規定しているとおおり、修士課程に 2 年以上在学し、研究科の修了要件となる所定の科目について 30 単位以上(「生涯発達」領域で助産師国家試験受験資格取得カリキュラムは 58 単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとしている。なお、助産師国家試験受験資格取得希望者には、「特別研究」に代えて、「課題研究」が課されている。授与する学位は専攻領域により異なる。具体的には、保健コースの「世界の健康危機管理」「ヘルスプロモーション」領域を履修し、課程修了を認定された者には「修士(保健学)」、看護コースの「生涯発達看護」「広域看護」「基盤看護」領域を履修し、課程修了を認定された者には「修士(看護学)」の学位が授与される(資料 4(4)-15 p.6~7)。

修士の学位授与までの手続きは、学位審査に関する内規に基づき、次のようなプロセスを経る(資料 4(4)-11、資料 4(4)-15 p.20~21)。修士論文提出の資格認定を受けた大学院生から、期日までに「修士(看護学・保健学)論文審査申請書」が提出されると、当該院生の学位論文を審査する修士論文審査委員(主査 1 人と副査 2 人)が研究科委員会から委嘱され、大学院生には主査・副査を通知する。主査は研究指導教員が担う。副査 2 人の選出にあたっては、審査の客観性や厳格性をより高めるために、専攻領域以外の教員が担うことと定めている。また、専門性の観点から、必要に応じて他の大学院もしくは研究所の教員等を委員として加えることも認めている。なお、学位論文の審査にかかわる教員は、修士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員として認められた教員の中から決定している。これまでは、採用時または昇格時に審査が行われていたが、平成 25 年度には外部評価委員によって教員資格審査を行っている。

論文審査は、提示された期間内に、主査を含めた 3 人の教員で構成される修士論文審査委員会で行うが、論文審査のあり方について検討した結果、平成 25 年度からは審査の透明性を確保することを目的に、学内教員に論文審査を公開している。さらに審査に引き続き、最終試験(口頭試問または筆頭試験)を行う。最終試験は、試験の厳格性を確保するために、最終試験実施要領(資料 4(4)-15 p.68~69)に基づき実施している。以上の審査結果と最終試験の結果については、修士論文審査委員会で協議され、主査はその概要を修士論文審査報告書(資料 4(4)-16)にまとめ、研究科長に提出することになっている。その後、研究科委員会で審査結果について審議し、成績、取得単位により修了要件を満たしているかを確認の上、3 分の 2 以上の賛成をもって修了認定及び学位授与の議決を行っている。

なお、修士論文の形式や提出については、修士論文作成に関するガイドライン(資料 4(4)-17)に定め、学生及び教員に配布し周知している。論文の評価基準につい

ては、特別研究、課題研究のそれぞれについて、学生便覧（資料 4(4)-15 p.68～69）に明示している。

2. 点検・評価

【充足状況】

学習成果を適切に測定するという方針のもと、現在、複数の評価指標を整え、実施の準備を進めているところから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

本学の特徴を示す科目である「国際保健・看護Ⅰ」及び「国際保健・看護Ⅱ（海外研修）」では、訪問国の現状や課題の理解、訪問先で関係者（訪問国の看護学生、看護師、医師、教員等）に働きかける行動を通じて、将来の国際活動を行う看護職としての基礎的な学びとなっている点が評価できる。4年次の実習科目の「専門性強化実習Ⅰ」は、「事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む」という教育目標の成果の現れであると評価できる。

<2>看護学研究科

研究科の学位審査及び修了認定は厳密な手続きに則って遂行されており、修了要件を満たしている者に、修了認定とともに専攻領域に応じて修士（保健学）もしくは修士（看護学）の学位を授与している。平成25年度までに、学位を授与された者は修士（保健学）15名、修士（看護学）21名の合計36名であり、長期履修制度の活用や夜間・土曜日の研究指導等により、退学者若干名を除く全員が修業年限内に学位を授与されるに至っている。また、平成22年度に助産師養成教育を開設して以来、助産師国家試験の合格率は100%で推移しており、成果が得られている。

②改善すべき事項

<1>看護学部

学部が今後取り組む事項として、アセスメントポリシーとして定めた① Semester毎の教育改善サイクルに対する評価、②ディプロマポリシーの到達目標の達成度、③カリキュラム評価、それぞれについて実現可能な方法を検討し、計画的かつ確実に実施していくことが課題である。

<2>看護学研究科

大学院生の学修成果を測定するための評価指標の開発には至っておらず、今後「修了時の能力を測定するための評価指標」を開発していく必要がある。また、学位論文の質を保証していくための組織的取り組みとして、特別研究、課題研究の評価基準の妥当性を検証していくことと、修士論文を学外の関連学会・研究会等で公表することを通じて、第三者からの評価を得ていくことが必要である。平成26年度入学生からは、修了後2年以内に修士論文を印刷公表することを義務化し、公表報告書を研究科長に提出することと定めたので、今後、その結果を集約、評価していく体制を整備していくことも必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

「国際保健・看護Ⅱ」は、英語やプレゼンテーションスキルなど他の国際関連科目と連動して学習することで成果が上がっており、将来、国際活動のフィールドで活躍するためには、在学中に履修科目や課外活動をどのように活用し学習すべきかを学生に明確にする必要がある。平成28年度のカリキュラム改正以降に「国際看護コース」を設定する計画をすすめている。「国際看護コース」は、変容するグローバル社会・多文化共生社会に貢献しうる看護人材の育成を目指し、加えて将来的に国際協力・協働のフィールドで活躍できる基本能力を涵養する。本学の学位授与の能力に加え、卒業までに適応力、異文化間コミュニケーション能力、文化能力、国際協力・協働の基本能力の4つの能力を強化すること等について、学内合意が得られている（資料4(4)-18）。

4年次の実習科目の「専門性強化実習Ⅰ」の学習成果について、客観的・数量的に評価することが課題である。方法として、ディプロマポリシーに準拠したルーブリック評価に変更する。平成26年度より、学生がこの実習に対して一層意欲的に取り組めるように、学修成果の優れた者に「Good Practice 賞」を授与・表彰し、3年次学生に対し、実習内容や成果について紹介の場を設ける取り組みを試行しており、学生の意欲向上に効果があれば、継続していく。

〈2〉看護学研究科

社会人、助産師国家試験受験資格取得希望者など多様な背景・学習ニーズを持つ大学院生が、修業年限内に特別研究（助産師国家試験受験資格取得希望者は課題研究）を行い、学位授与に至るよう今後も長期履修制度の活用や夜間・土曜日の研究指導等を継続実施していくこと、また、その成果として、学位授与率、助産師国家試験合格率を研究科学務委員会において継続的に評価していくことが必要である。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

アセスメントポリシー1「 Semester毎の教育改善サイクルに対する評価を行う」ことを実現するために、Semester毎の教員、学生双方向からの授業評価を確実に行う。また「ジェネリックスキル」の測定によって問題・課題を学生と教員とが共に認識し、加えて、ディプロマポリシーに示す力の習得度を学生自身が確認できるようにする。以上を継続しながら、ポートフォリオを活用して学習実績を個別的に綿密に把握し評価する。

アセスメントポリシー2「ディプロマポリシーの到達目標の達成度評価を行う」ことを実現するために、卒業年度に履修する専門性の高い科目についてはディプロマポリシーに準拠したルーブリック評価を用いて評価を実施する。

アセスメントポリシー3「カリキュラム評価を行う」ことを実現するために、平成28年度に改正するカリキュラムの評価は、Semester毎に認識された問題点や成果を教員間で共有し協議することによって（形成的評価）、毎年の教育実践評価に加え、

学生による評価、卒業生及び就職先等の第三者による評価、さらには卒後の看護実践力の実態調査などアウトカム評価を取り入れて、カリキュラムの総括評価を行う。これら 3 つのポリシーに基づく評価の実施については、本学第二次中期計画の平成 27、29、30 年度に組み込んでいるが、詳細な計画を立て、教務委員会及び FD/SD 委員会が主体となって実施する。

〈2〉看護学研究科

学修の成果を測定するための評価指標については、平成 28 年度からの運用を目指し、平成 27 年度には研究科領域代表者会議において「修了時の能力を測定するための評価指標」案を作成し、研究科委員会で審議することとしている。また、学位論文の質を保証していくための組織的取り組みとして、平成 27 年度には、論文審査にかかわった教員への調査を実施し、特別研究及び課題研究の評価基準の妥当性について検証する予定である。学位論文の印刷公表については、平成 27 年度に研究科領域代表者会議において、結果集約の手続きについて明確化することで、組織的にデータの収集と分析を行う体制を整えることとしている。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 平成 24～26 年度 国際保健・看護Ⅱ海外研修報告書
- 4(4)-2 平成 25 年度 国際保健・看護Ⅱ授業評価
- 4(4)-3 国際保健医療学会 西日本地方大会学会抄録
- 4(4)-4 ホームページ/国際・ランチョンミーティング（平成 25 年 4 月 18 日、1 月 17 日）
<http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/international08.cgi>
- 4(4)-5 ホームページ/キャンパス日記（2013 年 8 月 21 日、2014 年 3 月 29・30 日、2014 年 8 月 26 日）
<http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/guide06.cgi>
- 4(4)-6 平成 25 年度事業報告書（既出 資料 1-13）
- 4(4)-7 平成 25 年度専門性強化実習Ⅰ学生授業評価結果
- 4(4)-8 平成 26 年度看護学臨地実習要項（教員・指導者用）（既出 資料 4(2)-3）
- 4(4)-9 平成 24・25 年度 看護技術力の各学年終了時設定した卒業時達成度
- 4(4)-10 基礎力測定テスト PROG 全体傾向報告書（2014）
- 4(4)-11 日本赤十字九州国際看護大学大学院 学位審査に関する内規
- 4(4)-12 日本赤十字九州国際看護大学学則（既出 資料 1-2）
- 4(4)-13 平成 26 年度学生便覧シラバス（既出 資料 1-3）
- 4(4)-14 日本赤十字九州国際看護大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 4(4)-15 平成 26 年度大学院学生便覧シラバス（既出 資料 1-4）
- 4(4)-16 修士論文審査報告書
- 4(4)-17 修士論文作成に関するガイドライン
- 4(4)-18 国際看護コース設置計画

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1>大学全体

将来赤十字の理念を実践の場に活かし発展させていくことが出来る人材を確保するべく、学生の受け入れ方針であるアドミッションポリシーを策定し、大学の目的とともに大学案内、オープンキャンパス、募集要項、ホームページに明示している。

<2>看護学部

以下に示すアドミッションポリシーを大学案内、募集要項、ホームページ等に掲げ、学生の受け入れを実施している(資料5-1 p.7、資料5-2 p.1、資料5-3)。

- ア 人間の尊厳と人権を大切にできる人
- イ 主体的、創造的に考え行動しようとする人
- ウ 看護の基盤となる広い教養を学び専門的知識を身につけたい人
- エ 赤十字の理念を理解し国際的活動に関心を持っている人

募集要項には、「高校時代に学んでほしい科目」として国語、数学Ⅰ・A、物理基礎、化学、生物、英語、世界史をあげ、本学で看護学を学ぶうえでの必要な知識を示している(資料5-2 p.1)。

障がいのある学生の受け入れについては、募集要項で「健康上の問題がある入学志願者で、受験上特別な配慮を必要とする場合は出願に先だって事前にお申し出ください」と注意喚起し、受験の機会均等を保障している。入試受付の事務対応となるので、担当事務職員は日本学生支援機構が主催する「障害学生支援実務者育成研修会[基礎プログラム]」を受講している。

<3>看護学研究科

研究科の教育理念に基づき、以下のアドミッションポリシーを大学院案内、募集要項、ホームページなどに掲げ、大学院生の受け入れを実施している(資料5-4 p.1、資料5-5 p.1、資料5-6)。

- ア 日々の実践の中にある疑問・問題を理論的・学際的見地から研究する意欲がある人
- イ 看護の専門的知識・実践力を自ら発展させる意思を有する人
- ウ 国内外の社会状況の変化や健康問題について取り組み、地域社会や国際社会に貢献する意思を有する人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

学部、研究科ともに、アドミッションポリシーに基づき、入学試験委員会、研究科入学試験委員会の年間活動計画に基づき実施している(資料5-7、資料5-8)。

<2>看護学部

学部の学生募集と入学者選抜は、入学試験委員会の年間活動計画に基づき実施しており、入学者選抜試験は当該委員会を中心に作成する各種要綱に沿って実施している（資料 5-9、資料 5-10）。

募集要項の 1 ページ目に大学の目的、教育理念、教育目標、アドミッションポリシーを掲示するとともに、大学ホームページでも公開し、学生の受け入れ方針を周知徹底している（資料 5-3）。高校訪問（資料 5-11、資料 5-12）、年 2 回のオープンキャンパス（資料 5-13）、出前授業等を実施し、関係機関へ募集資料を送付する等広報活動を行っている。また、九州ブロック（九州・沖縄八県）の日本赤十字社各県支部（以下「九州ブロック日赤各県支部」という。）との学生募集連絡会議を毎年 4 月に開催し、前年度までの九州ブロック日赤各県支部支部長推薦入学者の学習状況などの情報交換を行い次年度の学生募集に関して協議し、協働での学生確保を行っている（資料 5-14）。高校訪問においては、九州ブロック日赤各県支部職員も同行し、卒業後の就職においても継続的な教育と支援が受けられることを説明している（資料 5-15）。平成 26 年度より、高大連携の方針を定め（資料 5-16）、九州地区で青少年赤十字に加盟している高校や在学生の出身高校との情報交換等の場を設けるなどしている（資料 5-17、資料 5-18）。

学部入学試験は、九州ブロック日赤各県支部支部長推薦入学試験、公募推薦入学試験と 2 種類の推薦入学試験を九州ブロック日赤各県支部及び大学での受験が可能となるよう、受験生に配慮した形で実施している（資料 5-2 p.7）。推薦基準は募集要項に明示し、1 校あたりの推薦人数を制限しないことで受験機会の公平性を担保している（資料 5-2 p.5）。

また一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験に関しても、学長を入学試験総括責任者として組織化し、入学者選抜を実施している（資料 5-9 p.1）。入学者の決定については、入学試験委員会委員長より提出される採点結果を踏まえ教授会の審議を経て経営会議に報告後、学長により決定・公表されている（資料 5-19、資料 5-20）。

〈3〉看護学研究科

募集要項に大学院の目的、教育理念、教育目標、アドミッションポリシーを掲示するとともに（資料 5-5 p.1）、大学ホームページでも公開し、学生の受け入れ方針を周知徹底している（資料 5-6）。また、募集要項は本学卒業生の同窓会やホームカミングデー、オープンキャンパスで配布するとともに、九州・沖縄圏内の赤十字病院や看護系大学に郵送している。

出願希望者には出願前に志望する専攻領域の教員との事前面接を課し面接内容を記録として残している（資料 5-21）。なお、以前は募集要項に各領域の主研究指導教員の電話番号を記載していたが、領域が未定や複数の領域から選択しようとする志願者がいることから、窓口を学務課に一本化し改善している。

入学試験問題の作題は、学長から委嘱された作題委員が行い、作題委員全員の参加する作題会議において問題の難易度を全体調整したうえで決定される。以後の問題管理は本学事務局（事務局長）が行う。採点は、作題委員及び作題委員以外の採

点委員（学長委嘱）が行い公正性を担保している。過去の入学試験問題を印刷公表はしていないが、志願者には事前面接時に閲覧できるようにしている。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉大学全体

学部は100名、研究科は10名を定員としている。定員数を確保し、在籍学生数が適正な収容定員数となるよう努力している。

〈2〉看護学部

学部の定員は100名として管理しているが、毎年歩留まり率の変動があり、定数を上回る年次もあった。平成23年以降はおおむね定員数を大幅に上回ることはなく推移している。

〈3〉看護学研究科

入学定員に対する入学者の割合は、過去4年間は40%～90%と定員10名を充足しなかったが、平成26、27年度に定員を満たしている。

助産師国家試験受験資格取得希望者（助産師国家試験受験資格取得カリキュラム：看護コース 生涯発達看護領域 助産分野）を除くと、全員が社会人入学者であるので、社会人に対応した入学試験制度に変更している。平成25年度には、臨床の教育ニーズを反映させた領域再編成を行い、臨床で働く社会人にわかりやすい分野名を設定した（資料5-4 p.3～4）。平成26年度には、入学試験科目を英語に替えて小論文で受験可能として、社会人推薦入学試験を新設し、①本大学院を第一志望とし、合格後に入学を確約する者、②学習意欲が高く、勤務態度が良好な者、③健康で協調性があり社会的な生活態度が良好な者等の条件を満たし、所属長の推薦状が得られた者に出願を認めることにした。平成25年度は文科省認可前の募集活動が不十分であったため出願者は少なかったが、これらの改革により、広報が徹底された平成26年度には定員を充足した。また、募集活動として、平成21年度から大学院教育への理解を深めるために「出前講座」（福岡市、北九州市など）（資料5-22）、平成25年度からは公開授業（資料5-23）、平成26年度にはテレビ会議システムを活用したサテライト（福岡赤十字病院）で「お試し受講」を開始している。学部4年生に対しても、就職後3年以降の大学院進学を進めるために、学部ガイダンスに大学院紹介を組み入れ、公開授業への参加を勧奨している。さらに、入学前の「科目等履修」を進め、大学院の授業レベルを体験してもらい大学院受験への動機づけを行うと同時に、入学後の履修負担の軽減を図っている（資料5-24）。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

学部、研究科ともに入学試験委員会、研究科入学試験委員会において、年度毎に検証をしている。その結果は、教授会及び研究科委員会で審議、公正かつ適切な学生受け入れが実施されているかを報告している（資料5-25 p.26～28）。

〈2〉看護学部

学部入学者には、入学直後にアンケート調査などを実施し、入学試験委員会で検討・評価し、入学試験の適切性について検証を行い、次年度へ向けて課題を明確にしている。その一つとして入学後の学生の学習状況を検討し、平成26年度より、看護を学ぶ上での基礎的能力を有する質の高い学生の確保を意図し、入学試験科目を理数科目の2科目受験に変更して実施している（資料5-26）。次年度以降にその評価を行う予定である。なお、入学した学生には赤十字、国際・災害救援などに関心を持って入学していることが検証されている（資料5-27）。

〈3〉看護学研究科

研究科の学生募集と入学者選抜は、定員を充足させるように、研究科入学試験委員会を中心に、毎年、募集方法、入学試験方法を評価し、入学試験の改善を行っている（資料5-28）。

2. 点検・評価

【充足状況】

アドミッションポリシーを広く公表・周知し、要綱に基づき試験を公正に運営し、質の高い入学生を確保するという方針のもと、量的には定員確保ができており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

学生募集については、入学試験委員会において前年度の評価結果・課題をもとに、年間計画を立て、計画的な実施を行っている等、年度毎の検証から次年度への取り組みができてきている点である。特に、アドミッションポリシーを明示したことにより、またオープンキャンパス等では参加者が在学生から大学の現状を聞くこともあり、明確な意思を持って受験をする学生を確保することができている。多様な媒体を利用したアドミッションポリシーの明示・公表によって大学の教育内容への理解は深まっている。

〈2〉看護学研究科

臨床の教育ニーズを反映させた領域再編成や社会人推薦入学試験の新設、「出前講座」・「お試し受講」の開催、「科目等履修」の推奨、卒業生への募集要項の送付などによって、定員確保ができるようになっており、学生の量的確保という点では効果が上がっている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

入学試験科目変更の評価は平成27年度以降の課題ではあるが、平成26年度入学生から理数科目の2科目受験としたことによって、受験者数が減少している。本学の入学試験に対応できる学習意欲の高い受験者を確保していくことが課題である。

〈2〉看護学研究科

社会人推薦入学試験の導入の評価は平成27年度の課題ではあるが、英語に替えて小論文で受験可能としたことによって、入学者の英語基礎力の低下は避けられない

と考えられる。平成 26 年度は試みとして、英語に対する動機づけとして学部における入学前の英語課題を研究科入学予定者にも配布した（資料 5-29）がその成果は上がっておらず、今後、入学前の英語課題と入学後の英語科目の強化を考えていく必要がある。社会人志願者の増加は専門学校卒志願者の出願資格審査の増加となっているので、入学生の学力・学習態度の質を担保し、優秀な学生を確保するためには、資格審査の公正かつ適切な実施を徹底する必要がある（資料 5-30）。また、本学卒業生の就職が多い赤十字病院からの志願者が開設当時より減少していることも解決すべき課題である。加えて、臨床現場でのニーズが大きい専門看護師のコースについては、専攻の種類についての検討が進んでいない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>看護学部

入学試験委員会が中心に実施する福岡県内の高校訪問について、エリア毎に連携する高校を絞り込み、出前授業を行うことによって受験者の学力の質を高めるようにする。

<2>看護学研究科

本学卒業生を対象とした募集活動の焦点化は卒業生からの助手採用と相まって成果を上げつつあり、平成 26 年度から開始した学部 1 期生から 5 期生までへの募集要項送付は今後も効果を上げる可能性が高いので、研究科入学試験委員会が継続する。赤十字病院へ就職した卒業生の大学院進学は、中堅層の養成が課題となっている赤十字病院のニーズとも合致するので、赤十字病院からの入学生の減少という課題を解決することになる。また、本学の卒業生として受験生の学力の質も保証できる。

②改善すべき事項

<1>看護学部

入学後の教育内容として課外の英語コースの開講、「国際保健・看護Ⅱ」の受講による海外の国際交流協定校の訪問、当該大学への学生の短期留学、JICA プロジェクトによる外国人との交流の機会など国際・災害に関する教育内容とその成果（資料 5-25 p. 77～80、p. 188～196）を可視化し、正規課程として開設予定である「国際看護コース」についてなど積極的に情報を発信し、さらにグローバル志向・学習意欲の高い受験生を増加させていく。

<2>看護学研究科

大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設は、本学修士課程の価値を高めることになると考えられるので、研究科入学試験委員会が博士課程と連動した募集活動の方法を検討し、英語の基礎能力の高い志願者を増加させる。さらに、研究科入学試験委員会が行う資格審査においても英語の履修時間や成績を評価するとともに、事前面接において英語の学習意欲・態度についても確認する。

臨床現場でのニーズが大きい専門看護師のコースについても研究科領域代表者会議で設置を早急に検討する必要がある。

4. 根拠資料

- 5-1 大学案内 2015
- 5-2 平成 26 年度看護学部看護学科（学士課程）学生募集要項
- 5-3 ホームページ/学部/教育理念・教育目的・教育目標/アドミッションポリシー/
カリキュラムポリシー/ディプロマポリシー/アセスメントポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/faculty/faculty02.html>（既出 資料 1-10）
- 5-4 大学院案内 2015
- 5-5 平成 26 年度大学院看護学研究科（修士課程）学生募集要項
- 5-6 ホームページ/大学院/教育理念・大学院の目的・教育目標/アドミッションポリシー/
カリキュラムポリシー/ディプロマポリシー/アセスメントポリシー
<http://www.jrckicn.ac.jp/graduate/graduate02.html>（既出 資料 1-11）
- 5-7 平成 26 年度入学試験委員会事業計画
- 5-8 平成 26 年度研究科入学試験委員会事業計画
- 5-9 平成 26 年度試験選抜入学試験実施要綱 A
- 5-10 平成 26 年度推薦選抜入学試験実施要綱 A
- 5-11 平成 26 年度高校訪問予定表
- 5-12 平成 26 年度高校訪問実績表
- 5-13 平成 26 年度オープンキャンパスチラシ
- 5-14 平成 26 年度日本赤十字九州国際看護大学・日本赤十字社九州各県支部学生
募集連絡会議議事録
- 5-15 平成 26 年度高校訪問報告書（大分県）
- 5-16 平成 26 年度第 4 回入学試験委員会議事録
- 5-17 九州地区青少年赤十字加盟校一覧
- 5-18 出身高校訪問実績（平成 22～26 年度）
- 5-19 平成 25 年度第 13 回教授会審議要録
- 5-20 平成 25 年度臨時経営会議概要
- 5-21 事前面談報告書
- 5-22 出前講座ちらし（平成 21～24 年度）
- 5-23 平成 25 年度大学院公開講座報告書
- 5-24 科目等履修生実績
- 5-25 平成 25 年度事業報告書（既出 資料 1-13）
- 5-26 平成 24 年度第 5 回入学試験委員会議事録
- 5-27 平成 26 年度入学時アンケート集計結果
- 5-28 平成 25 年度第 2 回研究科委員会議事録
- 5-29 平成 26 年度大学院新入生への課題
- 5-30 出願資格認定申請書

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学学則第1条の目的(資料6-1 第1条)に基づき、本学第二次中期目標として、①学修指導・履修相談・進路相談などの支援体制を強化する、②履修が十分に行える環境づくりを行う、③大学独自の経済的支援を実施する、④きめ細かな就職支援を行う、という方針を掲げている(資料6-2)。具体的な支援方針・方法は以下のとおりである。

ア 修学支援

- ・教育カリキュラム上の必要単位をスムーズに取得できるよう、定期的なガイダンスや面談を実施する
- ・安心して修学に臨めるよう、奨学金や教育助成金を準備する
- ・成績優秀者に対しては授業料免除や学業奨励賞などの経済的支援を行う
- ・課外活動や国際的活動について助成金等の経済的支援を行う
- ・大学院生の研究指導は総合研究指導体制で行う
- ・看護師・保健師・助産師国家試験の合格率100%を目指して支援する

イ 生活支援

- ・心身ともに健康で、より充実した学生生活を送り、有能な社会人として巣立つように援助する
- ・全ての教職員は「学生情報の伝達ルート」に基づいて必要な情報を共有し、迅速かつ適切な支援を行う
- ・学生支援委員会に健康管理責任者を置き健康診断結果の把握及び指導を行う
- ・入学時の抗体価検査及び予防接種による抗体の確認を行うとともに、インフルエンザの流行に備えた予防接種を企画・運営する
- ・スクールカウンセラーを定期的に学内に待機させ、事例に応じ対応する

ウ 進路支援

- ・初年次から、進路に関する自らの希望・動機、適性、潜在能力を確認させる
- ・職業先の決定・内定する過程を支援する

学部生に対する支援は、学部長をはじめ、学務部長、学生支援委員会、教務委員会、大学院生に対する支援は、研究科長、学務委員会を中心に行っている。学生支援委員会は、各年次の事業計画書(資料6-3)に基づき、年間目標及び年間計画(資料6-4 p.43~44)を立て活動をしている。これら活動計画に加えて、学年ごとに学年担任を中心として活動目標並びに活動計画を立案し(資料6-5)、教職員との連携を図りながら細やかな学生支援を行っている。学生支援に関する情報の共有は、学年担任及びクラス担任による学年会議や学生情報用紙の活用により密に行っている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学部生及び大学院生に対する修学支援として、クラス担任制度やオフィスアワーを設け、タイムリーな人的サポートができる体制をとっている。学修に関する課題や精神的・経済的事情により修学の継続が困難となっている学生・大学院生に対する支援について以下に示す。

ア クラス担任制度

学部生については、各学年を4つに分け、それぞれ2名のクラス担任を配置している。クラス担任は20～22名の学生を2名で担当し、①健康管理（相談・指導）、②奨学金受給の推薦状の記載と指導、③学生生活の不応反応に対する相談・面接、④成績不振者の学修支援などで、学生からの相談に対し柔軟に対応を行っている（資料6-6）。クラス担任の構成は、教授・准教授と講師・助教・助手かつリベラルアーツ系教員と看護系教員との組み合わせでペアを組み、あらゆる相談に対応できる体制をとっている。支援や情報共有が必要な事案については、所定の「学生情報提供用紙」（資料6-7）に記録し、関連教員間に伝達する仕組みを確立している。

各学年8名のクラス担任のうち総括するものとして2名を学年担任と位置づけている。学年担任は必要に応じて学年会議を実施し、学生情報の共有並びに支援の方向性を検討している。クラス担任は1年次から3年次まで継続し、4年次には学生と関わる機会が多い卒業研究担当教員に役割を引き継いでいる。卒業研究担当教員は上記役割に加え、国家試験や就職に関する相談・指導にも対応している。この制度はすでに定着しており、新任教職員に対してはその都度説明を行い周知している。

大学院生については、研究指導教員が主導し、研究指導補助教員とともに修学支援を行っている。また、研究科領域代表者会議において大学院生の情報の共有化を図り、同時に支援の方向性を検討している。さらに、大学院にかかわる教職員間で情報共有できるように大学院生の情報ファイルを作成し、鍵のかかるキャビネット内に保管し、必要に応じて閲覧できる体制をとっている。

イ オフィスアワー

学生の学修・生活に関する相談体制としてオフィスアワーを設定している。全教員の研究室ドアにそれぞれのオフィスアワーを掲示している。また大学院生に対しては、シラバスのそれぞれの科目の下部にオフィスアワーの欄を設け周知している。

ウ 休復学者・退学者・留年者に関する支援体制

平成21～25年度における学部の休学・復学・退学・留年者数は、資料に示すとおりである（資料6-8）。休学の主たる理由は、進路の再検討、経済面、履修科目関連、出産・育児、体調不良である。退学の主たる理由は、進路変更、経済面である。

休学・復学・退学・留年者に対する支援体制は、教務委員会及び学生支援委員会、クラス担任、学務課が協働し、早期のうちに学生並びに保護者に連絡し、面談を実施している。休学・退学・留年に関しては、教務委員会及び学生支援委員会、クラス担任のうちの二者が本人及び保護者と面談し、意思確認を行ったうえで決定している。休学・留年者については、学修意欲を失わないようクラス担任が生活指導や定期的に連絡・面談を行っている。このような取り組みの結果、退学者数は減少傾向にある（資料6-8）。

復学者については、教務委員会及び学生支援委員会、クラス担任のうちの二者が本人と面談し、復学後の履修や学修に関する指導を行っている。面談の内容は、所

定の面接記録用紙（資料 6-9）に記録し、関連教員間で共有している。前述の学生情報提供用紙同様面接記録用紙は、身上調書ファイル（資料 6-10）として学務課の鍵つきのキャビネットに保管し、指導や支援目的で閲覧できるよう整備している。

エ 補習・補充教育

新入生に対する入学前のリメディアル教育だけでなく、学生からの要望に応じて理解が不十分なところに焦点を合わせた補講を行っている。補充教育として、正規授業に加え時間割の空き時間や昼休みを活用し、全学年を対象に練成コース（課外コース）を設定している。練成コースは、主に英語教育の強化として英語コースを、また専門科目の補講としてコースを設けることもあり、これまでにクリティカルケア看護学や母性看護学において実績がある（資料 6-11）。特に 1 年生の学習強化のため「人体の構造と機能 I・II」（解剖・生理学科目）について担当教員による補講に加え、教務委員会とクラス担任が企画して学習支援を行っている（資料 6-12）。

4 年次には、定期的実施される国家試験模擬試験の結果判定として合格ラインに届かない学生を対象に「特別クラス」を編成し、学年担任がチューターとなり効果的な学習方法や「学習ノート」の作成を指導している（資料 6-4 p.137～138）。

オ 障がいのある学生に対する修学支援措置

身体的な障がいのある学生は在籍していないが、身体の不調を来した徴候・訴えが認められる学生に対しては、健康管理担当責任者を中心に看護系教員及び関連部署職員が連携して対応し、必要に応じて学校医に連絡する支援体制をとっている。精神的に不安定な学生については、気づいた教職員がクラス担任、学生支援委員長、メンタルヘルス領域の教員、スクールカウンセラーに報告し、関係者と連携し、情報の共有と適切な対応を検討している。また、精神的な障がい、あるいは発達障がい、学習障がいの疑いがある場合には、保護者とも相談し、状況によっては専門医の受診の橋渡しを行っている。さらに、発達障がい傾向のある学生への修学支援については、九州・沖縄地区の看護系大学の教員で科研費を得て検討を進めている（資料 6-13）。

カ 国家試験対策

国家試験対策として、3 年次後期に学生より国家試験対策委員（以下、対策委員）を募り、学年担任が対策委員の運営に関する相談・指導にあたっている。国家試験対策の 1 つである看護師・保健師国家試験模試は、対策委員が業者の選定や日程の確定、試験運営を行っている。本学では保護者で構成する「学生支援の会」の予算の 1 部である 200 万円強を模試の費用に充てている（資料 6-14）こともあり、受験率はほぼ 100%である。また、模試結果から対策委員が分析した弱点科目については、学内の教員が依頼を受け補講を実施している。4 年次後期には点数の伸び悩む学生を集めて特別クラスを編成し、学修方法の指導や質問への対応を行っている（資料 6-15）。

キ 経済的支援措置

本学では成績優秀者の授業料免除や教育助成金制度に加え、赤十字のネットワークを活用した奨学金、日本学生支援機構の奨学金が停止となった学生のための特別奨学金等の制度を設け、修学の支援を行っている。助成は学生支援委員会、入試委員会、研究

科学務委員会の規程により選考し、教授会の議を経て行っている。成績優秀者に対する措置は学習意欲の向上につながっている。

《授業料免除及び教育助成金》

学部生の特待生制度として、新入生に対し新入 A 特待生及び新入 B 特待生制度があり、在学生に対しては在学 A 特待生制度を設けている。新入 A 特待生は試験選抜入試成績上位 20 位以内の学生のうち、入学許可上位者 3 名とし、次順位者 3 名を新入 B 特待生とする。2 年次生では前学年の成績上位者 3 名と、3 年次以降では前学年の成績上位者 2 名を在学 A 特待生とする。A 特待生は、特待生に認定された年の後期授業料を全額免除し、B 特待生は半額免除するものである（資料 6-16）。

また、1・2 年次の成績が最も優秀であった 3 年次生に対し、学業奨励賞として 20 万円を授与している。さらに、国際化に対応できる人材育成を進めるために、国際的活動助成金を準備し、学生の活動を補助している（資料 6-17）。

大学院生についても、1 年次の学業成績が優秀であった者に対し、2 年次の授業料の全額免除をする制度を設けている。

さらに、国際ソロプチミスト福岡「夢を生きる SI 福岡賞」教育助成金として、保健師科目を履修する学部生及び助産師を志す大学院生のうち、成績が最も優秀等の選考基準を満たした者に対し、教育助成金を授与している（資料 6-18）。

《奨学金制度》

学生及び大学院生に対し、日本学生支援機構の奨学金に加え、赤十字のネットワークを生かした日本赤十字社関係の奨学金や地方公共団体の奨学金を準備している（資料 6-19）。本学全体では 7 割弱の学部生がなんらかの奨学金を受給し、そのうちの 1 割が複数受給している。日本学生支援機構の奨学金を受給していた学生のうち、成績不振により平成 25 年に受給停止となった者に対する大学独自の就学支援として、大学特別奨学金制度を構築し無利子で貸与を開始した（資料 6-20）。

また、大学院生対象の独自の奨学金として、日本赤十字九州国際看護大学上田奨学金を設け、修学に必要な資金として 2 名の大学院生に貸与している（資料 6-21）。

《課外活動支援》

本学には 20 団体のサークルがあり、それら活動を支援するための資金は「学生支援の会」から毎年支給されている。平成 25 年度予算額は、30 万円である（資料 6-14）。

また、学生間交流を推進する教育活動として、「看護の専門職として生涯学び続けることを支えあう」ことを目的とした学生コンソーシアム事業に、学生代表が組織メンバーとして参加することを支援している。平成 21 年度には「かんたま祭」（看護の卵の意）を開催し、病院紹介やレクリエーション等を通じ学部生が交流を深めることに寄与している。同様に、学園 6 大学の学生交流支援も行っている。

《海外留学・海外活動支援》

国際看護実践研究センターが中心となり、留学情報などを収集・配信し、個々の学生の留学相談に応じている。また、留学する学生への資金を補助するために、前述の国際活動助成金を設け、少しでも多くの学生が海外留学や海外活動ができるように取り組んでいる。平成 25 年度は 33 人の学生が助成を受け、ニュージーランド、韓国、モロッコ、カンボジアで活動をする他、国際関連科目の成果を学会発表している（資料 6-22）。

ク 学修環境の整備

学部では、学生自治会が集約した学生の要望について年に1度開催する「学生との意見交換会」で協議している（資料 6-23）。参加メンバーは学生を代表する自治会役員と研究科長、学部長、学務部長、学生支援委員長、事務局長、学務課学生係の職員である。学生からの学修環境や学内設備・備品の改善・充実に関する要望に対し一つ一つ学生と協議を行い情報共有し、対策及び改善策を検討している。協議の結果については、自治会役員が整理し、学生全体に周知している。学生の要望による改善例として、ほとんどの学生が通学に利用するバスについて、同乗車が集中する日や時間帯に増便をバス会社と交渉し実現することができたことがある。

研究科では、前期2ヵ月ほど経過した時期に大学院生との意見交換会を実施し、修学に関する大学院生の状況を把握し必要な対策をとっている。また、各 Semester 終了後に実施している授業評価アンケートの項目に学修環境に関する事項を設け要望を把握している。要望については、研究科学務委員会で検討し、対応をしている。改善例として、夜間の街灯・屋内照明、大学院生研究室のある講義・研究棟の施錠等について大学院生のニーズに合わせ整備している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生が抱える心身の問題に対応するため、学生支援委員会、危機管理・安全衛生委員会の危機管理部会、ハラスメント防止委員会、クラス担任、学校医、健康管理担当責任者、心理カウンセラーの連携による相談体制を強化するよう取り組んでおり、必要となる生活支援を適切に行っている。

ア 健康管理

学生の健康管理については、学生支援委員会の健康管理担当責任者を中心に学校医、クラス担任、学生係と連携しながら支援している。

例年、年度初めに実施している学部生の健康診断は100%の受診率である。健康診断の結果は、判定に基づき健康管理担当者が対応を検討し、医療機関への受診の必要性が高い学生には学校医が面談を、保健指導が必要な学生にはクラス担任が面談を行うこととしている。クラス担任2名のうち専門的立場から適切な健康指導を行える者がそれにあたる。報告を受けた学校医もしくは健康管理担当責任者は、医療機関への受診の必要性が認められる学生に受診を促し、受診の結果について本人から報告を受けることにしており、報告された内容が学業に影響すると判断した学生については、健康管理担当者が学校医と連携を図りながらフォローをしている。

大学院生の場合には、学部同様定期健診を行うが、雇用機関で定期健診を受けていることもあり、その結果の提出をもって健康管理を行っている。

校内での急病など保健室対応は、健康管理担当責任者が行っている。保健室の利用は、主に気分不良のための休養や外傷の処置である。保健室専従者を配置していないことから、健康相談での保健室の利用状況は少ないけれども、学年担任やクラス担任との支援体制を整備しており、健康管理担当責任者やクラス担任が演習や実習で学生と関わるが多く、学生の心身の不調を早期に把握し対応している。

心理相談は、クラス担任やメンタルヘルス領域の教員が窓口となり対応している。嘱託のカウンセラーが月に2回来学している。相談日やカウンセラーのメールアドレス

レスは掲示で周知しており、不定期の相談についてはメールで直接予約をすることになっている。対応は、学内のプライバシーが守られる部屋で行っている。

イ 感染予防

感染予防対策については、入学が決定した者には抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）を行い、学校医はその結果により必要となる接種を受けるよう促している。対象学生は、在学中継続して抗体価の確認を行っている。看護実習においては、必要となるB型肝炎抗原・抗体検査、T-SPOT 結核検査も行い、自他ともに感染防護に努めている。またインフルエンザについては、冬季の施設実習において学生のインフルエンザ予防接種を義務づけられるところもあり、修学に影響なく接種できるよう学内で集団接種の場を提供している。実施情報については、実習指導教員をはじめ教職員にも周知し、接種を呼びかけている。学生支援委員会は、インフルエンザやノロウイルス等の流行に関する情報を学生及び教職員にメールで配信し予防的行動をとるよう促している。学生支援委員会は、ノロウイルス等の感染性胃腸炎流行の兆しがあると判断すると、学内約50個のトイレ内に消毒薬を設置し、消毒方法や手洗い方法に関するリーフレットを掲示している（資料6-24）。当然ながら、様々な感染症のアウトブレイク発生時に迅速に対応できるよう「学校感染症他感染症疾患発生に伴う対応マニュアル」を作成し周知している（資料6-25）。

ウ ハラスメント防止

ハラスメント防止については、「学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程」（資料6-26）の下、本学の規程に基づきハラスメント防止委員会を設置し、学部生及び大学院生並びに教職員への啓発・情報提供、ハラスメント相談員を配置する相談・報告体制及び苦情相談検討体制の整備と防止対策に取り組んでいる（資料6-27）。相談員は、看護系・非看護系教員、図書館司書・事務職員より適切に配置している。相談方法は、電話やメール等で連絡を受けた相談員が、相談者の希望する相談日時・場所を設定し、相談を受けている（資料6-28）。相談の場として、相談者の秘密が守れるよう講義室から離れた位置にある学生相談室を利用している。相談内容及び対策・結果については、適宜、ハラスメント防止委員長に報告を行っている。

このような体制及び活動を周知するため、ホームページに掲げることはもとより（資料6-29）、教職員に対しては、オリエンテーションの際に、大学院生・学部生に対しては、年度初めのガイダンスの際に、学生便覧（資料6-30 p.43～44）、啓発リーフレット「ハラスメントのない快適なキャンパスライフのために」（資料6-28）を配付し、相談員の役割を説明しながら情報提供及び指導を行っている。学外の実習におけるハラスメント防止対策として、実習委員会と連携し、実習オリエンテーションの際にハラスメントを受けたときの対応について十分な説明を、また実習機関には打ち合わせ会議の際に、学生へのハラスメント防止への協力依頼と注意喚起を行っている（資料6-31 p.17、資料6-32）。

以上の活動とともに学内でのハラスメント防止意識を向上させるため、専門家を招き、年に一度教職員研修を行っている。毎年数件の相談を受けており、その都度、相談員や学年担任の適切に対応することで、これまで相談者と当事者の納得のいく解決に至っている（資料6-33）。

エ 防犯対策

悪徳商法やクレジットカード、路上アンケートの被害防止にあたっては、新入生ガイダンスの際に消費生活センターより講師を招き啓発している。また、宗像市及び福岡県における犯罪や薬物乱用の現状と護身術について福岡県警宗像警察署生活安全課の職員による講義を依頼している。本学は女子学生が多く、自身を守る護身術習得の要望に応えられるよう、護身術のDVD閲覧ができるよう整えている。加えて学内に不審者が侵入した際の対応マニュアル（資料6-34）を作成し、各学年のガイダンスで配布・説明を行っている。このマニュアルは前述の警察職員に依頼し現実的な対応についてのアドバイスを受け作成したものである。

さらに大学の近隣で発生した軽犯罪の情報提供として、福岡県警から通知されたメールを学生・教職員に配信するとともに、「犯罪が起きた場所」のマップを作成し、学生掲示板に掲示して周知を図り注意喚起を行っている。学内では、全学生にネームストラップの着用と防犯ブザーの常時携帯を促し、防犯ブザーに関しては、年2回携帯状況について確認している（資料6-35）。

オ 緊急時の備え

本学は地域に開かれた大学であり、図書館や食堂の利用、模擬患者役の依頼を受けた等多くの市民が手軽に訪問しており、外部者の体調が不良となるという事態を受け、学内での緊急体制の見直しを行った。救命救急処置が必要な場合の対応としてAEDの設置は当然のこととして、より速やかに対応できるようコードブルーマニュアルを作成した。そのマニュアルに沿って、2年に1度、教職員を対象とした研修や学生を巻き込んだ抜き打ち訓練を実施している（資料6-36）。また、大規模災害マニュアルやアクションカードを作成し、発災直後から速やかに対応し、学生及び教職員の安否確認する方法を確立した（資料6-37）。さらに、安否確認の実現可能性を検証するために、抜き打ちの緊急連絡訓練も実施している。

カ 保険

学部生、大学院生及び認定看護師教育課程研修生は全員、学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）に加入しており、加入費用は大学及び学生支援の会が負担している。学研災は、国内外において教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（ケガ）を被った場合に補償するものである。付帯賠償は、国内外における正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人を負傷させる、また他人の財物を損壊する等、法律上の損害賠償責任を負担する際に補償を受けるものである。これらの保険によって、学生が国内外・学内外の活動を安心して遂行できる環境を整えている。

大学院生の研究遂行にあたり、研究内容によっては研究協力者に対する補償すべき事態が発生する可能性がある。それに備えて、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の保険を紹介し、必要に応じて入会できるよう準備をしている。また、大学としても対応するための体制を設けている（資料6-38）。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

看護大学という特性上、本学に入学する学生は看護師・保健師・助産師を目指している。大学生活の中で学生自らが職業の適性、潜在能力、希望・動機を確認し、

進路の決定・就職活動・内定することができるよう、すべての過程で全学的に支援する体制を確立している。

ア 進路・就職指導

1年次から3年次までの3年間は同一のクラス担任が生活や学修等の相談・指導を行っている。卒業年次には、学生と関わる機会が多い卒業研究担当教員がクラス担任の役割を引き継いで指導を行っている（資料6-6）。本学は国家試験を受け、看護専門職を目指すという特性上、国家試験模試の指導や就職相談が必須となる。そのため、卒業研究担当教員がリベラルアーツ教員の場合は、看護系教員が国家試験及び就職相談を担うというサポート体制をとっている。

また、進路指導を系統的に実施するために「進路指導票」を作成している（資料6-39）。進路指導票は教員との面談結果やインターンシップの状況等、個々の就職活動を記録し、卒業研究担当教員や看護系サポート教員間で進路指導の際に活用しており、学生・教員・事務で共有できる仕組みとして機能している。就職試験においては、面接や小論文等の試験内容に沿って、細やかな指導を実施している。進路指導票は就職内定後に活用が終了し、学務課に提出するようになっており、学務課はそれをもとに毎月集計し、内定状況を経営会議に報告している。

就職試験においては、赤十字のネットワークを生かし、九州ブロック及び山口県の赤十字病院の学長推薦枠を確保している。その他にも、様々な病院から出される推薦枠等についても掲示やメールで周知している。

大学院生については社会人として職場を持つ者も多いが、修了後就職をする大学院生については研究指導教員が相談に応じている。

イ キャリア形成相談員の配置

キャリア形成相談員は、学生支援委員会の構成員が担い、委員会担当職員と連携を図っている（資料6-40）。対象は学部生や大学院生に加え、卒業生とし、それぞれの就職・進学・キャリアデザインに関する情報の提供を行っている。学部生に関しては外部講師を招聘し、低学年を対象としたマナー講座や3・4年次生を対象とした就職セミナー（第1回：就職活動セミナー、第2回：面接対策セミナー、第3回：ビジネスマナー講習会）を開催している。第1回セミナーでは、キャリア形成を目的として、看護師・保健師・助産師として働く卒業生の講演会を行うとともに、赤十字病院の看護師によるキャリア形成相談を実施している。

キャリア形成相談室には本学に送付された求人の資料や求人目的で来訪した病院から得た就職情報をファイリングし、学生が閲覧できるよう整備している。卒業生についてもキャリア形成相談員制度について本学のホームページや同窓会のホームページに掲載し、広報する予定である。

2. 点検・評価

【充足状況】

本学の第二次中期目標のもと、学部は学部長・学務部長・学生支援委員長を中心とし、関連委員会や学年担任・クラス担任・卒業研究担当教員とともに学生生活に関する情報共有を行い、大学院では、研究科長・学務委員長を中心とし、研究科学務委員会や研究科領域代表者会議と連携を図りながら学生支援を行っている。担当の委員会

が責任主体となり、定期的に検証し改善策を検討しながらよりよい活動ができるよう取り組んでおり、同基準を十分に充足している。

①効果が上がっている事項

ア 修学支援

修学状況に課題のある学部生に対し、学生支援委員会と教務委員会、クラス担任が連携して対応している。心身の問題を抱えた学生への対応については、学生支援委員会及び教務委員会を中心に関係者が協働し、それぞれの役割の明確化と連動性を図っている。またクラス担任制度については教員及び学生に周知されているので、必要に応じた活用ができており、効果的な個別指導となっている。特に1年生に対しては、入学後早期に個別面接を行うことで、学修環境や生活状況（特にアルバイトなど）を把握し、課題のある学生に対してはクラス担任が継続的に指導や支援を行うことができている（資料 6-41）。

イ 生活支援

心身の健康保持・増進及び安全・衛生については、学生支援委員会の年間活動計画に基づき、予防接種を実施している。休学者を除くほとんどの学生が抗体検査及び予防接種を行っている。また、学生が心身の健康問題等で就学が困難になった場合、各科目担当者から学生支援委員会への連絡、さらには教務委員会への連絡が行われており、学生支援委員会・教務委員会で状況把握や本人・保護者への対応にあたっている。相談対応については、相談員とハラスメント防止委員とで適切に処理・解決が行われており、問題が大きくなる前段階で解決が図れている。

また、平成26年6月には、学生への自己啓発を促すことを目的とし、人権学習として学生が陥りやすいデートDVの講演を実施した（資料 6-42）。人権学習に参加した学生のアンケートからはどのようなことがデートDVにあたるのか認識し、日常の中で気をつけていきたい等の意見が得られている。（資料 6-43）

ウ 進路支援

平成25年度の就職希望者は100%の内定率を達成した（資料 6-44）。保健師、看護師の国家試験合格率は全国平均を上回っており、平成25年度の国家試験合格率は、保健師87.8%（全国平均86.5%）、看護師95.4%（全国平均89.8%）であった。国家試験対策については学生が主体的に対策に取り組めるよう学年担任が支援している。加えて、学生が不得意とする人体の構造と機能等の科目担当者も積極的に補講を実施し、国家試験の合格率上昇に寄与できている。

②改善すべき事項

ア 修学支援

学生支援委員会と教務委員会で連携して対応にあたっているが、その連携だけでは困難で個別の学修支援が必要な学生も存在する。科目担当教員と学生支援委員会、教務委員会の連携を強化し、個々の学生の課題に応じた支援が行われる体制づくりが必要である。また、保護者との協働についても具体的に検討する必要がある。

イ 生活支援

予防接種は計画的に進められているが、想定以上の感染症の流行時や新たな感染対策の導入時の関係委員会等での情報共有の方法が明確にされていないことが課題

であった。平成 26 年度に感染症対策マニュアルの整備を行ったので、マニュアルを運用して評価修正を重ねながら、より効果的・効率的な対応が図る必要がある。

ウ 進路支援

1～3 年生はクラス担任、4 年生は卒業研究の担当教員が進路支援の任を担っているが、具体的な取り組みについては教員のかかわり方に違いがあり、取り組み方法が統一されていない。また、赤十字関連施設への就職率が中期計画の目標値（5 割以上）に至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ア 修学支援

学生生活を送る上で課題のある学生への支援や対応がより円滑に行われるように、状況や必要に応じて教職員間及び関連する教員間、クラス担任間、学年・クラス担任間、関連委員会で情報を共有するなどの連携を継続、強化する。

また、全体的な共有が必要な内容については学生情報用紙及び面接記録等に残し、閲覧が可能となるよう身上調書ファイルに整理する。1 年生に関しては早期面接により実態及び問題を把握し指導に至っているが、他学年についても学生生活状況調査の導入により学生の日常生活の実態を把握し、結果に応じた支援をしていく必要がある。現在、学生生活状況調査票を作成中であるので、平成 27 年度に調査を実施する。

大学院生については、研究指導教員を中心に研究科領域代表者会議で情報を共有し、就学がしやすい環境づくりを行う。

イ 生活支援

看護学実習に関連した予防接種等の感染対策や、学生個々の健康管理の周知・対応が図れるよう、学生支援委員会、実習委員会、各科目担当教員、学校医、健康管理担当責任者で情報を共有し、協働していく。また、心身の健康問題を抱えている学部生・大学院生についても関連委員会、関係教職員間で共有し、必要に応じて介入及び専門家に引き継ぐ対応を継続して行う。

学部生・大学院生並びに教職員全員がハラスメントに関する基本的知識を理解し、防止への意識の向上が図られているので、今後もガイダンス等を通して学内に用意している制度について周知し、課題を早期に発見及び予防できるように取り組む。

ウ 進路支援

進路支援については、今後も国家試験合格率、就職内定率 100%を目標とし、学生主導の国家試験対策を支援するとともに、キャリア形成相談員を中心として、卒業研究担当教員及び看護系サポート教員の連携を図りながら進路及び就職活動支援を継続する。また、学生の学習状況を踏まえ、必要に応じて学内教員及び業者による補講の充実を図る。大学院生についても、研究指導教員を中心として、研究補助教員が進路に関する相談にのり支援を行う。

②改善すべき事項

ア 修学支援

近年の学部入学者の学力格差は拡大し、個別の学修支援が必要な学生が増えているため、新入生に対してクラス担任による面談を実施して、早期課題の把握を継続していく。また、他の学年については生活状況調査の実施や、クラス担任の面談により実態を把握する。さらに、これらの結果を共有し、科目担当教員、学生支援委員会、教務委員会と協働し、それぞれの学年の状況に応じた学修支援を行う。また、学生をバックアップする体制づくりとして、保護者との連携をさらに強化し、個々の学生の課題に応じた支援が行われる体制づくりを目指す。

イ 生活支援

感染症対策マニュアルの周知に加え、運用・評価・修正を重ねながら、より効果的・効率的な対応を行う。また、新たな感染症対策を導入する際には、関係委員会等（学生支援委員会、教務委員会、実習委員会、学校医、健康管理担当責任者、クラス担任）での情報共有は、前記のマニュアルに則って行う。さらに、学生に対し感染症対策の周知・対応が速やかに行われるよう、関連委員会等の情報共有の方法を具体化し、より迅速で効果的・効率的な対応を図る。

ウ 進路支援

クラス担任（1～3年次）及び卒業担当教員（4年次）の進路支援に対する教員内の意識を高め、その取り組み方法が統一されるよう、学年会議において支援状況の情報交換及び確認を行う。進路決定の状況は教員全体へ情報発信するなどして周知を図り、その後の状況を学生支援委員会で把握、評価する。さらには、赤十字施設への就職率が向上するように、就職相談会の企画・運営を評価・修正し、継続実施する。

4. 根拠資料

- 6-1 日本赤十字九州国際看護大学学則（既出 資料 1-2）
- 6-2 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画（既出 資料 1-16）
- 6-3 平成 25 年度事業計画書
- 6-4 平成 25 年度事業報告書（既出 資料 1-13）
- 6-5 平成 26 年度各学年支援計画
- 6-6 学年担当教員及びクラス担当教員等に関する内規
- 6-7 学生情報提供用紙
- 6-8 平成 21～25 年度休学・復学・退学・留年者数
- 6-9 面接記録用紙
- 6-10 身上調書
- 6-11 平成 22～24 年度練成コース実施報告書
- 6-12 平成 25 年度 1 年生対象「弱点克服プログラム」
- 6-13 第 11 回 看護系大学における発達障害傾向学生に対するサポート・スペクトラム構築に関する研究者会議次第
- 6-14 平成 25 年度学生支援の会予算
- 6-15 平成 21～25 年度 4 年生に対する学習支援対策
- 6-16 日本赤十字九州国際看護大学特待生規程
- 6-17 日本赤十字九州国際看護大学国際的活動助成金規程

- 6-18 日本赤十字九州国際看護大学保健師教育助成金推薦基準規程
- 6-19 平成 21～25 年度奨学金貸与状況
- 6-20 日本赤十字九州国際看護大学特別奨学金貸与規程
- 6-21 日本赤十字九州国際看護大学上田奨学金貸与規程
- 6-22 平成 25 年度国際的活動助成金受給者一覧
- 6-23 平成 21～25 年度学生自治会との意見交換会
- 6-24 消毒方法や手洗い方法に関するリーフレット
- 6-25 学校感染症他感染症疾患発生に伴う対応マニュアル
- 6-26 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 6-27 日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止委員会規程
- 6-28 ハラスメント防止啓発リーフレット
- 6-29 ハラスメント防止に関すること
http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/release_new.cgi#1-16
- 6-30 平成 26 年度学生便覧シラバス (既出 資料 1-3)
- 6-31 平成 26 年度看護学臨地実習要項 (教員・指導者用) (既出 資料 4(2)-3)
- 6-32 平成 26 年度第 1 回ハラスメント防止委員会議事録
- 6-33 平成 21～25 年度日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止委員会活動記録
- 6-34 日本赤十字九州国際看護大学不審者対応マニュアル
- 6-35 平成 24 年 8 月 4 日西日本新聞朝刊掲載関連記事
- 6-36 日本赤十字九州国際看護大学コードブルーマニュアル
- 6-37 日本赤十字九州国際看護大学大規模災害マニュアル
- 6-38 日本赤十字九州国際看護大学ヘルシンキ宣言 15 条及び 22 条の規定に関する申し合わせ事項
- 6-39 平成 26 年度進路指導票
- 6-40 キャリア形成相談員の配置
- 6-41 平成 26 年度学生支援体制の概要
- 6-42 平成 26 年度人権学習開催案内
- 6-43 平成 26 年度人権研修参加者アンケート結果
- 6-44 日本赤十字九州国際看護大学学部 10 期生就職内定・進学状況

第 7 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備については、第二次中期計画の方針として、①学生の教育研究を支援する良好な環境を整備すること、②教員の研究専念時間の確保・改善を図ることを達成目標としている。以下、これらの方針について、具体的に説明する。

ア 学生の教育研究を支援する良好な環境の整備

本学は、福岡市と北九州市の中間に位置する宗像市の緑豊かな丘陵地にあるため、自然の景観に恵まれて眺望が良く、周辺には宗像市が開発した「むなかたりサーチパーク アスティ 21」に教育・研修関連 5 施設が設置されており、勉学の環境としては恵まれた条件にある。講義室、演習室、実習室等は、学生の収容能力を満たしている。大学院生には、パソコン（各自）・印刷機を備えた共同研究室を整備している。講義室・教員研究室の研究棟とは別棟に実習棟を備えている。学内は市民に開かれた大学として、開学時から図書館、レストラン、ラウンジ、体育館等を外部に開放しているが、保安の観点から、外部の者だけでなく全教職員及び全学生にネームストラップの着用を義務づけている（第 6 章 防犯対策）。各室は、窓が大きく開放的な設計になっており、自然環境を取り入れている。また、清掃業者により、各教室や構内は毎日定期的に清掃されており、常に清潔な状態が保たれ安心・安全な環境で学習が行えるよう良好な環境を保つよう配慮されている。

本学は開学 14 年目を迎えており、平成 23 年度に実施した建物調査報告結果を受け、2 ヶ年にわたり経年劣化による外壁等の補修を実施した。設備改修についても、平成 24 年度から逐次実施している。必要な教育設備・備品等の整備は、毎年、担当科目や各領域で将来計画も含め次年度の予算計上を行い、過不足なく適正な資源配分を行いながら計画的に点検・整備を行っている。グループ学習や討論会等では、演習室を利用しているが、さまざまな学習形態に対応するスペースとして、近年、多くの大学で導入されているラーニング・コモンズの機能を持つ施設整備計画の検討を行うとともに、情報インフラ整備として平成 25 年度に学内の講義・研究棟の 1、2 階に無線 LAN を導入した評価を行うことにしている（資料 7-1）。今後も、学生・教職員、学外利用者等の声を参考に、全校舎的拡大を視野に入れて検討することとしている。

イ 教員の研究専念時間の確保・改善

本学教員の研究環境において、看護学教育に特有のカリキュラムとして実習科目の割合が大きく、大学から離れた実習施設での実習指導のため研究時間の確保が困難であるという問題を抱えているのが現実である。計画的に研究時間を確保するため、年間の授業と実習その他の学内行事などにおける教員の業務担当計画を立案し評価するよう努めている（資料 7-2）。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

校地・校舎は「地域に開かれた新しいコミュニティの形成」「分散配置によるやわらかく連続する施設群」「森の中の大学」をコンセプトに設計された建物である。特に「分散配置によるやわらかく連続する施設群」では、分断された建物を軽快なブリッジで繋ぐことにより、スムーズに移動できる構造となっている。キャンパス内は、管理施設・図書館・交流プラザ・レストランを複合させた「ゲート棟」をはじめ、開放感のあるキャンパスプラザを挟んだ両端に講義室・研究室等から構成される「講義・研究棟」と実習室・実験室等から構成される「実習棟」を放射状の敷地に合わせて配置している。分散配置された「体育館棟」には、公道を渡ることなく屋根付きのブリッジを利用することにより、悪天候の場合も安全にアプローチできる。また、入学式・卒業式・シンポジウム・公開講座等の際に利用する楕円形の平面をもつ象徴的なデザインの「講堂棟」である「オーヴァルホール」も配置している（資料 7-3 p.14）。

校地面積については 48,186 m²を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。校舎面積についても 13,363 m²を確保しており、大学設置基準上必要な面積と比較しても十分な校地・校舎を整備している（資料 7-4 p.3）。

実習棟においては、医療・福祉施設、助産施設を模した実習室があり、看護物品・医療器具も常時点検補充を行い、講義演習において使用中以外は申し出により開放し、学生の技術練習に支障がないよう整えている（資料 7-5）。実習室での医療行為演習に際しては、教員指導の下、安全に留意している。また認定看護師教育課程の演習にも活用できる心電図モニターや人工呼吸器を装備する高機能シミュレーター（人体模型）を備えたシミュレーションルームを完備している。語学教育としては、英語・スペイン語・フランス語・韓国語・中国語などの本学で教授している外国語の語学教材を備えた LL 教室を整備している。安全衛生面では、本学はオープン外構の建物であることから、14 台の防犯監視カメラを設置して学生、教職員、学外利用者の安全と防犯の確保に努めている。また、大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当しているが、警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館内の閲覧席については、109 席を設けている。座席数が不足する事態とはなっていないが、すべて個人用の閲覧席であるため、グループでの利用には支障を来たすことがある。平成 25 年度の年間開館日数は 277 日であり、前回の大学認証評価にて指摘を受けた開館時間の延長については、土曜日を 1 時間延長し、平日 9:00～20:30、土曜日 10:00～19:00 とした（資料 7-6 p.53）。学生の利用が集中する時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員を平日は 2～3 名、土曜日は隔週で 1 名必ず配置している。数年前からの懸案事項であった本学の学術情報リポジトリの構築については、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業に参加し、平成 25 年に公開の運びとなった（資料 7-7）。図書館運営委員会では、コンテンツの登録にあたり、学園傘下の他大学と協力して学園統一の運用指針案をまとめ、これに準拠した本学の指針を作成した（資料 7-8）。

図書館の蔵書数は、平成 26 年 4 月 1 日現在、45,048 冊（和書 37,977 冊、洋書 7,071 冊）である。購読雑誌数は和雑誌 1,682 タイトル、洋雑誌 619 タイトルの合計 2,301 タイトル、うち電子ジャーナル 2,203 タイトルであり、看護系大学・大学院として通常備えるべき書物を超えて、学生・大学院生・教職員の声を反映させながら、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に整備を行っている。赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を遺漏なく収集するとともに、災害看護・人道科学関連の図書費の特別枠を設置して整備している。また、人間力を涵養する図書館として、リベラルアーツ関連図書を積極的に収書している。これらの図書を活用した学生の読書活動を促進するために、図書館運営委員会では、毎年の入学式で「本学教員が新生にすすめる本」のリストを配布し、教職員や学生によるコラム「おすすめ図書」を本学ホームページの図書館サイトに毎月掲載するほか、読書会や知的書評合戦「ビブリオバトル」の開催、「本を読んで話す会」の開催など、さまざまな手段を用いている（資料 7-9、資料 7-10、資料 7-11）。「おすすめ図書」のコラムを開始した当初は教員による執筆が大半を占めていたが、ここ数年は学生の手によるものが過半数となることもある。「ビブリオバトル」には、平成 24、25 年度連続して、北部九州代表 2 名のうちの 1 名に本学学生が選ばれている。

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出等とは別に、ホームページ上のメニューにより、学内外からオンラインで所蔵資料の検索や予約、学外文献複写・相互貸借の依頼が可能である（資料 7-12）。また、医中誌 Web、JDreamⅢ、CINAHL、メディカルオンライン等の看護・医学情報のデータベースや、新聞データベースのヨミダス文書館、文献情報管理ツールの RefWorks を導入し、利用者の便宜を図っている（資料 7-13）。これら電子ジャーナルの導入については、前回指摘された大学院生への利用サービスの改善としてサービスを充実させることで、対応したところである。

学生がサービスを利用できるよう情報活用方法について、指導を行っている。まず初年次教育の充実を目的とした「基礎力総合ゼミナール」では、情報の収集や利用方法に関する基礎的技能を習得できるよう、「図書館・インターネット利用の基礎」及び「情報活用の方法と倫理」の時間を設け、教員と司書が連携して指導にあたっている。具体的には、教員は情報の引用方法や注意点、出典の書き方等も資料や練習問題を提示して授業を行い、司書は学生がデータベース等を用いて実際の課題に沿った情報検索及び収集を行う際の指導を行っている（資料 7-6 p.89）。また、3 年次の「看護研究方法」の課外授業として、医中誌 Web、JDreamⅢ等の看護・医学情報のデータベースの活用方法や大学院生の入学時ガイダンスとして雑誌論文の検索方法について研修を行っており、ほぼ全員が参加をしている（資料 7-6 p.196、資料 7-14）。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育環境としては、今日の大学教育・研究にとって必須となる一般的な設備や備品を整備していることはもとより、現実に近い演習の実施が極めて重要である看護学教育の特性に鑑みて、看護領域（基礎、地域・臨床、母子・助産）ごとの特色と必要な器械器具が整備された看護実習室及び物品（注射器、針、薬剤等）とシミュレーション機体の保管管理室、調理実習室を整備し、十分な数の設備・備品を備えて定期的に

更新している。平成 23 年度には、学部生、大学院生、認定看護師教育課程研修生への教育支援体制を強化するために、高機能シミュレーターを整備し、平成 26 年度に設置した映像機器と連動させ、より臨床に近い状況を設定してシミュレーション教育を行うための設備の充実を図った。また、助産演習に必要な分娩介助演習モデル、腹部触診モデル等の基本的備品の整備はもちろんのこと、助産診断に必要なシミュレーター備品も整備している。平成 25 年度には、学園 6 大学・大学院の共同授業・研究のために、遠隔授業テレビ会議システムを導入した。

システム環境については、情報処理室に 66 台の学生用パソコンを整備するほか、大学院生には一人一台のパソコンを貸与している。さらに、インターネットアクセス環境として、無線 LAN を講義・研究棟の 1、2 階部分に整備して学部生、大学院生、教員が使用できるように環境整備を図った。教育研究支援体制の整備では、教育環境の質的充実のための方策の一つとして、大学院生の中からティーチング・アシスタント (TA) を任用し、学部生対象の演習や講義の援助を担当してもらうなど、教育の一翼を担う機会を提供している (資料 7-15)。これは、学部生への支援のリソースが拡大し教員の負担が軽減されるだけでなく、TA 任用の大学院生や指導する教員にも別種の学修の機会や新たな研究への契機をもたらしており、全体としての教育効果及び研究促進効果が大きい。リサーチ・アシスタントについては、教員が各自の研究の中で一部を分担する機会を与えるなどの事例はあるが、制度としては規定していない。

教員の研究環境においては、研究時間の確保とともに、研究条件の整備と研究活動の場の確保が必要である。教員の研究費及び研究活動旅費については、職位に応じて個人研究費と学内措置として研究資金及び学会活動参加資金 (発表のための出張旅費) を支給する奨励研究制度がある (資料 7-16)。また外部競争的研究費の獲得の場として、公的研究費の他、災害看護領域、赤十字活動等に関する研究を促進するため、学園が設けている赤十字と介護・看護に関する研究助成金制度等がある (資料 7-4 p. 169～171)。これら外部競争的研究費の獲得に向けた応募情報提供は、研究促進委員会を中心に行っており、応募にあたっては、申請方法に関する指導・助言の機会を設けている (資料 7-17、資料 7-18)。教員研究室は、研究棟に研究活動を推進しやすい環境を考慮して整備されている。相互に議論しやすい環境が有益と思われる助手は大部屋を共有しているが、助教は二人で一部屋、准教授と教授は個人で一部屋を占有しており、集中して研究を行う環境を確保している。海外の学術集会や国際学会に参加し、発表するため国外出張旅費の支給を行っている (資料 7-16)。研究促進委員会は、研究成果発表の機会を確保するため、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」を毎年発行している (資料 7-19)。こうして研究機会を逃すことのないよう支援を活用し、成果を公表している (資料 7-4 p. 141～168)。

さらに国際看護実践研究センターが中心となり、本学の建学理念に掲げる「国際」への取り組みに寄与する研究資源の発見や研究成果として、ランチョンミーティングや国際シンポジウムでの情報提供や成果発表、また関連研究者を海外から招聘しての講演等を企画実施しており、教員はもとより学部生・大学院生の研究意識を醸成させる場を設けている (資料 7-4 p. 193～196)。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理審査委員会は、公正かつ適正な審査が行えるよう外部委員 2 名を含む各領域の教員、法律家、一般市民から構成されている（資料 7-20）。審査活動は、本学の倫理審査基準に則り、定期的に行っている（資料 7-21）。研究倫理審査委員会は、審査にあたっては、慎重かつ合理的に実施するため、倫理的配慮のためのガイドラインとの適合を確認できるよう「研究倫理のためのチェックリスト」を作成している。審査にあたっては必要に応じて、申請者の意見聴取を行っている。研究実施にあたって、研究倫理審査による基準を満たしている結果を担保し、対象者や社会的な確認・評価が得られるよう、審査結果については、ホームページ（HP）上で公開するよう準備を進めている。加えて、HP には、外国人の訪問研究者にも対応すべく、同リストの英語版を作成し掲載している（資料 7-22）。

公費支出への不正防止対策を講じるべく公的研究費の規約（通達・手引き）に従い財務課によって適正に支出される監督システムの整備、また、研究促進委員会による研究倫理及び不正防止に関する規程と体制の整備に努めている。本学教員による公的研究費の不正使用、論文盗用等不正行為等研究者としての倫理に反する問題は生じていない。

2. 点検・評価

【充足状況】

学生の良好な学修環境の整備及び教員の教育研究等環境の改善を図るという方針のもと、図書館運営委員会、研究倫理審査委員会、事務局が責任主体として定期的に検証し、学習環境については優先度を考慮しながら、順次更新整備を行っていること、また研究環境については引き続き見直しを図ることとなっており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

学生の読書活動推進のための努力は、徐々に実を結んでいると考えられる。教育施設・設備については、学生のニーズの多様化と本学の経済状況などを鑑みながら、適切に対応している。本学にとってかけがえのない財産である立地環境を活かし、開学以来、地域への開かれた大学として周辺住民から認知されるまでになってきた。また、大学院の設置に伴い、図書館の開館時間を延長する等研究環境における条件整備も整いつつある。

②改善すべき事項

施設・設備は、開学 14 年目を迎え、補修箇所が徐々に増加しつつあり、今後、さらに老朽化による修繕費増加への対応が必要となる。教育用機器・備品も経年劣化する一方で、かつ医療・看護分野における知識・技術の進歩・高度化・専門化・装置化が一層進んでいる。そこで、設備改修計画と同様に、機器・備品の計画的かつ継続的な整備を図る必要がある。

また、引き続き教員の研究時間の確保に向けた措置を検討する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も、図書館運営委員会を中心に、図書館職員と協働で学生の読書活動推進のための努力を重ねていく。今後、大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）を開設するにあたり、多様な分野での質の高い研究成果が得られるよう多方面からの支援策を検討する。システム化委員会を中心に、図書館で提供している学術情報リソースを、学外からも利用可能とする環境を整え、さらなるサービスの向上を図る。

②改善すべき事項

施設・設備改修及び教育用機器等の更新について、詳細な整備計画を策定する必要があり、その中でも情報処理機器については技術革新や使い勝手等を考慮しながら、安定し利用しやすいシステムの構築に努める必要がある。

研究環境の改善に向けた方策として、講義や実習の担当計画を十分な時間的猶予を持って作成すると共に柔軟に運用し、個々の教員が調査・研究のための出張や研修等への参加を行うことのできる機会を確保する。特に、博士論文準備中の若手教員に対しては優先的に配慮する。

4. 根拠資料

- 7-1 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画（既出 資料 1-16）
- 7-2 平成 26 年度前期教員サポート体制（学内演習・実習）
- 7-3 平成 26 年度教職員ハンドブック（既出 資料 1-6）
- 7-4 平成 25 年度事業報告書（既出 資料 1-13）
- 7-5 ホームページ/キャンパス日記（実習室だより）
<http://www.jreckicn.ac.jp/cgi-bin/guide06.cgi?year=2014&month=04&day=18>
- 7-6 平成 26 年度学生便覧シラバス（既出 資料 1-3）
- 7-7 ホームページ/学術情報リポジトリ
<https://jreckicn.repo.nii.ac.jp/>
- 7-8 日本赤十字九州国際看護大学学術情報リポジトリ運用指針
- 7-9 ホームページ/おすすめ図書
<http://www.jreckicn.ac.jp/library/library05-01.html>
<http://www.jreckicn.ac.jp/library/library05-02.html>
- 7-10 ホームページ/キャンパス日記(ビブリオバトル)
<http://www.jreckicn.ac.jp/cgi-bin/guide06.cgi?year=2014&month=10&day=16>
- 7-11 ホームページ/本を読んで話す会
<http://www.jreckicn.ac.jp/cgi-bin/library06.cgi>
- 7-12 ホームページ/マイライブラリ
<http://www.jreckicn.ac.jp/library/library07.html>
- 7-13 ホームページ/図書館-データベース
<http://www.jreckicn.ac.jp/cgi-bin/library00.cgi#02>
- 7-14 3 年生・大学院生対象文献検索ガイダンス参加者数及び参加率
- 7-15 日本赤十字九州国際看護大学大学院ティーチング・アシスタント取扱規程

- 7-16 日本赤十字九州国際看護大学奨励研究費等取り扱い内規 (既出 資料 3-17)
- 7-17 平成 26 年度科学研究費等配信状況
- 7-18 FD/SD 研修 科学研究費助成事業説明会資料
- 7-19 日本赤十字九州国際看護大学紀要編集規程
- 7-20 日本赤十字九州国際看護大学倫理審査委員等委嘱状況
- 7-21 日本赤十字九州国際看護大学研究倫理審査委員会規程
- 7-22 ホームページ/研究倫理審査について
<http://www.jrckien.ac.jp/info/examination.html>

第 8 章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、社会との連携・協力について 3 つの分野（①学術による連携・協力、②行政・公的機関との連携・協力、③本学が立地する地域との連携・協力）を設定し（資料 8-1 第 4 条）、①本学の教育と研究成果を定期的に公開するとともに、他の教育研究機関との共同研究を行う、②地方自治体の各種審議会へ委員、行政機関の企画する教育的活動へ講師を派遣する、③本学が所在する宗像市との連携・協力の範囲を拡大する、という方針を定めている。

産・学・官等との連携として、宗像市と平成 13 年に「宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との連携協力に関する協定」（資料 8-2）、平成 25 年には「災害時における支援協力に関する協定」（資料 8-3）、平成 24 年に西日本新聞社と「株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協定に関する協定」（資料 8-4）を締結している。

地域住民との連携については、開学当初から「開かれた大学」として施設地域開放規程を設け、学内施設の一般公開を明示し、地域活動振興に寄与している（資料 8-5）。また、地域の保健医療機関のみならず、農業協同組合（JA）等諸団体との交流を積極的に進め、学生及び教職員と地場産業界との連携を図っている。

以上の方針を具体化するために、平成 26 年度には地域連携室を設置し、地域連携室規程を制定（資料 8-1）して、従来の社会との連携・協力に関する活動をさらに展開、推進することになっている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

ア 教育研究の成果の定期的公開

開学以来、定期的に公開講座を開講し（年 2 回、4 講座）、地域住民の関心が高い認知症予防やコミュニケーション手法等について解説したり、スキルトレーニングを実施している（資料 8-6）。平成 21～25 年の間には、17 回開催し、総計 545 名の参加があった。テーマや開催日程、広報の仕方によって、参加人数にバラつきがあるが、講座終了後のアンケート等を通じて改善を重ね、宗像市での活動として定着しており、教育研究の成果を社会に還元しているといえる。福岡市内での開催や平日の夕方開催等の要望があり、今後検討していく必要がある。

第二次中期計画にあげた専門職者向け公開講座は、平成 24 年度に開催し高い評価を受けたが、その後は開催できていない。今後、看護継続教育センターと地域連携室が協力し、継続開催を検討する必要がある。

イ 学外組織との連携協力による共同研究の推進

平成 21 年度からスタートした文部科学省の戦略的大学連携支援事業「看護系大学から発信するケアリング・アイランド九州沖縄構想」は平成 23 年度で終了したが、継続事業として平成 24 年度から「ケアリング・アイランド九州沖縄大学コンソーシ

アム」に自主的に参加している。これは、九州・沖縄 12 大学による新人看護師の早期離職予防を含めた継続教育、看護技術・看護技術指導力向上に関わる支援事業である。本学においては、看護技術支援員による研修（資料 8-7）が年 10 回程度行われ、学内外から約 80 名の参加がある。

また、平成 24 年度には大学間連携共同教育推進事業「多価値尊重社会の実現に寄与する学生を養成する教育共同体の構築」プロジェクト（資料 8-8）も始まった。福岡県と沖縄県の 8 看護系大学が連携し、ステークホルダー（看護協会や病院等）とともに、①しなやかな使命感を育成する基盤的取組、②多様な価値を付加する先端的取組の 2 つを推進する事業である。本学では、卒業生やスペシャリストによる「キャリア像確立」に関する講義、参加者間の交流を目的とした「ナーシング・キャリアカフェ」、連携大学間の単位互換による付加価値創出の 3 事業を実施している。

さらには、独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センターの平成 26 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造研究開発領域」において、本学の「災害マネジメントに活かす島しょのコミュニティレジリエンスの知の創出」プロジェクトが採択されている。宗像市健康づくり課・生活安全課、宗像市地島・大島地区・漁協、福岡市玄海島地区・漁協、佐賀大学大学院工学研究科、福岡教育大学教育学部、一般社団法人地域社会継続研究所と本学看護学部によって構成されるメンバーで共同研究を実施する。

学園 6 大学の連携として、「日本赤十字国際人道研究センター」に教員が研究員として参加し、国際赤十字の活動及び事業に関する調査研究をはじめ、国際赤十字関係機関・団体等との学術研究の連携・協力を行っている（資料 8-9、資料 8-10）。さらに、本学開学 10 周年にあたる平成 22 年には、本学で第 25 回日本国際保健医療学会学術大会を開催した（資料 8-11 p.138）。

ウ 地方自治体各種審議会への委員派遣

近隣自治体の各種審議会・協議会から学識者として本学教員の参画要請があり、要請された専門性に合わせて専門分野の教員が協力している（資料 8-12 p.173～178）。これも教育研究の成果を社会に還元している活動である。また、近隣自治体や地域コミュニティ運営協議会、各種団体の研修への講師派遣要請があり、テーマに合わせて専門分野の教員が協力している。

エ 産業界等との連携活動

教育研究の成果を社会に還元していることを目的に、赤十字病院をはじめとした医療機関等が実施する研修への講師派遣等を行う他、医療機関で必須とされる院内の臨床看護研究に対しても、依頼に応じて研究指導を行うなど、地域の医療施設、保健福祉施設等の外部機関の要請に応じている（資料 8-12 p.179～182）。

また、JA 福岡中央会等の農業団体と連携して、学生の課外活動として「アグリスクール」と称する農業体験の機会を創出し、環境や食の観点から体験的に看護を学ぶ機会を提供している（資料 8-13）。

オ 宗像市との連携・協力の範囲拡大

宗像市のまちづくりを担う人材の育成を目的に、市内 3 大学と 2 高校で構成する「むなかた大学のまち協議会」に参加し、協議会の主催事業「むなかた協働大学」（平成 20～25 年度）では、第 1 期「育児」、第 2・3 期「環境」のテーマで、専門的な知識を活かしたリレー講座を担当した。また、宗像市の生涯学習事業「ルックルック講座」においても講座を担当し、公民館等での市民学習等への講師派遣も行っている（資料 8-14）。「むなかた協働大学」は、平成 26 年度から「むなかた大学のまちゼミナール」へ発展的変更となり、従前に比べ、各大学の特色を生かした講座開設が期待されている。さらに、宗像市をフィールドに実施している演習・実習で蓄積してきた健康情報・データが、宗像市の保健行政施策立案に活用されるようになっている。これらの活動も教育研究の成果を社会に還元する一環である。

地域交流では、毎年、本学が所在するリサーチパークに立地する 5 企業と宗像市、本学で構成する「むなかたリサーチパーク協議会」で「アスティ祭」を開催している。「アスティ祭」では、地域住民を対象とした「健康相談」（体脂肪・血圧・骨密度測定を含む）を実施し、健康づくり啓発を行っている（資料 8-15）。

学生はさまざまなサークルでの活動を通して地域と交流をしている。例えば、舞踊サークルである「ゆいまーるのわ」は地域の小学校や病院、福祉施設、企業、コミュニティのイベントに参加し、沖縄伝統舞踊であるエイサーを披露している。また、「CIRCL OF PEER」は小学校において性教育や薬物乱用防止の教室を開催、「ナチュラブ」は学内でベルマーク収集を呼びかけたり、コミュニティからの依頼を受け高齢者へアロママッサージを実施している。また、年に 1 度開催される宗像市一斉清掃行事「釣川クリーン作戦」は、サークルに拘らず多くのボランティア学生・教職員が参加している（資料 8-16）。

カ 国際交流・国際貢献

国際交流活動として「宗像国際交流連絡協議会」事業に参加し、毎年「ワールドフェスティバルー世界の味横町ー」に学生ボランティアを派遣し、地域住民や留学生との交流促進の機会を創出している。教学分野での地域交流・国際交流事業として、学生主体で企画・運営する「国際シンポジウム」は、地域住民に公開し、ともに世界の健康問題について考える機会としている（資料 8-17）。平成 24 年度から開始した「国際フォーラム」は、アメリカ合衆国から講師を招聘し、多様な看護のあり方について講演・ディスカッションを行い、交流を深めている。これも一般参加可能とし、地域の医療機関、日本赤十字社関係団体に案内している（資料 8-12 p. 193～194）。

他の公的機関が関係する国際交流事業としては、平成 15 年からは赤十字国際委員会（The International Committee of the Red Cross、ICRC）、日本赤十字社とともに国際人道援助研修「H. E. L. P. in JAPAN」を隔年開催している。紛争も含め災害時の公衆衛生に関する専門研修として、アジアでは初めての継続開催であり、過去 6 回の開催で 27 カ国 135 名の修了者を送り出した（資料 8-18）。受託事業として、開学当初より独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する研修を受託するとともに、本学教員を専門家として開発途上国に短期派遣し、保健衛生教育・問題解決に寄与している（資料 8-12 p. 192～193）。

さらに、平成 25 年には、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の成功に向け、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会と本学が相互に連携・協力体制を構築することを目的とした協定を締結した（資料 8-19）。

キ 赤十字活動

本学学則第 60 条（資料 8-20）に示すように、国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、国内外における救護・救援その他赤十字事業を実施するため、赤十字救護員を毎年日本赤十字社福岡県支部へ登録、常備救護班を設置し同県支部が主催する災害救護訓練に教職員が参加している。また訓練時には、学部 4 年次の科目「災害と看護」の一環として、学生が傷病者役として参加することがある。

これまで、日本赤十字社が行う救援及び復興支援事業等のため本学教職員を派遣した例としては、国内は東日本大震災救援事業等、海外はスマトラ島沖地震・津波復興支援事業等がある（資料 8-21）。最近では、フィリピン中部台風復興支援事業のため、助手 1 名を約 10 週間に亘り派遣した。また、福岡県西方沖地震、東日本大震災では、学生を派遣し被災地支援のためのボランティア活動を行った（資料 8-22 p. 9、資料 8-23 p. 23）。さらに、事務局財務課では、日本赤十字社が受付口座を開設している各種募金を、常時受け付けている。

学生が自主的に行う代表的な赤十字活動の例としては、学生サークル「赤十字学生奉仕団」による学内献血の企画や、赤十字病院でのクリスマス・キャンドルサービスなどのボランティア活動がある（資料 8-16）。

2. 点検・評価

【充足状況】

本学は「学」「官」「産」の 3 分野での地域・社会への貢献と連携の推進という方針を掲げており、活動を担当するそれぞれの委員会が責任主体として定期的に検証を行いながら改善と新たな取り組みに努めている。学術の分野では、開学以来継続している公開講座や他大学との研究交流事業の充実が図られている。自治体を主体とする官の分野では、審議委員の派遣や自治体が企画する行事への積極的参加が進められている。そして産業界との連携としては、公益法人である JICA の研修受託などを行うことを通して、本学が掲げる国際的な貢献も実行してきている。これらのことから、本学が定めている同基準を十分に充足していると判断することができる。

①効果が上がっている事項

公開講座の開催や自治体・医療機関等の研修講師派遣、自治体の各種審議会の委員就任等を通じて、教育研究の成果を地域社会に還元している。特に、地元宗像市とは包括連携協定を締結して、「むなかた大学のまち」のパートナーとして教育研究の成果を健康情報・データとして地域に還元するとともに、学生の実習場所として学生が「地域を学ぶ」場ともなっている。

また、国際人道研修の開催や JICA 研修の講師、開発途上国への専門家の短期派遣などの国際活動によって、途上国の保健人材の養成、レベルアップに貢献している。

さらに、大学間の連携事業に積極的に参加しており、その成果は地域社会や産業界に還元されるようになっている。

こうした取り組みが外部評価され、平成 21 年度には「地域貢献度大学ランキング」(日経グローバル調査)において、全国の看護福祉系大学の中で、第 10 位と格付けされた(資料 8-24)。また、平成 25 年度、26 年度と連続して、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」において、タイプ 2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」(地域特色型)に選定されている(資料 8-25)。

②改善すべき事項

産業界との連携・協力という点で、看護専門職を対象とした本学主催の公開講座・研修は定例化しておらず、教育研究の専門性を産業界に効果的に還元できているとは必ずしも言えない状況である。

また、国際社会への貢献という点では、交流協定を締結した海外の連携大学は増えているが、学生・教員との交流は一部の大学との間に限られており、留学生(研究生)の受け入れも始まったところである。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

地域社会との連携・協力については地域から評価されてきた活動を継続するとともに、地元宗像市においては連携を質量ともに発展させるように、ヘルスプロモーション事業に本学の複数の教員が協力して、全国モデルとなる取り組みを始める計画や、市役所・コミュニティとの共同研究として島しょにおける災害のコミュニティレジリエンスに関する研究を準備・開始している。

国際交流・貢献については国際人道研修や JICA 研修を継続するとともに、これらの研修への学生(特に、「国際看護コース」の学生)の積極的・自主的参加を支援することによって、国際活動をさらに活性化する。

②改善すべき事項

看護専門職を対象とした公開講座・研修を定例化させる課題については、地域連携室が看護教育継続センターと協働して、看護専門職対象の講座・研修を計画・運営する。

国際社会への貢献では、国際看護実践研究センターが中心となって学生・教員との交流を行う協定校の数を増やすとともに、3 年次の「国際保健・看護Ⅱ」の訪問先の一部に国際交流協定校での研修・交流を拡大・定着させる。

4. 根拠資料

- 8-1 日本赤十字九州国際看護大学地域連携室規程
- 8-2 宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との連携協力に関する協定書
- 8-3 災害時における支援協力に関する協定
- 8-4 株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協力に関する協定書
- 8-5 日本赤十字九州国際看護大学施設地域開放規程
- 8-6 ホームページ/公開講座 - 過去の公開講座一覧
<http://www.jrckien.ac.jp/cgi-bin/domestic02.cgi>

- 8-7 ケアリングアイランド 新看護師の皆さんへ
- 8-8 ホームページ/大学間連携共同教育推進事業
<http://shinayaka-nurse.net/>
- 8-9 人事異動通知書（学校法人日本赤十字学園 日本赤十字国際人道研究センター研究員委嘱）
- 8-10 日本赤十字国際人道研究センター発行「The Journal of Humanitarian Studies 人道研究ジャーナル Vol. 2, 2013」
- 8-11 平成 22 年度事業報告書
- 8-12 平成 25 年度事業報告書（既出 資料 1-13）
- 8-13 2012 年（平成 24 年）1 月 20 日付 西日本新聞朝刊掲載記事
- 8-14 ルックルック講座パンフレット（平成 26 年 10 月）
- 8-15 ホームページ/遥碧祭・アスティ祭
<http://www.jrckicn.ac.jp/domestic/domestic03.html>
- 8-16 ホームページ/キャンパスライフクラブ・サークル・自治会紹介
<http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/guide05.cgi>
- 8-17 ホームページ/国際シンポジウム
<http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/international07.cgi>
- 8-18 ホームページ/H. E. L. P.
<http://www.jrckicn.ac.jp/international/international11.html>
- 8-19 協定書（日本赤十字九州国際看護大学・一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
- 8-20 日本赤十字九州国際看護大学学則（既出 資料 1-2）
- 8-21 日本赤十字九州国際看護大学の国際活動
- 8-22 大学案内 2007
- 8-23 大学案内 2013
- 8-24 日経グローバル No. 136（2009 年）「全国大学の地域貢献度ランキング（上）」
- 8-25 文部科学省平成 26 年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について（通知）

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の管理運営については、「日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画」を策定している。また、①中期的な管理運営方針を策定し教職員に周知する、②意思決定のプロセスを明確化する、③教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任体制を明確化する、④経営会議の権限と責任を明確化する、⑤教授会及び研究科委員会の権限と責任を明確化する 5 点を重視し、本学におけるガバナンス改革の推進に取り組んでいる。以下、それぞれの方針について具体的に説明する。

ア 中期的な管理運営方針の策定と教職員への周知

学園の傘下にある本学の管理運営方針として、学園理事会は、第一次中期計画（平成 21～25 年度）の評価を踏まえ、新たに平成 26 年度を初年度とする第二次中期計画（平成 26～30 年度）を策定することを決定した。

そこで、学内に第二次中期計画策定プロジェクトを立ち上げ、現状の問題点を整理するとともに、将来的な目標と具体的な活動として、「本学第二次中期計画」（資料 9(1)-1）を策定し、この中期的方針に基づき、質の高い教育研究を推進するとともに、適正な業務運営に取り組んでいる。

また、学校法人日本赤十字学園寄附行為（資料 9(1)-2）をはじめとする諸規程や学内諸規程の改正を図り、明文化された規程に基づく適切な管理運営に努めている。

全教職員への周知については、第二次中期計画の策定はもとより、学内諸規程の改正にあたっては、内容の検討段階から教職員の意見を聴くとともに、教授会、研究科委員会、教職員会議、さらには FD/SD 研修会において周知を図っている。

イ 意思決定プロセスの明確化

法人としての学園には、寄附行為に基づき、法人を代表しその業務を総理する理事長、理事長を補佐し法人の業務を分担する常務理事 4 名、理事 8 名、監事 2 名、評議員 27 名を置いている（資料 9(1)-3、資料 9(1)-4）。

法人の意思決定については、学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程（資料 9(1)-5 第 2 条・第 3 条）に理事会・常務理事会での決定事項が定められており、承認を必要とする重要事項については理事長が招集し、学長も委員に就いている理事会、常務理事会において決定している。また、理事長は、予算、事業計画、寄附行為の変更等の諮問事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとされている。

学内の意思決定にあたっては、学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程（資料 9(1)-5 第 5 条）に「大学の管理運営に関する業務を学長に委任する（理事会の決定事項、常務理事会への委任業務を除く）」ことが規定されており、学長が本学の教学と運営に関して権限と責任を有している。具体的な意思決定プロセスとして、教育研究を中心とした事項については教授会、研究科委員会で審議し、学内の意見

を取りまとめている。また学長の意思決定を補佐する体制を強化するため、平成 26 年 4 月に企画情報室を設置し、大学改革に関する積極的な情報収集・分析に努めている（資料 9(1)-6）。

教育研究以外の経営、管理運営に関する重要事項については、経営会議の意見を聴いて学長が最終的に判断し、大学としての意思決定を行っている。経営会議、教授会、研究科委員会で決定した重要事項については、学内メールで速やかに全教職員に周知し、情報共有を図っている。

また、全教職員を構成員とする教職員会議を必要に応じて開催し、大学運営に係る諸課題について意見交換を行うなど、学内での円滑な合意形成にも努めている。

ウ 教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任体制の明確化

教学に関する権限については、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（資料 9(1)-7 第 9 条 1 項）に「学長は、大学（大学院を含む。）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と規定している。これに従い、本学の学則、大学院学則等において、教学組織としての大学の目的、職員組織、教授会及び研究科委員会の設置や審議事項等を定めている。

一方、法人組織の権限については、前述の寄附行為、理事会業務委任規程に、法人の目的、役員の数・職務、審議機関の設置・構成、決定事項等を定めており、教学組織と法人組織の権限と責任体制は明確になっている。

管理運営及び業務執行状況については、学園による監事監査・内部監査、公認会計士による期中・期末監査を受け、適正に業務を執行している。

エ 経営会議の権限と責任の明確化

経営会議の権限は、日本赤十字九州国際看護大学組織分掌規程（資料 9(1)-8 第 13 条）及び日本赤十字九州国際看護大学経営会議規程（資料 9(1)-9 第 3 条）に規定している。本学の中長期計画及び毎年度の事業計画、職員の人事、サービス管理等の方針、予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項について審議し、学長の業務遂行を支援している。

学長、学部長、研究科長、事務局長等の他、学長が指名する者をもって構成し、毎月第 2・4 木曜日に開催するほか、必要に応じて臨時開催している（資料 9(1)-10）。

オ 教授会及び研究科委員会の権限と責任の明確化

教授会及び研究科委員会の権限は、本学組織分掌規程（資料 9(1)-8 第 14 条）の他、日本赤十字九州国際看護大学学則（資料 9(1)-11 第 48 条）、日本赤十字九州国際看護大学教授会規程（資料 9(1)-12 第 3 条）、日本赤十字九州国際看護大学大学院学則（資料 9(1)-13 第 37 条）、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程（資料 9(1)-14 第 3 条）に規定している。開設する授業科目の編成、単位及び履修に関すること、学生の学修の評価、卒業（修了）認定及び学位の授与に関すること等、重要事項を審議し、意見を取りまとめる機関と位置付けている。

教授会は学部には所属する教授をもって構成するが、通常の運営は准教授、講師、助教を加えて行っている。研究科委員会は学部の教授、准教授が兼担し、運営している。教授会及び研究科委員会は、原則として、毎月第 1 木曜日に開催するほか、

入学者選抜試験の合否判定、卒業（修了）認定等に係る審議のために臨時開催している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

管理運営に関する学内諸規程については、学校教育法等の関係法令を遵守して、学則や大学院学則、その他の学内諸規程を整備し、適切な運用に努めている。平成26年度には、学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえ、学内諸規程の点検・見直しを実施した。諸規程の制定・改廃は教授会又は研究科委員会、経営会議の議を経て学長が行っている。これら学内諸規程は教職員が常時閲覧できるよう、学内ネットワーク内に保管するとともに規程集として全教職員に配付して管理運営を行っている。

本学の最高責任者である学長は、学校教育法第92条第3項の下「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」（資料9(1)-5 第5条）において「大学の管理運営に関する業務を学長に委任する。」（理事会の決定事項、常務理事会への委任業務を除く）と位置付けられており、学長以下、学部長、研究科長及び学務部長等の職務に関しては、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」（資料9(1)-7 第9条）に、その権限と責任を明確に定めている。

学長の選考方法については、「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」（資料9(1)-15）に、理事長が学長候補者選考委員会を設置し、次期学長候補者1名の選考を行うことが規定されている。学長候補者選考委員会は、本学の経営会議の議を経て選出した所属の正規教職員3名を含む、7名をもって構成されている。理事長は、選出結果を踏まえ次期学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長を任用する。学長の解任については、「学長の解任手続に関する経営会議内規」を定めている（資料9(1)-16）。

理事長任命教員である学部長・研究科長の選考については、「看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」（資料9(1)-17）「日本赤十字九州国際看護大学看護学部長・大学院看護学研究科長候補者選考規程」（資料9(1)-18、9(1)-19）により、学長が学部長・研究科長候補者選考委員会を設置し、次期学部長・研究科長候補者1名の選考を行う。次期学部長・研究科長候補者の選考にあたっては、学部長・研究科長候補者選考委員会から候補者の推薦を受けた学長が経営会議の意見を聴取し決定する。新学部長・新研究科長の任命は、学長からの推薦に基づいて理事長が行う。このように管理運営責任者の選考は、学園本部の方針及び本学規程に則り、適切に行っている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織については、事務局長、事務局次長（学務課長兼務）を置き、総務課、財務課、学務課の3課体制で事務局長以下18名を配置している（資料9(1)-20 表1）。但し、本学雇用者1名（労務作業員）を除き17名は、日本赤十字社福岡県支部（以下「支部」という。）からの出向職員であり、3～6年程度で定期的に人事異動がある。職員の採用・昇格等については支部が本学の意見を参考に福岡県内全施設の

事務局員の全体調整を行っている。図書館には、図書館長（教授兼務）、図書課長（財務課長兼務）、図書係長、司書を配置している（資料 9(1)-21）。図書館職員の昇任等については、支部における全体調整の動向を勘案し経営会議で慎重に審議のうえ決定している。

事務職員は、人事、財務、教務等の一般事務はもとより、経営会議、教授会、研究科委員会や学内委員会等への出席及び議事録の作成、学生募集、入学者選抜、学生支援、教育研究活動の支援等、多様化した広範囲な業務を担っている（資料 9(1)-20 表 2）。事務機能の改善のため各職員の業務を整理し、教職員の業務遂行にあつての基本事項をまとめた「教職員ハンドブック（平成 26 年度版）」（資料 9(1)-22）を作成し、新規採用教職員対象オリエンテーションで説明するとともに、教職員全員に配付し周知を図っている。ますます多様化する事務機能への対応に向けた具体的対応策については、定期的に開催される事務局長・各課長会議において検討している（資料 9(1)-23）。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の業務評価については、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」（資料 9(1)-24）に基づき、職員による自己評価、上司による勤務評価を実施している。自己評価と勤務評価を基に評価結果の伝達と人材育成の観点からの指導・助言を行い意欲向上に努めている。支部からの出向職員は、支部が主催する階層別研修（新規採用職員、新規採用職員フォローアップ、中堅職員、赤十字職員係長・課長）を受講している。また、教職員が協働して業務に取り組めるよう、教員を対象として実施している FD 研修に事務職員も参加できるようにしている。さらに、学園、九州地区私立大学事務連絡協議会、大学行政管理学会等が実施する各種研修会に参加し、専門能力（資質）の向上に努めている。（資料 9(1)-25 p. 59～p. 60）

2. 点検・評価

【充足状況】

本学の管理運営については、管理運営方針及び第二次中期計画に基づき、各委員会等が責任主体として年度毎の目的、目標を掲げ、定期的に検証しながら改善に努めている。教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任体制の明確化、経営会議等の権限と責任の明確化についても、規程等の点検・見直しを行い執り行われている。学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性についても透明化を図っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学の管理運営は、第二次中期計画を策定したことにより、委員会等が年度毎の目的、目標に沿った進捗管理ができるようになった。また、平成 26 年度に学内諸規程の点検・見直しを図り、大学ガバナンス改革の推進が図られた。

②改善すべき事項

事務職員の SD の推進は、意欲・資質の向上を図るうえで重要な課題であるが、3～6 年程度で定期的に人事異動があり、また、日常の広範な事務に追われることな

どから、体系的・継続的に SD を推進することが困難な状況にある。業務内容の多様化への対策、大学の活性化や改革に係る企画・立案も十分とは言えない状況にある。さらに、事務職員の人事考課に基づく処遇改善までには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学長が引き続きリーダーシップを発揮できるよう、企画情報室をはじめとする学長の補佐体制を整備したので十分に機能させ、意思決定の迅速化を図っていく。

②改善すべき事項

経営環境が厳しさを増す中で、事務職員の役割の重要性が増してきている。本学独自の体系的・継続的な SD 研修を実施することは困難であるが、関係団体主催のセミナー、研修会、説明会等に参加できる体制を整え、事務職員のスキルアップを図る。また、事務機能の改善、業務内容の多様化に的確に対応できる事務局体制を検討する。

事務職員の人事考課に基づく処遇改善については、本学単独では非常に難しいため、学園主催の学長・事務局長会議において情報共有を図り改善に努める。また、平成 26 年 7 月に出向元である支部に管内施設人事交流等推進委員会が設置されたので、事務職員の処遇改善、業務内容の多様化に対応した人事交流も併せて検討する。

4. 根拠資料

- 9(1)-1 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画 (既出 資料 1-16)
- 9(1)-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為 (既出 資料 1-1)
- 9(1)-3 学校法人日本赤十字学園 理事・監事名簿
- 9(1)-4 学校法人日本赤十字学園 評議員名簿
- 9(1)-5 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
- 9(1)-6 日本赤十字九州国際看護大学企画情報室規程
- 9(1)-7 学校法人日本赤十字学園看護大学規程
- 9(1)-8 日本赤十字九州国際看護大学組織分掌規程 (既出 資料 2-1)
- 9(1)-9 日本赤十字九州国際看護大学経営会議規程
- 9(1)-10 平成 26 年度経営会議・研究科委員会・教授会開催予定表
- 9(1)-11 日本赤十字九州国際看護大学学則 (既出 資料 1-2)
- 9(1)-12 日本赤十字九州国際看護大学教授会規程 (既出 資料 2-3)
- 9(1)-13 日本赤十字九州国際看護大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 9(1)-14 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程
(既出 資料 2-4)
- 9(1)-15 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 9(1)-16 学長解任の手續に関する経営会議内規
- 9(1)-17 看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針
- 9(1)-18 日本赤十字九州国際看護大学看護学部長候補者選考規程
- 9(1)-19 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科長候補者選考規程

- 9(1)-20 日本赤十字九州国際看護大学事務局職員の配置状況及び分掌業務
- 9(1)-21 平成 26 年度日本赤十字九州国際看護大学事務局組織図
- 9(1)-22 平成 26 年度教職員ハンドブック (既出 資料 1-6)
- 9(1)-23 事務局長・各課長会議次第
- 9(1)-24 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9(1)-25 平成 25 年度事業報告書 (既出 資料 1-13)

(2) 財 務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

第二次中期計画において、教職員の経営意識の醸成を図るため、①経営会議をはじめ、教授会、各委員会を通じて財務状況を教職員に周知徹底すること、また、②中期的視点に立った財務計画の立案及び実施に努めること、を重点的な取り組みとしている。財務状況については教職員に周知するとともに、中期的視点に立った財務計画の策定に着手している（資料9(2)-1）。

本学の教育研究の財源は、学生生徒等納付金収入及び補助金収入が主であり、収入全体の約8割を学生生徒等納付金収入、約1割を補助金収入が占めている。

補助金収入については、私立大学等の経常費補助金の一般補助や特別補助が漸減傾向にある中、平成25年度から始まった私立大学等改革総合支援事業に対し、積極的に取り組み、申請を行った結果、2ヵ年続けて本事業にかかる補助金を獲得した。（資料9(2)-2、資料9(2)-3、資料9(2)-4）

また、財源の一つである寄付金収入はホームページ（HP）等を活用して積極的に募集を呼びかけ財源確保に努めるほか（資料9(2)-5、資料9(2)-6 裏表紙）、財務状況についてもHPのみならず「キャンパス通信『一碧』」に掲載し広く周知している（資料9(2)-6 p.10、資料9(2)-7）。

このような状況の中、平成21年度にはマイナス0.8%であった帰属収支差額比率は、平成22年度は入学定員のオーバーにより補助金の一部が減額されたものの、学生生徒等納付金などの収入が増加したことによって帰属収支差額比率は0.3%となった。平成23年度以降も帰属収支差額比率はプラスを維持している状況である（資料9(2)-2、資料9(2)-3）。

本学教員の研究費に関しては、競争的研究費として、日本学術振興会科学研究費助成事業、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金、さらに、学園の赤十字と看護・介護に関する研究助成、赤十字学園研究基金及び民間の研究費助成がある。日本学術振興会科学研究費の申請及び採択状況は、資料（資料9(2)-8 表1）のとおりである。

日本学術振興会科学研究費助成事業の申請件数及び採択率に関しては、平成24年度に向けて採択率は上昇傾向にあったが、その後、平成25年度以降下降気味である。また、厚生労働省の厚生労働科学研究費に関しては、平成15年度・18年度に各1件採択されているが、その後、教員構成の変化等により研究の方向性が変わり、当該科学研究費に申請することが減少している。

その他に、本学では教員の研究活動を支援することを目的とする学内研究費として、奨励研究（将来の学問的発展が期待できる研究・国内外の看護及び保健医療福祉の向上に寄与できる研究が対象。1件50万円を限度とする。）を設定している。申請及び採択状況については資料（資料9(2)-8 表2）のとおりである。

これらの学内研究費を含む、競争的研究費の公募に関しては、情報を収集し、教員に周知している。また、科学研究費助成事業に関しては、毎年9月にFD/SD研修会を開催し、改定された点や注意点を周知している。

文部科学省の推進する事業にも積極的に応募し、九州・沖縄の看護系大学と連携した戦略的大学連携支援事業「ケアリング・アイランド九州・沖縄構想」、大学間連携共同教育推進事業「多価値尊重社会の実現に寄与する学生を養成する教育共同体の構築」という事業が連続的に採択されている。これらの文部科学省の推進事業を通じて、連携大学共同のFDや授業によって教員の教育力が向上し、共同の研修や「ナーシング・キャリアカフェ」などの取り組みによって学生への課外教育を行っているので、教育研究の財政的基盤ともなっている（資料9(2)-8 表3）。

本学の財務比率については、大学基礎データ表に示すとおりであるが、日本私立学校振興・共済事業団による「今日の私学財政」の系統別データ（保健系学部）を参考に、本学の3カ年度に亘る各種比率を比較すると、それぞれの比率で増減はあるが、その中でも、人件費比率及び人件費依存率については増加傾向にあり、特に注視しなければならない（資料9(2)-8 表4）。教育研究経費比率は平均値を上回っており、また、管理経費については平均値を下回っており、ほぼ良好と言える。なお、本学は他の赤十字看護大学と比較して、減価償却累計額に対する施設設備整備引当特定資産の積立率は66%（平成25年度末現在）と低い比率を示しており、十分な積立ができていない状況にある。（資料9(2)-9、資料9(2)-10）

（2） 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

予算の編成及び執行については学校法人日本赤十字学園経理規程（資料9(2)-11）において明確化されており、学園からの事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定している。

本学では、各委員会、各領域から提出された事業計画及び予算案を具体的に検討・審議する場として、事務局長を委員長に、学部長、研究科長、図書館長などの委員から構成される財務委員会を設置している（資料9(2)-12）。財務委員会で審議された後は、経営会議等での審議を経て、学長が学園に提出し、その後、理事会に付議され審議、決定することとなっている。

なお、予算執行に伴う効果については、学園が本学他6大学の事業報告をまとめた上で監査法人が示す、決算分析表を元に検証を行っている（資料9(2)-13、資料9(2)-14、資料9(2)-15）。予算管理している財務課においては、個人研究費の適正な執行の確認など、財務システムを活用しながら予算管理を行っている。

決算等の内部監査については、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき（資料9(2)-16）、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている。また、理事会で選出された監事2人による監査についても実施され、その際には決算報告書及び財務諸表等の監査を行い、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している（資料9(2)-17）。外部監査については、監査法人による期中監査・期末監査を受けている（資料9(2)-18）。

2. 点検・評価

【充足状況】

教職員に対する財務状況の周知徹底、中期的な財務計画の立案及び実施という方針のもと、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

財務状況の周知については、経営会議や教授会等を通じて、その詳細を説明することにより、教職員が大学全体の財務の健全化に積極的に関わってきている。

また、経常費補助事業の一つである私立大学等改革総合支援事業についても、僅かではあるが、ポイントを上げるなど、補助金の積極的な獲得に努めている。

奨励研究費に関しては申請件数等が減少気味ではあるものの、若手教員の申請が増加している点は評価できるといえる。また日本学術振興会科学研究費に関しては、申請件数の顕著な伸び率は見られないものの、平成 25 年度から科研費獲得者の申請書類を本人の承諾を得たうえで一定期間公開し、教員、とくに若手教員への科研費申請を促進する体制を構築している。

②改善すべき事項

減価償却累計額に対する施設設備整備引当特定資産の積立については、支払資金に注視しつつ、徐々に積立額を増額して目標額の到達に努める必要がある。

外部資金獲得の挑戦（申請）については、科学研究費助成事業の申請件数が減少気味であり、また、厚生労働省科学研究費に関しても減少しているため、今後は、外部資金獲得の促進に向けて、セミナーの開催等を含めた環境を構築する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

財務状況の周知については、四半期ごとの予算執行状況等の説明を行うことにより、教職員全員が経営状況を理解して、大学運営に取り組む機運を醸成する。また、私立大学等改革総合支援事業を含めた経常費補助事業についても、これまで以上にその内容を精査して獲得に努めていく。

外部資金の獲得では、平成 25 年度より実施している科学研究費申請書類の公開体制を強化し、より多くの教員の閲覧を促進するシステムづくりを行う。

②改善すべき事項

施設設備整備引当特定資産の積立については、これまで低額の積立であったことから、今後、作成する財務計画に基づき資金の積立を行っていく必要がある。

科学研究費助成事業及び厚生労働省科学研究費の申請に関しては、今後教員に対する情報の提供を強化し、研究費申請に対する意識を促進する。とくに科学研究費に関しては、全ての教員が申請することを目標に取り組む。

学内の奨励研究・指定研究に関しては、募集の締め切りが 5 月末日となっている（資料 9(2)-19）ため、新年度開始以降後、募集締め切りまでの期間が短いことが申請件数の伸び率停滞の要因とも考えられる。よって、今後はより早い時点から情報提供を行い、周知を図る。

4. 根拠資料

9(2)-1 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画（既出 資料 1-16）

- 9(2)-2 財務計算書類（写）2009(平成 21)～2013(平成 25)年度
- 9(2)-3 5 ヶ年連続消費収支計算書（大学部門／学校法人）
- 9(2)-4 5 ヶ年連続資金収支計算書（大学部門／学校法人）
- 9(2)-5 ホームページ/本学へのご寄附をお考えの方へ/「国際交流活動の推進、
地域社会との連携・支援事業の推進に対するご寄付のお願い」
<http://www.jrckicn.ac.jp/info/support.html>
- 9(2)-6 キャンパス通信「一碧」第7号（既出 資料 2-15）
- 9(2)-7 ホームページ/情報公開（財務状況）
http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/release_new.cgi#2
- 9(2)-8 研究費採択申請等の概要及び財務比率比較表
- 9(2)-9 財産目録（平成 26 年 3 月 31 日現在）
- 9(2)-10 5 ヶ年連続貸借対照表
- 9(2)-11 学校法人日本赤十字学園経理規程
- 9(2)-12 日本赤十字九州国際看護大学財務委員会規程
- 9(2)-13 平成 25 年度事業報告書（学園提出書類）
- 9(2)-14 平成 25 年度学校法人日本赤十字学園事業報告
- 9(2)-15 平成 26 年度臨時（第 3 回）経営会議議事録
- 9(2)-16 学校法人日本赤十字学園内部監査規程
- 9(2)-17 監査報告書 2009（平成 21）～2013（平成 25）年度
- 9(2)-18 独立監査人の監査報告書 2009(平成 21)～2013(平成 25)年度
- 9(2)-19 日本赤十字九州国際看護大学奨励研究費等取り扱い内規
（既出 資料 3-17）

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、開学2年目に自己点検・評価委員会を設置し、全学的に取り組む体制を整え、第三者評価を受けながら自己改革を進めている(資料10-1 p.160)。中心的な取り組みは、第三者評価を入れた適切なシステムづくりである。第一次認証評価後、平成22年度から自己点検・評価委員会委員長は、経営会議のメンバーである研究科長が担い、大学内部における相互の意思疎通を図りながら、第三者評価を組み入れた評価結果をもとに経営会議を通じて改善方策・推進体制の確立に取り組んできた(資料10-2、資料10-3)。学外からの点検・評価は、学園の理事会・評議員会、九州八県の日本赤十字社各県支部事務局長及び赤十字病院院長・事務部長・看護部長、本学学長らが構成員である九州ブロック各県支部・病院連絡協議会、看護部長らによる九州ブロック赤十字病院看護部長連絡会議、九州各県支部学生募集連絡会議等を通じて行われている。必要な情報については経営会議、教授会、教職員会議等で報告され、全教職員に伝達されている。(資料10-4 第14条、資料10-5、資料10-6、資料10-7、資料10-8)。

自己点検・評価委員会は、このようにして得られた貴重な評価・助言、また諸機関からの勧告を自己点検・評価システムに組み入れて検証し、改善方策につなげている(資料10-9、資料10-10)。平成24年度、自己点検・評価委員会は、その活動として、現状について分析検討し、それらを重点課題として明確化するとともに、関係委員会・関連部署に改善を指示するに至った。自己点検・評価委員会はこの間の過程について、委員会報告として、また2回の全体会議において、全教職員に周知し意識向上に努めてきた(資料10-11 p.30)。平成25年度には各委員会・各部署は、学園の第二次中期計画を受け(資料10-12)、具体的計画の策定に取り組んだ。自己点検・評価委員会は、第二次中期計画の実施に向けた体制を整備する準備を行いながら、全教職員で取り組んでいくよう基盤強化を図っている(資料10-13 p.31~32)。具体的な例として、大学運営の要となる教職員の資質・能力のさらなる向上を図るよう自己点検・評価委員会とFD/SD委員会とが協働して、大学のビジョンとミッションについて、グループ討議の場を設けること(資料10-13 p.59~60)、自己点検・評価の恒常的・継続的实施のため本学の機能と構造を可視化できるようPDCAサイクルを図に整理すること、自己点検・評価指標をデータベース化すること等に取り組んでいる(資料10-14、資料10-15、資料10-16)。

自己点検・評価結果の公表については、学長指名による事業報告ワーキンググループを組織し、年度毎の基礎資料・活動等報告を「事業報告書」として冊子にまとめ、赤十字施設及び看護学実習の受入施設を含め学内外に発している。「事業報告書」は、大学の事業に関する報告だけでなく、授業評価・教員活動等を加えた「自己点検・評

価報告書」として活用している。この取り組みは、第1次認証評価における反省に立ち、平成20年度から学内だけでなく外部への公開に向け発行する年報である（資料10-17）。毎年、年度末に原稿を募集し、翌年夏に編集作業を終え、学内外の関係各位に発行している。「事業報告書」は、各委員会・各部署の中間評価の際に重要な資料となっている。

これら評価結果の情報をより早く提供するため、大学の広報活動の一環であるホームページ（以下「HP」という。）を活用している。HPには、自己点検・評価結果のほか、学校教育法等に定める教育情報（いわゆる9項目等）、財務関係書類等一元的に閲覧できる状態にしており、大学運営に関わる資料を社会に公表・公開している（資料10-18）。以上の情報公開にかかる広報委員会では、大学の諸活動、教員の研究活動、社会的貢献に関わる取り組み、学生状況等大学全体の情報を幅広く情報収集を行い、HPに掲載して情報を発信し、定期的に更新するよう努めている（資料10-19、資料10-20）。本学ではHPに意見聴取の場を設けており、広報委員会を通じて、単発的であっても内外からの「声」を得る機会を大切にしている（資料10-21）。さらに在学生とその保護者、卒業生や関連実習施設等を含む全ステークホルダーへの情報提供手段として、大学機関紙「キャンパス通信『一碧』（いっぺき）」を活用することで、自己点検・評価情報や財務状況を提供している（資料10-22）。

さらに平成26年度から開始した大学ポートレートを通じて、企画情報室が学内から集約した教育研究情報等を公表している（資料10-23）。これら情報公開にあたっては、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に則り適正な情報管理を行っている（資料10-24）。

以上の活動を通じて、本学は自己点検・評価の結果について社会へ公表しており、説明責任を果たすよう努めている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学は、平成20年度に受審した公益財団法人大学基準協会による大学認証評価において、社会活動に対する高い評価を得たものの、4件の指摘事項が付されたが、速やかに改善に着手し平成24年7月に改善報告を行った（資料10-25）。その結果、「いずれも意欲的に改善に取り組んでおり成果も満足すべきものである」との回答を得た（資料10-26）。これを機に、本学は「事業報告書」を作成し、自己点検・評価において年度毎に評価結果を学内外に発信してきた。このような取り組みは、大学院看護学研究科の完成報告において、「目標はおおむね達成されている」という評価に繋がった（資料10-27）。

平成25年度に、学園の第二次中期計画の策定を受け、本学の5ヵ年分のアクションプラン及び到達目標を確定するため、学長を長とする第二次中期計画策定プロジェクトを設置した（資料10-28、資料10-29、資料10-30）。このプロジェクトでは、第二次中期計画の到達目標及び認証評価に対応するシステムとなるよう、自己点検・評価システムを機能させ、検証する部署を組み込むよう審議された（資料10-31、資料10-32）。

平成 26 年度には、自己点検・評価委員会は、内部質保証の基本方針として、①自己点検・評価規程並びに自己点検・評価指針に基づいて毎年行う、②日本赤十字学園第二次中期計画に基づく本学中期計画並びに何年度計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認し、業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進める観点で実施する、③教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行う、④広範囲かつ多種多様な活動に対する総点検という大目的を達成するため、教員もしくは職員のどちらか一方が行うのではなく、諸活動に関わる全ての教員及び職員による、いわゆる教職協同で実施することを掲げている。この方針の下、自己点検・評価指針に基づく実施要領として「自己点検・評価実施要領」を策定し、客観的に評価できる体制を整備した(資料 10-33)。自己点検・評価委員会の構成員を関係委員会・各部署の代表とするよう明確化し、評価結果の取扱いを円滑に推進するための組織として自己点検・評価ワーキンググループを位置付けている(資料 10-10 第 2 条、第 8 条)。大学基準協会が示す 10 の大学基準及び本学第二次中期計画の達成度を点検・評価するため、自己点検・評価委員会は、「事業報告書」を「自己点検・評価報告書」として作成することとした(資料 10-34)。

平成 26 年度には、新たに設置した企画情報室に自己点検・評価システムの検証結果を付託し、自己点検・評価委員会の評価結果について検証をすとした(資料 10-35 第 3 条)。企画情報室は、自己点検・評価指針の策定など統括的役割を担うほか、学内外の情報集約・分析等学長の意思決定支援を行うための学内組織間のファシリテーター役として学長直轄で設置する機関であり、自己点検・評価委員会と協働で内部質保証に係る活動を推進する。これら内部質保証システムの体制を図に整理し、全教職員に周知している(資料 10-36、資料 10-37)。

このような経緯を経て、本学は、内部質保証システムを以下のプロセスに従って行うこととしている(資料 10-14、資料 10-33)。①教職員個人の自己評価・点検については学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱(以下「勤務評価実施要綱」という。)に基づく勤務評価によって実施すること(資料 10-38)、②各教育機関(学部、研究科)については学部領域代表者会議、研究科領域代表者会議において(資料 10-39 第 4 条、資料 10-40 第 4 条)、③学部及び研究科の各領域代表者会議並びに各組織(センター、室、委員会、事務局各課)において点検・評価を行い、これら評価結果を受け、自己点検・評価委員会が中間評価会議と最終評価会議を通じて「自己点検・評価報告書」をまとめ、これを企画情報室に付託する。企画情報室は、この結果について検証を行い学長に報告する(資料 10-9 第 2 条、第 4 条)。学長は、その報告を検討し、必要に応じて外部評価として日本赤十字九州国際看護大学運営審議会を開催する(資料 10-9 第 6 条、資料 10-41、資料 10-42)。また学長が、各委員会・各部署に改善指示・命令を発する体制で実施している。このような本学の内部質保証システム整備に関する取り組みについては、学園本部の監事にも報告し、実施に対する了承を得ている(資料 10-43)。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学は、開学以来取り組んできた自己点検・評価システムを大学改革につなげるべく企画情報室を組み入れた新システムの実施に踏み出したところである。

平成 26 年度、本学は内部質保証システムの機能向上に努めるため、自己点検・評価の適切性を担保し、大学改革の成果を可視化できるよう自己点検・評価として 6 つの機能（①施策支援機能、②業務実績評価対応機能、③質保証・改善機能、④自己改善機能、⑤情報公表機能、⑥認証評価対応機能）を掲げ、全教職員の共通認識の下に、諸活動に係る不断の改革・改善に取り組むよう努めている（資料 10-14 第 1 条、第 2 条）。

全教職員個人の自己評価・点検については、学園本部が整備する「勤務評価マニュアル」に則り、勤務評価実施要綱に基づく勤務評価によって職種・職位別に自己評価を行っており、その報告書をもとに上級職員が客観的評価を加えた評価について、学長が最終評価を行っている（資料 10-38、資料 10-44、資料 10-45）。なお教員は、各教科終了後に学生による授業評価を受け、自身の教育活動の自己評価と改善を行い（資料 10-13 p. 60、p. 109～114）、研究活動については、「事業報告」・「自己点検・評価報告書」及び HP の教員紹介の頁において公表している（資料 10-13 p. 141～172、資料 10-46）。

各教育機関・各組織の自己評価については、自己点検・評価委員会が評価会議を開催し、「自己点検・評価実施要領」に則って諸活動に対する点検・評価を行っていく。

本学全体の内部質保証に関する情報は、企画情報室に集約され学長に報告される。評価過程で顕在化してきた大学の事業・業務拡大などの中長期的な大学運営の課題について、学長は企画情報室での情報収集・分析を基に意思決定を行っていく体制が確立した。

平成 26 年度、本学は、このような内部質保証に関するシステムのもと全教職員で大学改革を進めている（資料 10-14 第 8 条）。システムが適切に機能するには個々の教職員の日々の努力が必要になる。本学の教職員は大学職員であると同時に日本赤十字社の職員としての誇りをもって職にあたっている（資料 10-47）。

2. 点検・評価

【充足状況】

自己点検・評価指針のもと、内部質保証システム整備に関する取り組みについては、自己点検・評価委員会及び企画情報室を中心に第三者評価を受けながら定期的に検証しながら実施しており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

第二次中期計画の実施に向け、全教職員で取り組んでいくよう基盤強化を図りながら、内部質保証システムを構築するよう努力を重ね、平成 26 年度に本学における内部質保障システムを確立することができた。この過程を通じて、全教職員が大学改革に取り組む意識を醸成することになり、本学の中期目標の達成に向けた取り組みが進んでいる。

②改善すべき事項

企画情報室による中期目標の達成度評価を行うにあたって、各委員会・各部署及び各教育機関・各組織からの情報を活用できるよう、企画情報室と自己点検・評価委員会と協働して、さらなるシステム整備にむけた取り組みを行う。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

新システムによる自己点検・評価を適切に行うことで、企画情報室による新たな課題が抽出されるであろう。全教職員がその課題への取り組みながら、大学改革と内部質保証システムの制度を挙げていくようさらなる意識向上を図っていく。

②改善すべき事項

中期目標を達成するために、中期計画の達成状況及び大学基準の基盤評価と達成度評価の充足状況を、常時、把握できるよう情報収集の方策の一つとして、点検・評価シートの精度を高めていけるよう基盤整備を図っていく。

4. 根拠資料

- 10-1 平成 20 年度自己点検・評価報告書
- 10-2 平成 22～24 年度委員会構成員一覧
- 10-3 平成 23～24 年度経営会議議事録
- 10-4 学校法人日本赤十字学園看護大学規程
- 10-5 日本赤十字九州国際看護大学九州ブロック各県支部・病院連絡協議会設置要綱
- 10-6 平成 21～24 年度日本赤十字九州国際看護大学九州ブロック各県支部・病院連絡協議会次第及び議事録
- 10-7 平成 26 年度九州ブロック赤十字医療施設・健康管理センター所長看護部長合同会議開催案内
- 10-8 平成 21～26 年度日本赤十字九州国際看護大学・日本赤十字社九州各県支部学生募集連絡会議議事録
- 10-9 日本赤十字九州国際看護大学自己点検・評価規程
- 10-10 日本赤十字九州国際看護大学自己点検・評価委員会規程
- 10-11 平成 24 年度事業報告書
- 10-12 学校法人日本赤十字学園第二次中期計画 (既出 資料 1-12)
- 10-13 平成 25 年度事業報告書 (既出 資料 1-13)
- 10-14 日本赤十字九州国際看護大学自己点検・評価指針
- 10-15 点検・評価項目並びに評価留意事項及び中期計画到達目標等一覧
- 10-16 点検・評価シート
- 10-17 事業報告書配布先データベース
- 10-18 ホームページ/情報公開
http://www.jrckicn.ac.jp/cgi-bin/release_new.cgi (既出 資料 1-9)
- 10-19 日本赤十字九州国際看護大学公式ホームページ運用指針

- 10-20 日本赤十字九州国際看護大学公式ホームページ原稿提出要領
- 10-21 日本赤十字九州国際看護大学 Facebook ページ
- 10-22 キャンパス通信「一碧」第7号 (既出 資料 2-15)
- 10-23 日本赤十字九州国際看護大学 大学ポートレート掲載情報
- 10-24 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱
- 10-25 第1期認証評価 大学基準協会提出資料「提言に対する改善報告書」
- 10-26 第1期認証評価 改善報告書検討結果
- 10-27 第1期認証評価 完成報告書検討結果
- 10-28 平成25年度第7回経営会議議事録
- 10-29 平成25年度第6回教授会審議要録
- 10-30 第二次中期計画等(中期計画、自己点検・評価、大学評価)に係る学内組織体制
- 10-31 第3回第二次中期計画策定プロジェクト会議審議まとめ「課題・達成目標・課題(a. b. c)と達成目標」(内部質保証)
- 10-32 日本赤十字九州国際看護大学第二次中期計画等策定にかかる「達成目標」(重点目標)
- 10-33 平成26年度自己点検・評価実施要領
- 10-34 自己点検・評価委員会議事録(平成26年12月4日開催分)
- 10-35 日本赤十字九州国際看護大学企画情報室規程 (既出 資料 9(1)-6)
- 10-36 日本赤十字九州国際看護大学PDCAサイクル図
- 10-37 日本赤十字九州国際看護大学評価体制図
- 10-38 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱 (既出 資料 9(1)-24)
- 10-39 日本赤十字九州国際看護大学学部領域代表者会議規程
- 10-40 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科領域代表者会議規程 (既出 資料 1-18)
- 10-41 日本赤十字九州国際看護大学運営審議会設置要綱 (既出 資料 1-14)
- 10-42 平成26年度第1回運営審議会議事要旨・議事録 (既出 資料 1-15)
- 10-43 平成26年度第6回経営会議議事録
- 10-44 学校法人日本赤十字学園勤務評価マニュアル
- 10-45 平成26年度勤務評価者等の区分一覧
- 10-46 ホームページ/教員紹介
<http://www.jrckicn.ac.jp/guide/guide09.html>
- 10-47 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程

終 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は、経常的に自己点検・評価を行い事業報告書として公表してきた。また、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が平成 20 年度から策定している第一次中期計画（5 ヶ年）を受けた本学の中期計画に基づき大学運営の実施・評価をしている。今回本学が、大学基準協会の第 2 回目の大学認証評価を受審するにあたり、第一次中期計画（平成 20～25 年度）の評価の時期と重なり、両者を併せて本学の評価を行った。これらを踏まえて今回の認証評価のための報告書を作成した。自己点検・評価及び報告書の作成にあたっては、学長の指示の下、自己点検・評価委員会が中心となって、全教職員が取り組む体制で実施した。このことにより、教職員一人ひとりが、改めて建学の精神に立ち返り、本学の教育の理念や教育目標、教育実践、大学運営等について再認識し、課題と方向性が明確になった。さらに、本学の目標設定や進捗管理を実施する内部質保証に関するシステムを明確に定めたことは収穫であった。今後も、全学的に自己点検・評価を継続して行い、改善に努めていく。

目標の到達状況

1) 理念・目的

本学は、学園が統括する 6 つの赤十字看護大学の 1 つとして九州地区に開設され、本邦唯一国際を標榜する単科看護大学としての特色を持つ。本学の特徴は、赤十字の基本原則である「人道 (Humanity)」の理念に基づき、教育理念・目的を定め、「個人の尊厳を尊重する人間性を培う」「国内外で活躍できる実践力を持った看護専門職の育成」を教育理念・目的に謳っていることである。教育理念・目的の周知については、大学教職員・学生へはもとより、社会に対しても、様々な機会や媒体を通して広く公表しているが、今後は、本学の特徴をさらに強調して周知する必要がある。教育理念・目的の適切性の検証は、第二次中期計画において 2 年毎に行うことにしており、大学運営審議会等において第三者からの意見も聞くことにしている。教育理念・目的を達成するための体制を整えて教育活動を行っていることから、本基準は、おおむね達成していると評価している。

2) 教育研究組織

本学の教育研究組織は、学部、研究科に加えて、看護継続教育センター（平成 22 年度開設）、国際看護実践研究センター（平成 25 年度開設）から成っている。地域に開かれた大学としての役割や「国際性」を強化するために組織を整備してきた。組織の適切性については、学園の理事会等で検証するとともに、地域の要請や時代の変化に対応して整えていく方針である。

経営会議、教授会、研究科委員会、学部・研究科の領域代表者会議、各委員会は、それぞれの規程に則って運営され、議事内容は、議事録として全教職員に速やかに報告される。また、それぞれの会議や委員会の連携が密にできるよう組織化している。今後は、さらに組織が円滑に機能し、教育研究活動に効果的に反映するよう努めていく。

3) 教員・教員組織

教員の募集、採用、昇任等は選考基準に基づいて決定し、教員の質を担保している。教員数は十分に基準を満たしており、年齢構成のバランスも適切であるが、領域によっては確保が困難な領域もあり、全領域で充足できるよう教員の育成と確保に努める。

本学は、大学として教員に博士の学位取得を進めてきた結果、平成 26 年度では 15 人が博士の学位の取得者である。平成 28 年度には、大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の開設を予定しており、教員が博士号を取得しやすい環境を整える。教員の人材育成を図るために、FD/SD 研修のさらなる充実を図っていく。

4) 教育内容・方法・成果

教育理念・目的に沿って教育目標を設定し、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーを明確にして教育を実施している。これらの方針が一貫性を持ち、教育実践の指針となったことは評価できる。現在、学部のディプロマポリシーに示す 5 つの能力の達成度を定量的、系統的に評価するシステムを整えつつある。

教育内容・方法については、授業形態や実習の組み立ての工夫、授業評価、シラバスの工夫及び公開授業の実施等によって改善・充実を図っており、成果をあげていると考える。今後も引き続きさらなる改善を進めていくこととしている。

さらに、アセスメントポリシーを明確にして組織的に教育成果を検証し、教育の質を保証している。

平成 28 年度には、学部のカリキュラム改正する予定としているので、これまでの評価を十分に活かし、時代に対応したカリキュラムとなるように準備している。

5) 学生の受け入れ

教育理念・目標を効果的に実現するため、アドミッションポリシーの周知に努め学生確保に取り組んでおり、「赤十字」や「国際」に関心のある学生が応募する傾向にある。少子化の時代にあり、学生確保は困難な課題であるが、現在のところ定員を確保している。研究科は確保が厳しい状況にあったが、サテライトでの「お話し受講」や「科目等履修」制度の活用を積極的に進め、平成 26～27 年度は定員を確保することができた。関係施設との連携や高校訪問、オープンキャンパス、ホームページ等による広報は一定の成果を上げている。

6) 学生支援

学生が、心身ともに健康で安心して学業に専念できるよう、学部長をはじめとして、学生支援・教務委員会、学年・クラス担任、基礎ゼミ担当教員、職員等大学構成員全体で幾重もの仕組みを作り支援している。個々の学生に対するきめ細かな支援や本学独自の経済的支援措置及び赤十字関係の奨学金制度の活用、また、全国平均を上回る国家試験の合格率等から、大いに成果を上げていると評価できる。

7) 教育研究等環境

キャンパスは緑豊かな環境にあり、校地・校舎とも快適に過ごせる広さと機能性を有している。看護教育として必要な施設・設備を有しているが、今後は、グループ学習等行えるようなラーニング・commons 的機能を持つ施設の整備が必要と考えている。

研究支援体制は、個人研究費や本学独自の奨励・指定研究制度等を設けているほか、大学院生や若手教員のための研究支援体制を整えている。しかし、若手教員は実習指導等で研究時間を確保できないことを課題としており、改善に向けて努力する。

科学研究費等補助金確保については、さらなる外部資金の獲得をめざし、申請件数の増加に努めている。

8) 社会連携・社会貢献

これまで、学術による連携協力、行政・公的機関及び地域との連携協力を積極的に実施してきたことは評価できる。これらの結果、平成 25 年度から始まった私立大学等改革総合支援事業タイプ 2（地域発展）に 2 ヶ年連続で選定されている。平成 26 年度には、「地域連携室」を設置し、機動性を持って活動できるようになったことは評価できる。

本学は、地域に公開する「国際フォーラム」や「国際シンポジウム」、赤十字国際委員会（ICRC）及び日本赤十字社と共催する「国際人道援助研修：H. E. L. P.」、独立行政法人国際協力機構（JICA）の受託事業としての海外研修生の受入れ、本学教員を専門家とした開発途上国への短期派遣など、国内外の保健衛生・看護の向上や災害・看護の人材育成に、貢献していると高く評価している。

また、福岡県西方沖地震、東日本大震災後に行った学生及び教職員のボランティア活動は、赤十字の看護大学として本学の存在意義を再認識できる機会となった。

9) 管理運営・財務

管理運営については、学園の寄附行為をはじめとした諸規則や学内諸規程及び中期計画に基づいて適切な管理運営を行っている。諸規程は、必要に応じて学園及び学内の承認手続きを経て改正している。本学は、学園による監事監査及び内部監査、公認会計士による監査を受け、適正に業務を執行していると評価されている。意思決定プロセスにおいては、規程に基づき、それぞれの委員会、教授会、経営会議等、責任と権限を明確化し、適正に審議・決定している。管理運営上重視していることは、大学構成員への情報の周知と共有を図り、協働体制のもと運営することである。

財務については、財務委員会、経営会議を経て学園の承認のもと、中期計画に基づいた予算編成を行って執行している。全教職員が財務状況を理解し健全化に向けて努力している結果、財務状況はおおむね良好である。しかし、少子化等環境の変化に伴う収入の不安定さや施設・設備の更新に備えた財源確保など経営環境は楽観できず、コスト意識に基づく費用削減や寄付金、科学研究費、各種補助金等の外部資金の獲得に努める。

10) 内部質保証

本学は、開学 2 年目より自己点検・評価委員会を設置し、全学的に取り組む体制を整え、第三者評価を受けながら自己改革を進めている。また、その経過や成果を九州の日本赤十字社各県支部・施設の各種会議、学園理事会、ホームページ等で報告・公表している。第二次中期計画の策定にあたっては、自己点検・評価委員会が中心となって、全学的に取り組むシステムを整え大学基準協会の評価項目と合わせて第一次中期計画の評価を行い、第二次中期計画を策定した。評価・策定にあたっては、教職員全員で、本学の課題を明らかにし対策に取り組んでいる。学長は、改革・改善を確実に実施していくため、PDCA サイクルの循環を推進する役割を担う学長直属の企画情報

室を設置した。今後も、本学のステークホルダーへの報告やホームページでの一般社会に向けての情報の公表は継続していく。

平成 25 年度に内部質保証のシステムを整備し動き出したことは評価できる。平成 26 年度からは、このシステムを使って確実に実施していく。

優先的に取り組む課題

以下の 6 項目を、優先的に取り組む課題とする。

1. 優秀な学生の確保
 - ①広報の充実強化を図り、優秀な受験生（学部・研究科）の確保に努める。
2. 質の高い教育の実践
 - ①カリキュラムポリシーに基づき、平成 28 年度に向けてカリキュラム改正を行う。
 - ②ルーブリックを用いた評価システムを整備する。
 - ③大学院看護学研究科共同教育課程（博士後期課程）の平成 28 年度開設を目指す。
 - ④専門看護師課程の設置に向けて準備する。
 - ⑤他の赤十字看護大学と単位互換を開始する。
3. 教育・研究の充実・強化
 - ①教員の編成方針に基づき教員を確保するとともに、FD 等により教育力の向上に努める。
 - ②教員への研究支援体制を整え、科学研究費補助金等外部研究資金の一層の獲得を目指す。
4. 赤十字の特色ある教育の推進
 - ①国際交流協定大学と短期留学生・研究生の交換、教員の交流・共同研究を推進する。
 - ②学部における「国際看護コース」を平成 28 年度に設置する。
5. 地域貢献の拡充と強化
 - ①地域連携室の機能を高め、産学官連携、特に産学連携を強化する。
 - ②看護継続教育センターでの新たなコースを開設する。
6. 内部質保証システムの機能強化
 - ①内部質保証システムを確実に機能させ、大学の改善・改革を進める。

今後の展望

本学は、赤十字の基本原則である「人道 (Humanity)」に基づき、人間の尊厳を尊重する豊かな人間性を育み、広く深く専門的知識を授け、世界のいかなる場所、状況、時にあっても、看護を主体的・創造的に実践できる人材を育成している。

現代の世界の情勢に目を向けると、紛争・テロの多発や自然・人為災害の大規模化、新しい感染症の発症等、人間の生命・健康、尊厳が危機に晒されている状況にある。一方、日本においては、少子高齢社会を迎え、医療・看護の提供体制の変革が進んでおり、看護に期待される役割は拡大している。このような状況にあって、本学は、過去、現在、未来を見据え、人道を基盤として、社会に求められる看護職の育成に取り組んでいく。

本学が教育活動を行う上で最も重要なことは、本学の理念・目的に沿って、教育目標に基づいた教育を確実に行うことであり、教育活動のプロセスにおいて適宜、教育の質の検証を行い、改善・改革を実施し、公表を通して他者の意見を取り入れながら発展に努めることである。具体的には、当面、優先課題に挙げた項目を着実に実践していくことを通して、本学の教育の柱である「赤十字」、「看護」、「国際」の教育を充実し、さらに本学の特色を発揮していく。

本学は、世界の人道機関の一翼を担う教育機関として、その成果が、看護を通して、国内外の人々の生命と健康及び尊厳を守り、平和な社会の創造に貢献することを願っている。

平成 27 年 3 月 吉日

日本赤十字九州国際看護大学
学 長 浦田 喜久子